

2016年度 法務研究科 開講科目一覽

授 業 コ ー ス	授 業 科 目	開講形態	単 位	担 当 者	備 考
<b>法律基本科目</b>					
<b>[公法系]</b>					
55001-001	憲法(統治)	秋学期	2	沢登 文治	名城大学連携科目
55003-001	憲法(人権)	春学期	2	菅原 真	
55005-001	憲法(憲法訴訟)	春学期	2	倉持 孝司	
55007-001	行政法	春学期	2	榊原 秀訓 豊島 明子	
55009-001	憲法演習	秋学期	2	倉持 孝司	
55164-001	憲法基礎研究	秋学期	2	倉持 孝司	
55011-001	行政法演習	秋学期	2	榊原 秀訓 豊島 明子	
55131-001	公法事例研究	秋学期	2	榊原 秀訓 倉持 孝司	
<b>[民事系]</b>					
55031-001	民法(契約法)	春学期	4	都筑 満雄	名城大学連携科目
55033-001	民法(物権法)	春学期	2	副田 隆重	
55035-001	民法(担保法)	秋学期	2	清原 泰司	
55037-001	民法(不法行為法)	秋学期	2	松浦 以津子	
55039-001	民法(家族法)	春学期	2	伊藤 司	
55041-001	商法(会社法)	秋学期	4	玉井 利幸	
55043-001	商法(商取引法)	秋学期	2	今泉 邦子	
55271-001	民事訴訟法 I (2016年度以降入学者用)	春学期	2	石田 秀博	
55047-001	民事訴訟法 II (2015年度以前入学者用)	春学期	2	石田 秀博	
55272-001	民事訴訟法 II (2016年度以降入学者用)	秋学期	2	石田 秀博	
55049-001	民法演習 I	春学期	2	松浦 以津子	
55166-001	民法基礎研究	秋学期	2	伊藤 司 清原 泰司 副田 隆重 都筑 満雄 松浦 以津子	
55051-001	民法演習 II	秋学期	2	清原 泰司	
55053-001	商法演習	春学期	2	今泉 邦子	
55055-001	民事訴訟法演習	秋学期	2	石田 秀博	
55139-001	民事法事例研究 A	春学期	2	石田 秀博 佐藤 勤 玉井 利幸	

授 業 コード	授 業 科 目	開講形態	単 位	担 当 者	備 考	
55141-001	民事法事例研究 B	秋学期	2	伊藤 司 清原 泰司 副田 隆重 平林 美紀 松浦 以津子	名城大学連携科目	
<b>[刑事系]</b>						
55071-001	刑法 I	春学期	4	末道 康之	名城大学連携科目	
55073-001	刑法 II	春学期	2	丸山 雅夫		
55273-001	刑事訴訟法 I (2016 年度以降入学者用)	春学期	2	岡田 悦典		
55077-001	刑事訴訟法 II (2015 年度以前入学者用)	春学期	2	岡田 悦典		
55274-001	刑事訴訟法 II (2016 年度以降入学者用)	秋学期	2	岡田 悦典		
55079-001	刑法演習	秋学期	2	丸山 雅夫		
55168-001	刑法基礎研究	秋学期	2	末道 康之		
55081-001	刑事訴訟法演習	秋学期	2	岡田 悦典		
55135-001	刑法事例研究	秋学期	2	末道 康之		
55137-001	刑事訴訟法事例研究	夏期後半	2	峰 ひろみ		名城大学連携科目
<b>実務基礎科目</b>						
55170-001	法情報調査	春学期	2	松浦 以津子 伊藤 司	名城大学連携科目	
55057-001	民事法研究	春学期	2	加藤 良夫		
55059-001	民事法演習	春学期	2	久世 表士		
55101-001	民事実務総合研究	秋学期	2	久世 表士 久志本 修一		
55103-001	民事実務演習	春学期	2	久志本 修一		
55105-001	刑事実務総合研究	秋学期	2	大西 平泰		
55107-001	刑事実務演習	秋学期	2	伊藤 新一郎		
55109-001	法曹倫理	春学期	2	加藤 良夫 伊藤 新一郎 大西 平泰		
55173-001	紛争解決(ロイヤリング)	秋学期隔週	2	加藤 良夫		
55175-001	法務エクスターンシップ	冬期集中	2	加藤 良夫		
55177-001	模擬裁判	夏期後半	2	久世 表士 久志本 修一		
<b>人間の尊厳科目</b>						
55151-001	法と人間の尊厳(歴史の視点)	秋学期	2	田中 実		名城大学連携科目
55155-001	法と人間の尊厳(哲学の視点)	秋学期	2	高橋 広次		
55157-001	法と人間の尊厳(生命と法)	春学期	2	丸山 雅夫		

授業コード	授業科目	開講形態	単位	担当者	備考
55159-001	法と人間の尊厳(犯罪被害者と法)	秋学期	2	丸山 雅夫 岡田 悦典 水留 正流	
55269-001	法と人間の尊厳(企業倫理と法)	春学期	2	佐藤 勤	
<b>展開・先端科目</b>					
<b>[社会・人権領域]</b>					
55191-001	労働法(個別紛争)	春学期	2	緒方 桂子	
55193-001	労働法(集団紛争)	秋学期	2	緒方 桂子	
55195-001	社会保障と法	秋学期	2	豊島 明子	
55199-001	消費者法	春学期隔週	2	宮下 修一	
55270-001	国際法	秋学期	2	佐藤 一義	名城大学連携科目
55213-001	国際私法	春学期	2	青木 清	
55216-001	少年法	秋学期	2	丸山 雅夫	名城大学連携科目
55217-001	医療と法	秋学期	2	加藤 良夫	
55220-001	司法概論	秋学期	2	宮島 元子 吉野 彩子	名城大学連携科目
55263-001	環境法	秋学期	2	下山 憲治	名古屋大学連携科目
55267-001	地方自治法	春学期	2	豊島 明子	名古屋大学・名城大学 連携科目
<b>[企業法務領域]</b>					
55222-001	企業法務(契約実務)	春学期	2	宮島 元子	名城大学連携科目
55223-001	企業法務(特許戦略)	春学期	2	碓氷 裕彦	名城大学連携科目
55224-001	企業法務(意匠・商標および外国知的財産戦略)	春学期	2	碓氷 裕彦	名城大学連携科目
55231-001	企業法務(会社法務)	冬期集中	2	片山 典之	
55235-001	税法	秋学期隔週	2	望月 爾	名城大学連携科目
55237-001	倒産法務(破産)	春学期	2	小原 将照	
55239-001	倒産法務(民事再生)	秋学期	2	小原 将照	
55241-001	民事執行・保全法	秋学期	2	久世 表士	
55243-001	不動産法務	春学期	2	久志本 修一	
55245-001	経済法	春学期隔週	2	山本 大輔	名城大学連携科目
55247-001	国際取引法	夏期後半	2	金 祥洙 平田 大器	
55249-001	知的財産権法 A	春学期	2	鈴木 将文	名古屋大学連携科目
55251-001	知的財産権法 B	秋学期	2	川岸 弘樹 松井 隆	
55253-001	保険法	夏期後半	2	甘利 公人	

# 講義概要

講義名:55001 憲法(統治)

【講義基本情報】

教員:	沢登 文治	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	月 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この講義では、憲法の「統治機構」領域の法知識の涵養と創造的な思考力を養い、事実即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成をはかります。 授業は、近代憲法における統治機構編成原理の基礎、その現代国家における変容、国民主権と国民代表、といったテーマで原理的知見を得た後、国会、内閣、財政、司法、地方自治の順に進みます。内容は既存の学説、法令及び判例を理解することを第一の目的としながら、事案や判例の検討を通じて、法曹に求められる資質であるところの、問題の発見能力・問題の提起能力を育むことを二次的目標とします。統治機構に関する周辺諸科学や論壇の議論と憲法学の理論との差異を検証しながら、実践的な思考力を取得していきます。 授業の進め方は、 ① テキストは、野中他編『憲法Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣）を用います。 ② 事前にレジュメ集を配付します。それを十分に予習し、課題を各自検討しておきます。 ③ 授業時間には、予習復習を前提に、受講生に質問をして理解を深めていくソクラテス・メソッドの講義方式をとります。そのように進行していくため、受講生の授業への積極的参加が欠かせません。
到達目標	①憲法の基本原理と基本概念を理解する。 ②具体的な裁判例や政治問題との関係で、憲法の統治機構の領域における問題を法的に考える。 ③統治機構に関する判例・学説を正確に理解し、それらを批判的かつ発展的に考察する。 なお、本講義の理論的到達目標は、HPに掲載されている「共通的な到達モデル(第二次案修正案):憲法」を踏まえたものである。
教科書	野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2012年） 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣、2013年）
参考書・参考資料	芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法〔第5版〕』（岩波書店、2011年） 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年） 辻村みよ子『憲法〔第4版〕』（日本評論社、2012年） 高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第3版〕』（有斐閣、2013年） 憲法判例研究会編『判例プラクティス 憲法〔増補版〕』（信山社、2014年）
成績評価方法	中間テスト(20%)、期末試験(70%)、授業参加度(10%)による評価。
履修条件	特になし。
その他の注意	毎回、教科書およびレジュメ資料の該当箇所を必ず予習してきてください。質問と回答、それに対する補足説明という方法で、重要な事柄に関する理解の定着を図ります。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	○国法の諸形式 ●天皇制 ●平和主義	○憲法改正と実質的意味の法律の諸類型について、その原理的基本的な意味を理解します。第20章 国法の諸形式○国民主権原理と象徴天皇制の意義およびそのことから生ずる様々な制度を理解します。 ≪1巻≫第1編 第3章 「国民主権と象徴天皇制」 ○現行憲法における平和主義と9条の規範構造を、安保との関係で理解します。 ≪1巻≫第1編 第4章「平和主義」	該当部分およびレジュメ集該当部分を予習し、各自ポイントをまとめておいてください。
2	○憲法の観念と統治機構の基本原則・統治機構の変容 ○国民代表と民主制 ●参政権	○立憲の意味の憲法の意味を理解したうえで、権力分立と議会制民主主義の関係を考察します。統治機構の古典的原理が現代国家によって変容していることを理解します。 ≪第2巻≫第三編「序論」 ○主権原理の骨格とそれを前提にした国民代表制の制度論	同上

	○選挙制度と政党	を理解する。直接民主政と間接民主制の取り合わせ、選挙制度を理解します。また、公務員選定罷免権・請願権・国家賠償請求権・政治的表現の自由といった国民の権利が統治機構論として持つ意味を理解します。 《第1巻》第11章 参政権 第14章 国会 I 代表民主制と選挙・政党	
3	○国会の地位および国会の組織、国会議員の地位	○国民代表機関・国権の最高機関・唯一の立法機関という国会の地位につき原理論的に理解し、また二院制および衆議院の優越の制度について理解します。 II 国会 第1節 国会の地位と性格 第2節 国会の組織 第3節 国会議員の地位	同上
4	○国会の権能、議院の権能	○国会の権能を、立法機関としての権能とそれ以外の権能を区別し、また衆参それぞれの議院が有する議院の権能とは何か、理解します。 第6節 国会の権能 第7節 議院の権能	同上
5	○議院内閣制の成立と概念	○わが国における議院内閣制の成立を民主制の発展経過の中で把握するとともに、その概念はいかなるものかを理解します。 第15章 内閣 第1節 国政上の地位と性格	同上
6	○内閣の組織と内閣の権限・責任	○内閣の組織とその権限、および、その責任、さらに内閣のコントロールについて、理解します。 第2節 内閣の組織 第3節 内閣の権限 第4節 内閣の権限行使と責任	同上
7	●被疑者・被告人の権利・裁判を受ける権利・公平で迅速な公開裁判を受ける権利	○司法権のあり方について、裁判を受ける権利との関係で理解します。 《1巻》第2編 第8章 第6節・第7節 公平な裁判所の迅速な公開裁判・弁護人依頼権	同上
8	中間テスト実施日	1～7回までを範囲として、中間テストを行います(択一・論述)。その上で、テストのポイント解説および重点的復習ポイントを説明します。	同上
9	○司法権の意義、範囲・限界	○法律上の争訟、議院の自律権、裁量、統治行為、部分社会論などの論点を整理し理解します。 第16章 裁判所と憲法訴訟 I 司法権 第1節 司法権	同上
10	○司法権の独立	○司法権の独立と裁判官の身分保障を、立憲主義の基本原則と関連させながら理解します。 第2節 司法権の独立	同上
11	○裁判所の組織と権能	○裁判所組織、裁判官の任免・再任、最高裁国民審査、規則制定権、裁判の公開などを理解します。 第3節 裁判所の構成と権能	同上

		第4節 裁判の手續と運用	
12	○違憲審査制	○憲法保障の諸類型，違憲審査のアメリカ型とドイツ型，司法消極主義と積極主義，日本の特色と問題点などを理解します。 II 違憲審査性と憲法訴訟 第1節 違憲審査制 第19章 憲法の持続と変動 第2節 憲法保障	同上
13	○憲法訴訟	○憲法訴訟の要件や審査の方法・基準，憲法判断の回避の問題について整理し，理解します。 第16章 裁判所と憲法訴訟 II 違憲審査性と憲法訴訟 第2節 憲法訴訟	同上
14	○財政と税制	○納税の義務と主権的権利性，および，財政民主主義・租税法律主義を理解し，予算の諸問題を理解します。 第17章 財政	同上
15	○地方自治と地方分権	○近代国家と地方自治の本旨，住民自治・団体自治，地方公共団体の権能，住民投票，条例制定権など地方住民の権利について理解します。 第18章 地方自治	同上

講義名:55003 憲法(人権)

【講義基本情報】

教員:	菅原 真	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	月 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、ソクラテスマソッドを採用しつつ講義形式で行う。</p> <p>憲法の基本原理を踏まえなければ、憲法判例を理解することなどできないという認識の下、この授業では、憲法の基本原理や基本的人権の本質論を重視しながら、多くの事例や憲法判例についての検討を行う。その際、単に最高裁判決(多数意見)の結論だけでなく、可能な限り、事実の概要、少数意見や下級審判決、憲法状況や基本原理に遡って学んでいく。</p> <p>法科大学院での学習は、複雑な事象の中から論点を抽出する力、その論点についてもっとも合理的で説得的な論理を構成する力を身につけるものでなければならない。そのためには知識を単に丸暗記するのではなく、その知識を応用できる能力を身につける必要がある。</p> <p>そのために、授業は以下のように進行する。</p> <p>①指定教科書を必ず熟読し、事前配付資料に記載された「Q」の解答をあらかじめ用意してくる。</p> <p>②授業では、そのことを前提に、「Q」につき受講生に質問するなどして双方向性・多方向性を取り入れて進める。</p> <p>③ある論点について異なる見解・解釈がある場合において、いかなる見解・解釈がもっとも合理的かつ説得的であるかにつき、憲法の基本原理との関係、「人間の尊厳」からみた正当性、論理性の観点から受講生から意見を表明してもらい、若干の議論を行うとともに、当該論点に関する応用・発展問題についても構想する。</p>
到達目標	<p>憲法的リーガルマインドの基礎をなす基本的知識を獲得する。</p> <p>具体的には、憲法の基本原理や基本的人権の本質論を学び、その知見を身につけることができる。</p> <p>さらに、憲法の人権領域に関する諸問題や具体的事件(判例)を学びながら、当該問題・事件の解決のためにもっとも合理的で説得的な解釈が何かを自ら選び取る力を身につけることができる。</p>
教科書	<p>野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法 I [第 5 版]』(有斐閣、2012 年)</p> <p>長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選 I・II [第 6 版]』(有斐閣、2013 年)</p>
参考書・参考資料	<p>芦部信喜(高橋和之編)『憲法[第6版]』(岩波書店、2015 年)</p> <p>辻村みよ子『憲法[第 4 版]』(日本評論社、2012 年)</p>
成績評価方法	定期試験(70%)、中間テスト 1 回(10%)、小テスト 2 回(10%)、授業参加度(10%)による評価
履修条件	特になし。
その他の注意	法科大学院協会 到達目標 憲法との関係に留意する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	人権の全体像 人権の主体	<p>第5章 人権総論</p> <p>第1節 人権の歴史</p> <p>第2節 人権の観念および類型</p> <p>第3節 人権の享有主体</p>	<p>受講者は、教科書の該当部分を熟読するとともに、事前に提示された「Q」(講義概要に記したように、「共通的な到達モデル(第二次案修正案):憲法」に示された法科大学院でマスターすべきとされる論点をほぼ網羅している)について整理した上で授業に参加する。</p>
2	私人間における人権の保障	<p>第5章</p> <p>第5節 私人間における人権の保障</p>	同上。
3	特別の法律関係における人権	<p>第5章</p> <p>第4節 特別の法律関係における人権</p>	同上。
4	人権保障の限界	<p>第5章</p> <p>第6節 人権保障の限界</p>	同上。

5	包括的基本権	第6章 包括的基本権と法の下での平等 第1節 生命、自由および幸福追求権	同上。
6	法の下での平等	第7章 包括的基本権と法の下での平等 第2節 法の下での平等	同上。
7	思想・良心の自由	第7章 精神的自由権 第1節 思想・良心の自由	同上。
8	学問の自由	第7章 精神的自由権 第3節 学問の自由	同上。
9	信教の自由と政教分離	第7章 精神的自由権 第2節 信教の自由と政教分離の原則	同上。
10	表現の自由(総論)	第7章 精神的自由権 第4節 表現の自由 一 総説	同上。
11	表現の自由(各論)	第7章 精神的自由権 第4節 表現の自由 二 集会・結社の自由 三 言論・出版の自由	同上。
12	人身の自由 および 刑事裁判手続上の諸権利	第8章 人身の自由および刑事手続上の諸権利 第1節 奴隷的拘束および苦役からの自由 第2節 適正手続の保障 第3節 身体の拘束に対する保障 第4節 証拠の収集・採用に関する保障 第6節 公平な裁判所の迅速な公開裁判	同上。
13	経済的自由 (居住・移転の自由、海外渡航・国籍離脱の自由、職業選択の自由)	第9章 経済的自由 第1節 総説 第2節 居住・移転の自由 第3節 海外渡航、国籍離脱の自由 第4節 職業選択の自由	同上。
14	経済的自由 (財産権)	第9章 経済的自由 第5節 財産権	同上。
15	生存権	第10章 社会権 第1節 生存権	同上。

講義名: 55005 憲法(憲法訴訟)

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	火 4
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>本講義は、1年次の憲法(統治)において検討した「憲法訴訟の論理的展開」についての基礎知識を基に、憲法訴訟の実際を判例に即して検討して行く。</p> <p>講義方式は、「演習」であり、双方向・他方向でのやり取りを前提とする。</p> <p>すなわち、実際の憲法訴訟を素材に、当事者の主張、主に国側の反論および裁判所の対応を体験しながら、自分の考えを形成できる能力を身につけること、言い換えると、将来、実務家として憲法訴訟をなす能力の獲得をめざす。その場合、1年で学習した人権・統治の基礎的知識が前提となる。</p> <p>検討にあたって、判例の「規範」を覚えるだけでなく、そのような「規範」が生まれた背景、下級審と最高裁との違い、最高裁における多数意見と反対意見の違い(もし、あれば)等も考慮する。</p> <p>新司法試験論文式出題趣旨において、「憲法」論文式問題は、判例および学説に関する知識を単に「書き連ね」たような、観念的、定型的、「自動販売機」型の答案を求めるものではなく、「考える」ことを求めている、とされていくことに注意したい。なお、「共通的な到達モデル(第二次案修正案):憲法」を踏まえている。</p>
到達目標	<p>憲法の基本知識が確認できる(そのために、必要に応じて教科書の復習を行う)。</p> <p>憲法の基本判例をマスターできる(そのために、可能な限り、第一審判決から全文を読むようにしたい)。</p> <p>憲法訴訟において、当事者の立場から違憲論を立論し、とくに国側の立場から反論し合憲論を展開し、それらをふまえて、裁判所の立場から公平な判断を示すことができる(そのための基礎固めを行う)。</p>
教科書	<p>野中=中村=高橋=高見『憲法Ⅰ・Ⅱ(第5版)』有斐閣</p> <p>『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ(第6版)』有斐閣</p> <p>LS憲法研究会編『プロセス演習憲法(第4版)』信山社</p>
参考書・参考資料	
成績評価方法	<p>中間テスト 20%、授業参加度 10%、定期試験 70%の割合で評価する。欠席は、最終得点から1回につき、1点減じる(正当な理由がある場合は考慮する)。</p>
履修条件	
その他の注意	<p>科大学院協会 到達目標 憲法との関係に留意する。</p>

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス 君が代訴訟	<p>事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認</p> <p>学説の対応</p> <p>判決の検討</p>	<p>事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。</p> <p>必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。</p> <p>事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。</p>
2	憲法訴訟 重要基本判決(1)南九州税理士会事件	<p>事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認</p> <p>学説の対応</p> <p>判決の検討</p>	<p>事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。</p> <p>必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。</p> <p>事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。</p>
3	憲法訴訟 重要基本判決(2)津地鎮祭訴訟	<p>事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認</p> <p>学説の対応</p> <p>判決の検討</p>	<p>事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。</p> <p>必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。</p> <p>事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。</p>
4	憲法訴訟 重要基本判決(3)大分県屋外広告物条例事件	<p>事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認</p> <p>学説の対応</p> <p>判決の検討</p>	<p>事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。</p> <p>必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。</p> <p>事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。</p>
5	憲法訴訟 重要基本判決(4)岐阜県青少年	<p>事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認</p>	<p>事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。</p> <p>必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着</p>

	年保護育成条例事件	学説の対応 判決の検討	を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
6	憲法訴訟 重要基本判決(5)北方ジャーナル事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
7	憲法訴訟 重要基本判決(6)サンケイ新聞事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
8	中間テスト		
9	憲法訴訟 重要基本判決(7)泉佐野市民会館事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
10	憲法訴訟 違憲判決(1)薬事法事件	事実の概要、争点、当事者の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
11	憲法訴訟 違憲判決(2)森林法事件 (3)郵便法事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
12	憲法訴訟 重要基本判決(8)猿払事件	事実の概要、争点、当事者の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
13	憲法訴訟 違憲判決(4)在外選挙権訴訟	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
14	憲法訴訟 重要基本判決(9)生活保護切下げ訴訟	事実の概要、争点、当事者の主張、当事者の反論、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
15	憲法訴訟 違憲判決 (5)国籍法事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。

講義名: 55007 行政法

[講義基本情報]

教員:	榊原 秀訓・豊島 明子	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	水 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	行政作用法、行政救済法の論点を説明します。行政作用法を扱う場合でも、適宜、関連する行政救済法の論点をとり上げます。最初に、行政手続法・情報公開法を含め、行政作用法の仕組みを概観し、行政救済法との関係を確認します。次に、行政争訟法、最後に、国家補償法を説明します。これらによって、受講者は、法的仕組みとともに、学説・判例理論を修得することになります。授業は、双方向のもので、教員が事前に示す設問を中心に教員と院生の間で質疑応答を行います。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「共通の到達目標」の第1章第1節基本的概念を理解している。</li> <li>2. 「共通の到達目標」の第1章第2節行政処分・法規命令を理解している。</li> <li>3. 「共通の到達目標」の第1章第3節行政上の義務違反に対する強制執行、行政上の義務違反に対する制裁を理解している。</li> <li>4. 「共通の到達目標」の第1章第4節行政手続法を理解している。</li> <li>5. 「共通の到達目標」の第1章第5節情報公開を理解している。</li> <li>6. 「共通の到達目標」の第1章第6節行政過程と裁判過程を理解している。</li> <li>7. 「共通の到達目標」の第2章第1節行政処分の違法事由としての法令違反を理解している。</li> <li>8. 「共通の到達目標」の第2章第2節行政処分の違法事由としての裁量判断の合理性欠如を理解している。</li> <li>9. 「共通の到達目標」の第2章第3節行政処分の違法事由としての委任立法の限界を理解している。</li> <li>10. 「共通の到達目標」の第2章第4節行政処分の違法事由としての自主条例の限界を理解している。</li> <li>11. 「共通の到達目標」の第2章第5節行政処分の違法事由としての信義則違反等を理解している。</li> <li>12. 「共通の到達目標」の第3章第1節行政処分の違法事由としての手続違反を理解している。</li> <li>13. 「共通の到達目標」の第5章第1節取消訴訟の訴訟要件を理解している。</li> <li>14. 「共通の到達目標」の第5章第8節抗告訴訟における仮の救済を理解している。</li> <li>15. 「共通の到達目標」の第7章国家賠償法に基づく損害賠償請求権に関する検討能力を理解している。</li> <li>16. 「共通の到達目標」の第8章損失補償請求権に関する検討能力を理解している。</li> </ol>
教科書	稲葉馨、下井康史、中原茂樹、野呂充編『ケースブック行政法(第5版)』(弘文堂、2014年)
参考書・参考資料	塩野宏『行政法1(第6版)』(有斐閣、2015年)、同『行政法2(第5版補訂版)』(有斐閣、2013年) 宇賀克也『行政法概説1(第5版)』(有斐閣、2013年)、同『行政法概説2(第5版)』(有斐閣、2015年) 『行政判例百選1(第6版)』(有斐閣、2012年)、『行政判例百選2(第6版)』(有斐閣、2012年)
成績評価方法	質疑応答・掲示板書き込みからなる授業参加度(10%)、中間テスト(20%)、期末試験(70%)によって評価します。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	行政法概略 (榊原)	1 行政の分類を理解できるようにします。 2 行政作用法と行政救済法が何かを理解できるようにします。	資料を予習・復習する。
2	行政処分、根拠規範・規制規範と行政法的一般原則 (豊島)	1 実質的行政処分と形式的行政処分を理解できるようにします。 2 根拠規範と規制規範を理解できるようにします。 3 法治主義(特に法律の留保)を理解できるようにします。	資料を予習・復習する。
3	法律と条例の関係 (豊島)	1 法律と条例の関係を理解できるようにします。 2 配慮義務を理解できるようにします。	ケースブック第1章条例部分と資料を予習・復習する。
4	法規命令と行政規則 (豊島)	1 白紙委任・授權範囲踰越を理解できるようにします。 2 行政規則の法的性格を理解できるようにします。	ケースブック第1章行政立法部分と資料を予習・復習する。

5	行政裁量 (豊島)	1従来の裁量論と現行法制度における裁量論の相違を理解できるようにします。 2裁量の広狭を理解できるようにします。 3裁量の踰越濫用を理解できるようにします。	ケースブック第4章行政裁量と資料を予習・復習する。
6	行政手続法 (豊島)	1「審査基準」・「処分基準」と「標準処理期間」を理解できるようにします。 2理由付記を理解できるようにします。 3通知(告知)と聴聞・弁明の機会を理解できるようにします。 4意見公募手続を理解できるようにします。	ケースブック第3章行政手続と資料を予習・復習する。
7	即時強制と義務履行確保 (榊原)	1行政上の強制執行を理解できるようにします。 2代執行を理解できるようにします。 3直接強制・執行罰・行政上の強制徴収を理解できるようにします。 4行政罰を理解できるようにします。	ケースブック第7章実効性確保行政法の強制執行、司法的強制部分と資料を予習・復習する。
8	情報公開法 (榊原)	1情報公開制度の立法化の意義を理解できるようにします。 2個人情報保護制度と情報公開制度を理解できるようにします。 3対象機関(実施機関)と行政文書の保有を理解できるようにします。 4非開示(不開示)事由を理解できるようにします。	ケースブック第10章情報公開と個人情報保護と資料を予習・復習する。
9	損失補償法 (榊原)	1補償の可否を理解できるようにします。 2補償の内容を理解できるようにします。	ケースブック第20章損失補償と資料を予習・復習する。
10	国家賠償法1条 (榊原)	1「公権力の行使」を理解できるようにします。 2違法性と故意・過失の関係を理解できるようにします。	ケースブック第18章国家賠償法1条に基づく賠償責任と資料を予習・復習する。
11	国家賠償法2条 (榊原)	1道路における瑕疵を理解できるようにします。 2河川における瑕疵を理解できるようにします。 3「本来の用法」への責任の限定を理解できるようにします。	ケースブック第19章国家賠償法2条に基づく賠償責任と資料を予習・復習する。
12	行政不服審査法 (榊原)	1行政不服審査法の内容を理解できるようにします。 2取消訴訟と行政不服審査法の関係を理解できるようにします。	資料を予習・復習する。
13	処分性の拡張と行政事件訴訟の類型 (榊原)	1処分性の拡張傾向を理解できるようにします。 2行政事件訴訟訴訟の類型を理解できるようにします。 3抗告訴訟の類型を理解できるようにします。 4抗告訴訟以外の類型の概略を理解できるようにします。	ケースブック第15章その他の抗告訴訟と資料を予習・復習する。
14	原告適格 (榊原)	12004年改正前の判例を理解できるようにします。 22004年改正後の判例を理解できるようにします。	ケースブック第12章原告適格と資料を予習・復習する。
15	訴えの利益と仮の権利保護 (榊原)	1訴えの利益の消滅を理解できるようにします。 2「期間の経過」による訴えの利益の消滅を理解できるようにします。 3被告適格等のその他の訴訟要件を理解できるようにします。 4執行停止、仮の義務付け、仮の差止めを理解できるようにします。	第13章訴えの客観的利益、第17章仮の救済と資料を予習・復習する。

講義名: 55009 憲法演習

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 4
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	本講義は、春学期の「憲法訴訟」と同じく、講義形式としては、「演習」であるので双方向・多方向でのやり取りを前提に、内容としては、第一、基礎知識を体系的に身につけること、第二、その基礎知識を前提にして、基本判例を素材に、当事者の主張、主に国側の反論および裁判所の判断枠組(規範)を追体験しながら、法的思考能力、事例分析能力を養うこと、第三、異なる事例において、学習した判断枠組(規範)を事例に適用できる能力を身につけることをめざす。なお、「共通的な到達モデル(第二次案修正案):憲法」を踏まえている。
到達目標	憲法の基礎知識を体系的にマスターできる(そのために、必要に応じて教科書で基礎知識の確認を行う)。憲法の基本判例をマスターできる(そのために、第一審判決から可能な限り判決文の全文を読むようにする)。事例につき、当事者の立場から違憲論を立論し、とくに国側の立場から反論し合憲論を展開し、裁判所の立場から公平な判断を示すことができる(そのための基礎固めを行う)。
教科書	野中=中村=高橋=高見『憲法 I・II(第5版)』有斐閣 『憲法判例百選 I・II(第6版)』有斐閣 LS憲法研究会編『プロセス演習憲法(第4版)』信山社
参考書・参考資料	
成績評価方法	中間テスト 20%、授業参加度 10%、定期試験 70%の割合で評価する。欠席は、最終得点から1回につき、1点減じる(ただし、正当な理由がある場合は考慮する)。
履修条件	
その他の注意	法科大学院協会 到達目標 憲法に留意する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	重要基本判決(1)国家公務員法違反事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
2	重要基本判決(2)寺西事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
3	重要基本判決(3)剣道受講拒否事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
4	重要基本判決(4)外国人管理職選考受験訴訟	事実の概要、当事者の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
5	重要基本判決(5)堀木訴訟	事実の概要、当事者の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。

6	重要基本判決(6)児童扶養手当支給打ち切り事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
7	重要基本判決(7)生活保護法事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
8	中間テスト		
9	重要基本判決(8)全通東京中郵事件、全農林警職 法事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
10	重要基本判決(9)衆議院議員小選挙区比例代表 並立制事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
11	重要基本判決(10)日本新 党事件	事実の概要、当事者の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
12	重要基本判決(11)福岡県 青少年保護育成条例事 件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
13	事例研究	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示された事例につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した事例に関連する判決につき自分なりのまとめを行う。
14	事例研究	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示された事例につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した事例に関連する判決につき自分なりのまとめを行う。
15	事例研究	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に。あらかじめ提示された事例につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した事例に関連する判決につき自分なりのまとめを行う。

講義名: 55164 憲法基礎研究

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択必修

講義概要

講義概要	2016 年度から新設された科目であるが、1 年次で学習するとくに「人権」領域についての「補強」を目指すものである。 「憲法基礎研究」では、憲法学習にとっての重要性を考慮して基本判例の検討を中心にを行い、必要に応じて該当項目の理論的検討も行う。 講義方式としては、演習・講義の形式で双方向・多方向でのやり取りを前提とする。なお、「共通的な到達モデル(第二次案修正案):憲法」を踏まえている。
到達目標	憲法の「人権」領域を中心に基礎知識が整理・獲得できる。 憲法の「人権」領域を中心に基本判例がマスターできる。 共通の到達目標(憲法)が達成できる。
教科書	野中他『憲法 I (第 5 版)』有斐閣 長谷部他『憲法判例百選(第 6 版)』有斐閣 LS憲法研究会編『プロセス演習 憲法(第 4 版)』信山社
参考書・参考資料	
成績評価方法	中間テスト 20%、授業参加度 10%、定期試験 70%
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	人権の享有主体: マクリーン事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
2	公務員の人権: 猿払事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
3	人権の私人間効力: 三菱樹脂事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
4	幸福追求権: 住基ネット事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
5	平等: 尊属殺事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
6	平等: 婚外子相続差別事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
7	政教分離: 津地鎮祭事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
8	まとめ、中間テスト		

9	表現の自由：博多駅テレビフィルム提出命令事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
10	表現の自由：税関検査事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
11	表現の自由：戸別訪問事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
12	職業選択の自由：薬事法事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
13	生存権：朝日訴訟	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
14	教育権：旭川学テ事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。
15	選挙権：議員定数不均衡事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。判例は、各自の方法で整理し保存する。

講義名:55011 行政法演習

[講義基本情報]

教員:	榑原 秀訓・豊島 明子	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	木 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	事例を検討して、行政作用法、行政救済法の応用的論点を取り上げます。一人1回の報告を求めます。報告前に、院生間で質疑応答を行います。授業は、双方向のもので、教員が事前に示す設問を中心に教員と院生の間で質疑応答を行います。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「共通的到達目標」の第1章第3節行政指導を理解している。</li> <li>2. 「共通的到達目標」の第2章第1節行政処分の違法事由としての法令違反を理解している。</li> <li>3. 「共通的到達目標」の第2章第2節行政処分の違法事由としての裁量判断の合理性欠如を理解している。</li> <li>4. 「共通的到達目標」の第2章第3節行政処分の違法事由としての委任立法の限界を理解している。</li> <li>5. 「共通的到達目標」の第3章第1節行政処分の違法事由としての手続違反を理解している。</li> <li>6. 「共通的到達目標」の第5章第1節取消訴訟の訴訟要件を理解している。</li> <li>7. 「共通的到達目標」の第5章第2節取消訴訟の排他的管轄を理解している。</li> <li>8. 「共通的到達目標」の第5章第3節取消訴訟の本案審理を理解している。</li> <li>9. 「共通的到達目標」の第5章第4節取消訴訟の判決の種類及び効力並びに教示制度を理解している。</li> <li>10. 「共通的到達目標」の第5章第5節無効等確認訴訟を理解している。</li> <li>11. 「共通的到達目標」の第5章第6節不作為確認訴訟を理解している。</li> <li>12. 「共通的到達目標」の第5章第7節義務付け訴訟及び差止訴訟を理解している。</li> <li>13. 「共通的到達目標」の第5章第8節抗告訴訟における仮の救済を理解している。</li> <li>14. 「共通的到達目標」の第6章当事者訴訟の運用能力を理解している。</li> <li>15. 「共通的到達目標」の第7章国家賠償法に基づく損害賠償請求権に関する検討能力を理解している。</li> </ol>
教科書	稲葉馨・下井康史・中原茂樹・野呂充編『ケースブック行政法(第5版)』(弘文堂、2014年)
参考書・参考資料	塩野宏『行政法1(第6版)』(有斐閣、2015年)、同『行政法2(第5版補訂版)』(有斐閣、2013年) 宇賀克也『行政法概説1(第5版)』(有斐閣、2013年)、同『行政法概説2(第5版)』(有斐閣、2015年) 『行政判例百選1(第6版)』(有斐閣、2012年)、『行政判例百選2(第6版)』(有斐閣、2012年)
成績評価方法	質疑応答・掲示板書き込みと報告からなる授業参加度(10%)、中間テスト(20%)、期末試験(70%)によって評価します。
履修条件	「行政法」を履修していることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	処分性の拡張と確認訴訟 (榑原)	確認訴訟の使い方について理解できるようにします。 高岡市病院開設中止勧告事件・最判平成17年7月15日民集59巻6号1661頁 在外邦人選挙権事件・最判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁	ケースブック第16章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
2	抗告訴訟と民事訴訟 (榑原)	抗告訴訟と民事訴訟の使い分けについて、最高裁の考え方を理解できるようにします。 大阪空港事件・最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁 厚木基地事件・最判平成5年2月25日民集47巻2号643頁	ケースブック第15章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
3	行政計画の争い方 (榑原)	行政計画の争い方を理解できるようにします。 浜松市上島駅土地区画整理事業計画事件・最大判平成20年9月10日民集62巻8号2029頁 盛岡広域都市計画用途地域指定無効確認請求事件・最	ケースブック第11章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。

		判昭和57年4月22日民集36巻4号705頁	
4	条例、告示の争い方 (榊原)	条例、告示の争い方を理解できるようにします。 御所町二項道路指定事件・最判平成14年1月17日民集56巻1号1頁 横浜市保育所民営化事件・最判平成21年11月26日判時2063号3頁	ケースブック第11章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
5	通達、内部行為の争い方 (榊原)	通達、内部行為の争い方を理解できるようにします。 成田新幹線事件・最判昭和53年12月8日民集32巻9号1617頁 墓地埋葬通達事件・最判昭和43年12月24日民集22巻13号3147頁	ケースブック第11章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
6	契約、事実行為の争い方 (榊原)	契約、事実行為の争い方を理解できるようにします。 労災就学援助費不支給事件・最判平成15年9月4日判時1841号89頁 冷凍スモークマグロ食品衛生法違反通知事件・最判平成16年4月26日民集58巻4号989頁	ケースブック第11章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
7	原告適格と違法性の主張制限 (豊島)	原告適格の判断の仕方と、原告適格と違法性の主張制限の関係を理解できるようにします。 小田急事件・最判平成17年12月7日民集59巻10号2645頁 サテライト大阪事件・最判平成21年10月15日民集63巻8号1711頁	ケースブック第12章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
8	訴えの利益の消滅と事情判決 (豊島)	訴えの利益が消滅する場合と事情判決の場合の相違を理解できるようにします。 仙台市建築確認取消請求事件・最判昭和59年10月26日民集38巻10号1169頁 八鹿町土地改良事業施工認可処分取消請求事件・最判平成4年1月24日民集46巻1号54頁	ケースブック第13章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
9	取消訴訟、審理と判決の効力 (豊島)	取消訴訟(裁決取消訴訟)と、審理や判決の効力を理解できるようにします。 東京12チャンネル事件・最判昭和43年12月24日民集22巻13号3254頁 逗子市住民監査請求記録請求事件・最判平成11年11月19日民集53巻8号1862頁	ケースブック第14章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
10	公定力と無効確認訴訟 (豊島)	公定力と無効確認訴訟を理解できるようにします。 ネズミ講課税処分事件・最判平成16年7月13日判時1874号58頁 譲渡所得課税無効事件・最判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁	ケースブック第15章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
11	住民訴訟 (豊島)	住民訴訟を理解できるようにします。 桃花台調整交付金事件・最判昭和53年3月30日民集32巻2号485頁 1日校長事件・最判平成4年12月15日民集46巻9号2753頁	ケースブック第16章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
12	国家賠償法1 (榊原)	第三者と違法性の関係、営造物責任を理解できるようにします。 富山パトカー追跡事件・最判昭和61年2月27日民集40巻1号124頁 点字ブロック未設置転落事件・最判昭和61年3月25日民集40巻2号472頁	ケースブック第18章・第19章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。

<p>13 国家賠償法2 (榊原)</p>	<p>職務行為基準説、通達の違法性を争う国賠請求訴訟を理解できるようにします。          韓国人被爆者 402 号通達事件・最判平成19年11月1日民集61巻8号2733頁          奈良過大更正国家賠償請求事件・最判平成5年3月11日民集47巻4号2863頁</p>	<p>ケースブック第18章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>
<p>14 行政裁量 (榊原)</p>	<p>行政裁量の統制について理解できるようにします。          小田急事件・最判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁          呉市公立学校施設使用不許可事件・最判平成18年2月7日民集60巻2号401号</p>	<p>ケースブック第4章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>
<p>15 行政指導 (榊原)</p>	<p>行政指導の限界について理解できるようにします。          品川マンション事件・最判昭和60年7月16日民集39巻5号989頁          武蔵野市教育施設負担金事件・最判平成5年2月18日民集47巻2号574頁</p>	<p>ケースブック第5章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>

講義名:55131 公法事例研究

[講義基本情報]

教員:	榑原 秀訓・倉持 孝司	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	月 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	憲法・行政法について、事例を使って検討を行う。 講義方式として、「演習」であり、双方向・多方向でのやり取りを前提とする。
到達目標	憲法・行政法に関する総合的・応用的な知識を身につける。これまでの法律基本科目で扱っていない基本判例や最新判例を問題形式等で考える。 (行政法部分) 1. 「共通の到達目標」の第1章行政過程の全体像を理解している。 2. 「共通の到達目標」の第2章、第3章の違法事由を理解している。 3. 「共通の到達目標」の第4章、第5章、第6章の行政争訟を理解している。 4. 「共通の到達目標」の第7章、第8章の国家補償を理解している。 (憲法部分) 「共通の到達目標」に即して、憲法の基礎知識を体系的にマスターしている。 憲法の基本判例につきマスターしている。 与えられた事例につき、違憲論・合憲論の展開を踏まえて合理的な結論を導くことができる。
教科書	(憲法部分) 野中=中村=高橋=高見『憲法 1・2』有斐閣 『憲法判例百選 1・2(第6版)』有斐閣 LS 憲法研究会編『プロセス演習 憲法(第4版)』信山社
参考書・参考資料	曾和俊文・金子正史編著『事例研究行政法(第2版)』(日本評論社、2011年)
成績評価方法	授業参加度(19%)と試験(81%)で評価する。試験については、憲法は期末試験のみで、行政法は中間テスト・期末試験で評価するので、憲法(27%)、行政法(54%)で評価する。授業参加度は、質疑応答で評価する。欠席は、マイナス評価する。行政法は中間テスト(27%)、期末試験(27%)。
履修条件	憲法と行政法に関する必修の法律基本科目を履修済みであることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	行政作用法・違法性を中心とした第1セット (榑原)	提示した事例について各自に独力で考えてもらいます。	事例の予習
2	第1セット(基本原則・行政裁量・行政規則・義務履行確保) (榑原)	第1回事例・提示した事例の解説と関連する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習
3	第1セット(行政指導・行政手続・情報公開) (榑原)	提示した事例の解説と関連する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習
4	第1セット(国家補償) (榑原)	提示した事例の解説と関連する国家補償法に関する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習
5	行政争訟法を中心とした第2セット (榑原)	提示した事例について各自に独力で考えてもらいます。	事例の予習
6	第2セット(行政争訟法・抗告訴訟処罰性等) (榑原)	第2回事例・提示した事例の解説と関連する行政争訟法に関する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習
7	行政争訟法を中心とした第3セット (榑原)	提示した事例について各自に独力で考えてもらいます。	事例の予習
8	第3セット(行政争訟法・抗告訴訟仮の権利保護等) (榑原)	第3回事例・提示した事例の解説と関連する行政争訟法に関する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習

9	第3セット(行政争訟法・抗告訴訟仮の権利保護等) (榊原)	提示した事例の解説と関連する法的論点を理解できるようにします。	事例に関連する法的論点の予習・復習
10	第3セット(行政争訟法・当事者訴訟等)・最新判例の検討 (榊原)	提示した事例・最新判例の解説と関連する法的論点を理解できるようにします。	事例・判例に関連する法的論点の予習・復習
11	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例に関する事例式問題の検討 (倉持)	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例を踏まえて、事例式問題を利用して、当事者による違憲の主張、それに対する反論(合憲の主張)、それらをふまえた裁判所の立場からの公平な判断のあり方について検討を行い、憲法学習のまとめを行う。	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。 事後に、各回の事例につき文章で解答してみる。
12	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例に関する事例式問題の検討 (倉持)	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例を踏まえて、事例式問題を利用して、当事者による違憲の主張、それに対する反論(合憲の主張)、それらをふまえた裁判所の立場からの公平な判断のあり方について検討を行い、憲法学習のまとめを行う。	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。 事後に、各回の事例につき文章で解答してみる。
13	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例に関する事例式問題の検討 (倉持)	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例を踏まえて、事例式問題を利用して、当事者による違憲の主張、それに対する反論(合憲の主張)、それらをふまえた裁判所の立場からの公平な判断のあり方について検討を行い、憲法学習のまとめを行う。	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。 事後に、各回の事例につき文章で解答してみる。
14	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例に関する事例式問題の検討 (倉持)	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例を踏まえて、事例式問題を利用して、当事者による違憲の主張、それに対する反論(合憲の主張)、それらをふまえた裁判所の立場からの公平な判断のあり方について検討を行い、憲法学習のまとめを行う。	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。 事後に、各回の事例につき文章で解答してみる。
15	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例に関する事例式問題の検討 (倉持)	憲法各分野におけるこれまでの判例・最近の判例を踏まえて、事例式問題を利用して、当事者による違憲の主張、それに対する反論(合憲の主張)、それらをふまえた裁判所の立場からの公平な判断のあり方について検討を行い、憲法学習のまとめを行う。	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。 事後に、各回の事例につき文章で解答してみる。

講義名:55031 民法(契約法)

[講義基本情報]

教員:	都筑 満雄	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	月1木2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	4
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式で、双方向で行います。 本講義では、民法の契約に関する諸制度、具体的には契約の成立、履行、消滅、そして各種の契約に関する様々な制度について解説を行う。講義がカバーする範囲は、民法総則、債権総論、債権各論(うち契約法)に及び、このうちの契約に関するルールを中心に解説をする。必然的に講義で扱う範囲は非常に広いものであるため(本学の法学部の10単位分に相当)、受講者の自習にゆだねる個所も少なくない。また扱う項目も多いので、相応の予習と復習が求められる。なお本講義の内容は共通的な到達目標モデルに準拠している。 講義形式の授業であるが、受講者への質問を交えながら、進行をする。
到達目標	民法総則、債権総論、債権各論(うち契約法)について、契約に関する制度を中心に、しっかり理解をすること。
教科書	後藤巻則『契約法講義[第3版]』(弘文堂2013年)、内田貴『民法I 総則・物権総論[第4版]』(東京大学出版会2008年)、同『民法II 債権各論[第3版]』(東京大学出版会2011年)、同『民法III 債権総論・担保物権[第3版]』(東京大学出版会2005年)
参考書・参考資料	資料集に掲載されている資料。 なお毎回レジュメを配布する。
成績評価方法	定期試験(60%)、中間試験(30%)、授業中の質疑応答(10%)によって評価する。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	はじめに	以下の講義内容は共通的な到達目標モデルに準拠している。 (1)契約とは何か (2)契約自由の原則 (3)契約の種類	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
2	契約成立のプロセス	契約締結上の過失	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
3	契約成立の諸態様と意思表示(1)	(1)申込みと承諾による契約の成立 (2)意思表示と法律行為 (3)無効と取消し	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
4	意思表示(2)	(1)心裡留保 (2)虚偽表示	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
5	意思表示(3)	錯誤	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
6	意思表示(4)	(1)詐欺 (2)強迫 (3)誤認・困惑	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
7	契約の主体(1)	(1)権利能力 (2)意思能力 (3)行為能力	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
8	契約の主体(2)	(1)代理	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集

		(2)無権代理	を読んで復習すること。
9	契約の主体(3)	(1)無権代理と相続 (2)表見代理	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
10	契約の主体(4)	(1)第三者のためにする契約 (2)法人 (3)契約上の地位の移転	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
11	契約の内容(1)	(1)契約の解釈 (2)公序良俗違反	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
12	契約の内容(2)と正常な経過による債権の実現(1)	(1)約款と不当条項規制 (2)弁済	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
13	正常な経過による債権の実現(2)	(1)債権の準占有者に対する弁済 (2)特定物と不特定物	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
14	正常な経過による債権の実現(3)	(1)弁済の提供 (2)受領遅滞	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
15	双務契約上の債務の履行過程における牽連性(1)	(1)同時履行の抗弁権 (2)危険負担の債権者主義	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
16	双務契約上の債務の履行過程における牽連性(2)と契約が期待通りに履行されなかった場合の救済(1)	(1)危険負担の債務者主義 (2)強制履行 (3)履行補助者の故意・過失	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
17	契約が期待通りに履行されなかった場合の救済(2)	(1)債務不履行 (2)安全配慮義務 (3)損害賠償の範囲	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
18	契約が期待通りに履行されなかった場合の救済(3)	(1)権利の瑕疵に対する担保責任 (2)瑕疵担保責任	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
19	契約から生ずる金銭債権の履行の確保(1)	(1)瑕疵担保責任と錯誤 (2)債権者代位権	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
20	契約から生ずる金銭債権の履行の確保(2)	詐害行為取消権	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
21	契約から生ずる金銭債権の履行の確保(3)	(1)債権譲渡 (2)債務引受	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
22	契約の終了(1)	契約の解除	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
23	契約の終了(2)	(1)合意解除 (2)複合契約	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
24	財産権移転型契約	売買契約	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
25	使用型契約(1)	賃貸借契約一般	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
26	使用型契約(2)	宅地の賃貸借	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
27	使用型契約(3)	建物の賃貸借	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
28	信用型契約	(1)消費貸借 (2)利息に関する規制	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
29	役務型契約(1)	請負契約	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。
30	役務型契約(2)	委任契約	教科書の該当頁を読んで予習し、資料集を読んで復習すること。

講義名: 55033 民法(物権法)

[講義基本情報]

教員:	副田 隆重	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>法学未修者を対象とするこの科目は、内容的には、不動産売買を中心に物権変動や不動産登記に関連する諸問題のほか、契約によらない物権変動として取得時効や相続も対象とする。所有権のほか、地上権・地役権などの用益物権さらに賃借権などの不動産利用権を含む。</p> <p>授業の進め方は、必要最低限のレクチャーのほか、受講生との双方向あるいは受講生相互を含めた多方向の質疑応答や議論のやり取りを通じて、知識・理解を確認し深めるものとする。受講生には、前もって予習すべき内容の範囲内で提示されたいくつかの課題につき必要な調査準備が要請される。</p>
到達目標	<p>1. 不動産売買契約を中心に、民法のいわゆる物権法(担保物権を除く)の内容および取得時効法の基礎を理解することができる。</p> <p>2. 物権変動にかかわる民法の諸原則や不動産登記法のしくみなどを正確に理解することができる。</p> <p>3. それらをめぐる基本的な裁判例、学説上の対立点の確認を前提として、基本的な設例に関し問題の所在と解決の方向を根拠を示して論ずることができる。</p> <p>物権法(担保物権を除く)全体の到達目標の詳細については、第一回目の資料に掲出の資料参照。また、各回における到達目標については、各回の講義内容参照。</p>
教科書	千葉恵美子・藤原正則・七戸克彦『民法2 物権』[第2版補訂版](有斐閣 2008)
参考書・参考資料	<p>内田貴『民法I 総則・物権総論』[第4版](東大出版 2008)</p> <p>加藤雅信『物権法』[第2版](有斐閣 2005)</p> <p>鎌田薫『民法ノート・物権法』[第3版](日本評論社 2007)</p> <p>中田ほか『民法判例百選I』[第6版](有斐閣 2009)</p>
成績評価方法	授業での寄与・小テストが20パーセント、期末試験が80パーセント
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	物権法の基本	<p>物権の性質と効力、物権法定主義</p> <p>共通到達目標 第2編 物権、第1章 総則、第1節 物権の一般原則</p> <p>○物権にはどのような種類があり、それぞれどのような内容の権利であるかを概括的に説明することができる。</p> <p>○物権に共通する特徴を、債権の特徴と対比して説明することができる。</p> <p>○物権法定主義の意義と根拠について説明することができる。</p> <p>○物権的請求権については8,9回で扱う。</p>	テキスト 14,15 章
2	物権変動の基本的思考方法	<p>物権変動と公示に関して、いくつかの立法主義の理解と日本民法の考え方を確認するとともに、物権変動の時期に関して、通説判例や有力説を含め、問題の所在と対立点を確認する。</p> <p>共通到達目標 第2節 物権変動、1 総説</p> <p>○物権の変動が生ずる種々の法律上の原因を、具体例を挙げて説明することができる。</p> <p>○公示の原則とはどのような原則であるか、そのような原則を認める必要があるのはなぜかを説明することができる。</p> <p>○公信の原則とはどのような原則であるかを、無権利の法理や公示の原則との関係を踏まえて説明することができる。</p> <p>なお、物権の消滅については時間の関係で扱わないため自習されたい。</p>	テキスト 8,9 章,買付証明書、売渡承諾書と売買契約成立に関する裁判例
3	不動産物権変動と対抗	意思主義、対抗要件主義の具体的内容、および、登記を要する物権変	テキスト 10 章(237 頁まで)

問題	<p>動か否かについて、判例学説ならびにその理由付けを確認する。いわゆる復帰の物権変動をめぐる議論を確認する。ただし、相続に関しては第5回、取得時効に関して第6回、177条の第三者の範囲につき第7回に扱う。</p> <p>共通到達目標 第2節 2 不動産物権変動 2-1 意思主義と対抗要件主義 ○物権変動に関する意思主義を、形式主義と対比して説明することができる。 ○物権変動が生ずる時期、とくに所有権の移転が生ずる時期について、判例・学説の考え方の対立とその問題点の概要を説明することができる。 ○民法 177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因(契約、取消し、解除、取得時効等)に基づく物権変動に適用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。 ○民法 177条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第三者(転得者を含む)の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に即して説明することができる。 ○不動産取引において、民法 94条2項の適用や類推適用がどのような意味を持つかを、公信の原則との関係に留意しながら、具体例に即して説明することができる。</p>	
4 同上	同上	同上
5 相続に伴う物権変動	<p>死亡に関係して生ずる物権変動(法定相続分、指定相続分、遺産分割、相続放棄、遺贈、相続させる趣旨の遺言)と登記の関係を確認する。</p> <p>共通到達目標に関しては、第3回の記載をみよ。</p>	テキスト 242~248 頁
6 取得時効による物権変動	<p>時効による所有権取得を対抗するための登記の要否をめぐる議論を確認する。</p> <p>共通到達目標に関しては、第3回の記載をみよ。</p>	テキスト 237~241 頁
7 177条の第三者の範囲	<p>177条の「第三者」をめぐる判例・学説上の議論(善意悪意不問説、悪意者排除説、背信的悪意者排除説)を確認し、あわせて、それらの者からの転得者の扱いを検討する。</p> <p>共通到達目標に関しては、第3回の記載をみよ。</p>	テキスト 248~267 頁
8 不動産登記のしくみと機能	<p>不動産登記のしくみにつき概括的な説明をするとともに、その機能に関連して、公信力を含めて説明する。</p> <p>共通到達目標 第2節 物権変動、2 不動産物権変動 2-2 不動産登記 ○物権の変動が生じた場合に、どのような手続きにしたがってその登記をすることができるかを理解している(共同申請の原則と単独申請ができる例外)。 ○登記請求権はどのような根拠に基づいて、どのような場合に発生するかを、具体例を挙げて説明することができる。 ○仮登記とはどのような場合になされる登記であり、それがどのような効力を持つかについて、具体例を挙げて説明することができる。</p>	テキスト 268~289 頁 秋山「不動産法入門」16 講 (177~189 頁)
9 物権変動小括および所有権ならびに物権的請求権 1	<p>物権変動に関連して小括を行なう。</p> <p>所有権に基づく物権的請求権につき、その要件、効果をめぐる議論を確認する。</p> <p>共通到達目標 第3章 所有権、第1節 所有権の意義 ○所有権とはどのような権利か、また、どのような制限に服するかを、具体例を挙げて説明することができる。 第2節 相隣関係、第3節 所有権取得の原因としての添付、不動産の付合については、時間の関係で扱わないため自習されたい。</p>	テキスト2章

		○物権的請求権とはどのような権利であり、どのような侵害についてどのような救済手段を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。	
10	物権的請求権 2	同上	同上
11	共有	共有に関するさまざまな法的な問題点を確認する。  共通到達目標 第3章 所有権、第4節 共有関係 ○同一の目的物を複数の者が共同的に所有する法律関係について、通常の共有のほか、どのような場合があるか、いくつかの具体例を挙げることができる。 ○共有者が共有物についてどのような権利を(他の共有権者及び第三者に対して)有するかを、条文を参照しながら説明することができる。  なお、区分所有権(どのような概念であるか、一物一権主義との関係はどうか等)は時間の関係で扱わない。	テキスト4章(134 頁まで)
12	用益物権、物権化した不動産利用権	民法の定める用益物権について、債権との異同に着目しつつ確認するほか、特別法による不動産賃借権の物権化につき借地借家法改正後の状況も含めて確認する。  共通到達目標 第4章 地上権 ○地上権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、土地賃借権と対比しながら説明することができる。 第5章 地役権 ○地役権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。	
13	占有、占有訴権	占有の保護としての占有訴権、占有の効果としての取得時効等につき確認する。  共通到達目標 第2章 占有権 ○占有とはどのような概念であるかを理解し、どのような態様の占有があり、占有の承継が生ずるのはどのような場合であるかを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。 ○占有の侵害についてどのような態様があり、占有者はそれぞれどのような救済を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ○所有者が無権原占有者に対して目的物の返還を求める場合に生ずる問題点の概要(果実収取権、費用償還請求権、本権と占有権との関係等)を、条文を参照しながら説明することができる。	テキスト 5,6,7 章,とくに取得時効の要件としての占有の議論に着目
14	動産物権変動	動産物権変動の対抗要件としての引渡し、立木・未分離果実の物権変動と対抗問題における明認方法の効果等を確認する。  共通到達目標 第1章 総則、第2節 物権変動3 動産物権変動 ○動産物権変動における対抗要件主義がどのような制度であり、どのような場合に問題となるかを具体例に即して説明することができる。	テキスト 11 章
15	即時取得	動産取引における公信の原則としての即時取得の要件、効果の確認および盗品・遺失物についての特則を確認する。  共通到達目標 ○動産の即時取得とはどのような制度であり、それが認められるための要件はどのようなものか、盗品・遺失物についてどのような例外が認められるかを、具体例に即して説明することができる。	テキスト 12 章

講義名: 55035 民法(担保法)

[講義基本情報]

教員:	清原 泰司	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、双方向形式で行われる。</p> <p>民法の物的担保および人的担保に関するテーマを対象とする。民法典に規定されている担保物権(典型担保＝留置権・先取特権・質権・抵当権)のうち、「担保の王様」といわれる抵当権を中心として、その性質・効力を学修する。これを基礎として、他の担保物権や、民法典に規定されていない非典型担保(譲渡担保など)、事実上の担保(相殺など)、さらに人的担保(連帯債務・保証など)について、その仕組みや現実の機能について、判例・学説における議論を交えて説明する。</p> <p>授業は、教科書・補助教材・配布資料を読み、予習していることを前提として、重要部分の説明と質疑応答により進める。</p>
到達目標	<p>共通の到達目標モデル(第2次案修正案)の到達目標に準拠する。具体的には以下のとおりである。</p> <p>(1)各種の物的担保および人的担保制度の基本的な仕組みや特徴について説明することができる。</p> <p>(2)抵当権の効力をめぐる問題について、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて説明することができる。</p> <p>(3)抵当権と利用権の調整をめぐる問題について、具体例に即して説明することができる。</p> <p>(3)各種の譲渡担保の効力をめぐる問題について、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて説明することができる。</p> <p>(4)多数当事者の債権債務関係や相殺の効力について、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて説明することができる。</p>
教科書	<p>平野裕之ほか『民法3 担保物権[第2版](有斐閣アルマ)』(有斐閣、2010年)</p> <p>野村豊弘ほか『民法Ⅲ 債権総論[第3版補訂](有斐閣Sシリーズ)』(有斐閣、2012年)</p>
参考書・参考資料	<p>内田貴『民法Ⅲ[第3版]債権総論・担保物権』(東京大学出版会、2005年)</p> <p>道垣内弘人『担保物権法(現代民法Ⅲ)[第3版]』(有斐閣、2008年)</p> <p>松井宏興『担保物権法[補訂第2版]』(成文堂、2011年)</p> <p>清原泰司ほか『民法2 物権・担保物権』(不磨書房、2006年)</p>
成績評価方法	<p>(1)授業への参加度(発言)10%</p> <p>(2)中間テスト 20%</p> <p>(3)期末試験 70%</p> <p>到達目標(1)～(4)について、中間テストおよび期末試験を行う。</p>
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	担保法の概要 担保物権総論	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 債権の優先的回収手段</li> <li>ii 各担保物権の性質・効力</li> <li>iii 抵当権と質権の比較</li> </ul>	教科書・平野ほか『民法3担保物権[第2版]』の予習範囲(以下、同じ) pp.1-36
2	抵当権の効力(1)	<p>抵当権の効力が及ぶ目的物の範囲</p> <p>抵当不動産の付加一体物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 付合物</li> <li>ii 従物</li> <li>iii 従たる権利</li> </ul>	pp.37-59
3	抵当権の効力(2)	<p>抵当権の侵害に対する効力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 抵当権と従物の分離・搬出</li> <li>ii 抵当権と占有権原</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i pp.60-72</li> <li>ii pp.136-139</li> </ul>
4	抵当権の効力(3)	<p>抵当権の物上代位(1)</p> <p>物上代位の客体</p>	pp.73-82

		<ul style="list-style-type: none"> <li>i 売買代金債権</li> <li>ii 賃料債権・転賃料債権</li> <li>iii 保険金債権・損害賠償債権</li> </ul>	
5	抵当権の効力(4)	抵当権の物上代位(2) <ul style="list-style-type: none"> <li>i 物上代位権行使の要件:「差押え」の趣旨</li> <li>ii 先取特権の物上代位権行使との比較</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i pp.82-92</li> <li>ii pp.299-301</li> </ul>
6	抵当権の効力(5)  抵当権の実行	抵当権の効力について「まとめ」と補足 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 担保不動産競売</li> <li>ii 担保不動産収益執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i pp.93-97</li> <li>ii pp.106-111</li> </ul>
7	抵当権と利用権の調整(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 抵当権と利用権の優劣関係</li> <li>ii 法定地上権(1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i pp.131-139</li> <li>ii pp.139-147</li> </ul>
8	抵当権と利用権の調整(2)  共同抵当	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 法定地上権(2)</li> <li>ii 共同抵当権の実行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i pp.148-154</li> <li>ii pp.114-130</li> </ul>
9	中間テスト  抵当不動産の第三取得者	代価弁済、抵当権消滅請求	pp.155-161
10	抵当権の処分  抵当権の消滅	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 転抵当、抵当権の譲渡・放棄、抵当権の順位 譲渡・放棄・変更</li> <li>ii 抵当権と消滅時効・取得時効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i pp.162-172</li> <li>ii pp.173-177</li> </ul>
11	根抵当権  質権  法定担保物権	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 根抵当権の意義・内容</li> <li>ii 質権の意義・内容</li> <li>iii 留置権</li> <li>iv 先取特権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i pp.178-190</li> <li>ii pp.192-215</li> <li>iii pp.307-334</li> <li>iv pp.282-306</li> </ul>
12	非典型担保(1)	動産譲渡担保・不動産譲渡担保・債権譲渡担保 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 集合物動産譲渡担保と動産売買先取特権の競合</li> <li>ii 不動産譲渡担保権の対外的効力、留置権との関係</li> </ul>	pp.216-275 <ul style="list-style-type: none"> <li>i pp.240-241</li> <li>ii pp.246-251</li> </ul>
13	非典型担保(2)  事実上の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 所有権留保</li> <li>ii 相殺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i pp.257-263</li> <li>ii 教科書・野村ほか『民法Ⅲ債権総論 [第3版補訂]』の予習範囲(以下、同じ) pp.234-245</li> </ul>
14	人的担保(1)	不可分債権・債務、連帯債務、不真正連帯債務	pp.107-132
15	人的担保(2)	保証債務、連帯保証、共同保証、継続的保証	pp.133-156

講義名: 55037 民法(不法行為法)

[講義基本情報]

教員:	松浦 以津子	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	金 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>授業はソクラテス。メソッドとケース・メソッドを組み合わせて行います。内容は、事務管理・不当利得、および、不法行為制度を中心としますが、民法の特別法である自動車損害賠償保障法、製造物責任法の重要な部分にも触れます。</p> <p>不法行為法は、法理論の形成上、数多くの判例・裁判例が重要な役割を担って展開されてきています。そこで、授業では、予習として、教科書各該当箇所とともに重要な判例を読み、その理解の確認もしながら理解します。</p>
到達目標	<p>法学未修者対象のこの科目は、法的議論に参加できる知識と能力を身に付けること、および、次の①②を基本目標とし、③④の能力を高めます。</p> <p>①制度の基本的な仕組みを把握する。                  ②基本的な判例の位置づけと、当事者の利害の対立点を理解する。                  ③紛争事例(設例を含みます)の分析と論点を的確に見いだすことができる。                  ④不法行為法の専門用語を用いた議論と文章表現ができる。</p> <p>共通的真到達目標モデルにしたがって、</p> <p>1. 事務管理では、事務管理とはどのような制度であり、どのような要件が備われば事務管理の成立が認められるかを、説明することができること、                  及び、事務管理の成立が認められる場合に、事務管理者と本人の間でどのような権利義務関係が生ずるかを、条文を参照して、委任との異同に留意しながら説明することができること</p> <p>2. 不当利得では、不当利得がどのような制度であり、具体的にどのような場合に問題となるかについて、不当利得についての考え方の対立に留意しながら、具体例を挙げて説明することができること、                  及び、不当利得債務者はどのような要件の下で、またどのような範囲で利得の返還義務を負うかを、具体例に即して説明することができること、</p> <p>3. 不法行為では、不法行為制度の機能及び目的について説明することができること、                  及び、不法行為責任における過失責任、無過失責任、中間責任の考え方を、民法上特別法上の具体例を挙げて説明することができること、</p> <p>を目標とします。</p> <p>各授業における到達目標については、教材で、具体的に示します。</p>
教科書	内田貴「民法Ⅱ債権各論」(第三版)東大出版会
参考書・参考資料	独自教材を使用します。判例及び資料は、LearningSyllabus 上に貼り付けます。
成績評価方法	<p>①日常の授業への参加、取り組み 20%</p> <p>②中間テスト 10%</p> <p>③定期試験 70%</p> <p>③では特に、基礎的知識、問題の分析力、起承転結をもった文章力をみます。</p>
履修条件	<p>授業で取り上げる判例は、法律判例文献情報などで、判例評釈・解説の所在を探して各自検討しておいてください。</p> <p>取り上げる判例が多いです。各自の力に応じて読んでください。教材中に【予習対象判例】と書いてある判例は、必ず第一審判決から全部を読んでおいてください。【参考判決】と表示してあっても、読んで内容を理解しておいてください。読んでない【参考判決】について講義中コメントを求められた場合には、読んでない旨を伝えてください。授業の始まる前に読んでいない判決について連絡をくだされば、その判決についてコメントを求めることはしません。</p>
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	はじめに&事務管理 9/16	ガイダンス 講義の対象と他の民法分野との関係を把握します。 法定債権を理解します。	内田・553 頁～561 頁を読みます。 教材・予習・復習ノート第一章にしたがって予習復習します。

		事務管理の要件および効果について理解します。	にしたがって予習します。TKC ロ ーライブラリー上の自習システ ムを使って復習します(以下、同 様です)。
2	不当利得 の成立要件 9/23	不当利得の要件について理解します。また、転用物訴権について理 解します。 ・近時の判例にあらわれた事例上の問題の所在を理解します。 【予習対象判例】 最判昭和 49・9・26 民集 28・6・1243 【参考判例】 最判昭和 45・7・16 民集 24・7・909[内田・91] 最判平成 7・9・19 民集 49・8・2805[内田・92][百・70] 大判大 8・10・20 民録 25・1890[内田・88] 大判大 9・5・12 民録 26・652	内田・563 頁～623 頁を読みま す。予習・復習ノート第二章に したがって予習復習します。(注) 以下の各回②欄に示す判決に は、長文のものもあります。事案 の概要とそれぞれ各回に関連す る争点の当事者の主張、判決の 内容をつかんで下さい。
3	不当利得の効果・特 殊な不当利得 9/30	不当利得の効果 取消・解除の効果との関係 【予習対象判例】 最判平成 19・3・8 民集 62・2・479 最判平成 21・11・9 民集 63・9・1987	内田・563 頁～623 頁を読みま す。予習・復習ノート第三章に したがって予習復習します。
4	不法行為序論および 過失 10/7	不法行為制度の役割 債務不履行との関係 過失の判断基準とその客観化について、判例と学説の展開と理論状 況を把握します。具体的事例における過失判断 【予習対象判例】 最判平成 50・2・25 民集 29・2・143 最判平成 23・4・22 民集 65・3・1405 最判昭和 36・2・16 民集 15・2・244[内田 100] 最判平成 7・3・10 判時 1526・99 【参考判例】 大正大 5・12・22 民録 22・2474[内田・98][百・5版 75] 岐阜地大垣支判昭和 48・12・27 判時 725・19	内田・323 頁～356 頁を読みま す。予習・復習ノート第四章に したがって予習復習します。
5	権利利益侵害 10/14	権利侵害から違法性へ、そして権利利益侵害へ 「違法性」概念はなぜ生まれたか 「違法性」概念の有用性 【予習対象判例】 大正大 3・7・4 刑録 20・1360[内田・106] 大正大 14・11・28 民集 4・670[内田・107]	内田・356 頁～382 頁を読みま す。予習・復習ノート第五章に したがって予習復習します。
6	損害・因果関係 10/21	損害と因果関係概念の役割について学習します。概念の理論的混迷 状況を客観的に理解します。 【予習対象判例】 最判昭和 43・11・15 民集 22・12・2614[内田・115][百・93] 最判昭和 33・8・5 民集 12・12・1901 最判昭和 49・12・17 民集 28・10・2040 【参考判例】 最判昭和 42・11・10 民集 21・9・2352 最判昭和 39・1・28 民集 18・1・136 最判昭和 44・2・6 民集 23・2・195 最判昭和 50・10・24 民集 29・9・1417[内田・117]	内田・357 頁～373 頁を読みま す。予習・復習ノート第六章に したがって予習復習します。
7	責任無能力・責任阻 却事由 10/28	責任能力の意味意思能力・事理弁識能力・行為能力・損害賠償能力 責任能力の判断基準 【予習対象判例】 大正大 4・5・12 民録 21・692[内田・121] 大正大 6・4・30 民録 23・715	内田・120] 内田 398 頁～435 頁 を読みます。予習・復習ノート第 七章にしたがって予習復習しま す。
8	不法行為の効果一般	損害賠償請求権の発生	内田・411 頁～435 頁、455 頁～

11/11	損害賠償請求権者 損害賠償請求権の発生時期 時効 示談後に発生した損害 § 416 の類推適用 【予習対象判例】 大判大 15・2・16 民集 5・150[内田・141][百・95] 最判昭和 42・11・1 民集 21・9・2249[内田・142][百・96] 【参考判例】 最判昭和 39・1・16 民集 18・1・1 最判昭和 61・6・11 民集 40・4・872[内田・148] 大判昭和 2・5・30 新聞 2702・5 大判昭和 7・10・6 民集 11・2023[内田・140] 大判昭和 15・12・14 民集 19・2325 最判平成 16・4・27 民集 58・4・1032 最判昭和 43・7・4 裁判集民 91・567	479 頁を読みます。予習・復習ノ ート第八章にしたがって予習復 習します。
9 11/18	損害賠償額の算定 慰謝料 【予習対象判例】 最判平成 17・6・14 民集 59・5・983	内田 411 頁～435 頁を読みます 。予習・復習ノート第九章にし たがって予習復習します。
10 11/25 1時限	損害賠償額算定にお ける特別考慮 損益相殺 過失相殺 過失相殺の類推適用 【予習対象判例】 最判昭和 39・6・24 民集 18・5・854[内田・132] 最判昭和 34・11・26 民集 13・12・1573[内田・133] 最判昭和 63・4・21 民集 42・4・243[内田・136] 【参考判例】 最判昭和 42・6・27 民集 21・6・1507[内田・134] 最判平成 4・6・25 民集 46・4・400	内田・435 頁～455 頁を読みます 。予習・復習ノート第十章にし たがって予習復習します
11 12/2	責任無能力者の監督 責任・使用者責任 責任無能力者の監督者責任 監督義務者としての責任との関係 使用者責任の成立要件 【予習対象判例】 最判昭和 49・3・22 民集 28・2・347[内田・150][百・79] 最判昭和 45・2・12 判時 591・61 【参考判例】 大判昭和 2・6・15 民集 6・403 最判昭和 56・11・27 民集 35・8・1271	内田・398 頁～404 頁、481 頁～ 505 頁を読みます。予習・復習ノ ート第十一章にしたがって予習 復習します。
12 12/9	使用者責任 使用者責任の成立要件 使用者責任の効果 使用者責任と過失相殺の方法 【予習対象判例】 大判大正 15・10・13 民集 5・785[内田・154] 最判昭和 39・2・4 民集 18・2・252[内田・152] 最判昭和 51・7・8 民集 30・7・689[内田・156][百・82] 最判昭和 63・7・1 民集 42・6・451 【参考判例】 最判昭和 42・11・2 民集 21・9・2278[内田・155][百・81] 最判平成 16・11・12 民集 58・8・2078	内田・486 頁～505 頁を読みます 。予習・復習ノート第十二章に したがって予習復習します
13 12/16	共同不法行為 共同不法行為責任の成立要件 共同不法行為の効果 共同不法行為者間の内部関係 【予習対象判例】 最判昭和 43・4・23 民集 22・4・964[内田・161] 最判平成 3・10・25 民集 45・7・1173[内田・157]	内田・528 頁～549 頁を読みます 。予習・復習ノート第十三章に したがって予習復習します。

		<p>【参考判例】          最判昭和 57・3・4 判時 1042・87          最判平成 10・9・10 民集 52・6・1494[百・26]</p>	
14	<p>土地工作物責任・動          物占有者責任・製造          物責任・失火責任法          1/6</p>	<p>危険な行為と責任根拠          損害の分散          製造物の欠陥          製造物責任法          失火責任法          過失・重過失をめぐる判例          【予習対象判例】          最判昭和 58・4・1 判時 1083・83          最判昭和 42・6・30 民集 21・6・1526          最判平成 7・1・24 民集 49・1・25          最判昭和 53・7・17 民集 32・5・1000          【参考判例】          大阪地判平成 6・3・29 判時 1493・29[内田・118]          名古屋地判平成 11・6・30 判時 1682・106</p>	<p>内田・512 頁～528 頁、487 頁～          489 頁を読みます。予習・復習ノ          ート第十四章にしたがって予習          復習します。</p>
15	<p>自動車事故について          の賠償責任          1/20</p>	<p>運行供用者責任          民事責任と保険制度          強制保険制度と社会保険制度          自賠償補償制度のしくみ          事故による損害の分散方法          【予習対象判例】          最判昭和 40・9・7 判タ 184・146          最判平成 1・6・6 交通民集 22・3・551</p>	<p>内田・505 頁～511 頁を読みます          す。予習・復習ノート第十五章に          したがって予習復習します。</p>

講義名:55039 民法(家族法)

[講義基本情報]

教員:	伊藤 司	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	金 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は講義形式で行われる。 いわゆる家族法を対象とし、親族の分野では婚姻、離婚、実子、養子など、相続の分野では、相続人、相続分、相続財産の範囲などに関する相続の基本ルール、遺産分割、遺言、遺留分という、理論的ないし実務的に重要な部分に触れる。 授業の進め方は、必要最低限のレクチャーのほか、受講生との双方向あるいは受講生相互の多方向の質疑応答や議論のやり取りを通じて、知識・理解を確認し深めていく。受講生には、前もって予習すべき内容の範囲内で出題されたいくつかの設問や課題につき必要な調査準備が要請される。
到達目標	将来の法曹に必要な家族法に関する基本的な事項(「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):民法」の親族・相続部分をその内容とする)につき、正確な理解ができる。また、その知識を利用して実際の問題を解決することができる。
教科書	内田貴『民法Ⅳ 親族・相続』(補訂版)(東京大学出版会、2004年)
参考書・参考資料	久貴・米倉・水野編『家族法判例百選[第7版]』(有斐閣、2008年) 二宮周平『家族法[第3版]』(新世社、2009年)
成績評価方法	授業参加度(10%、講義中の発言、○×式の小テスト、欠席回数により評価する)、期末試験(90%)で評価する。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	家族・家族と法の総論	家族法における基本的理念の変遷を確認したうえで、民法改正要綱、生殖補助医療技術の発達、婚姻観・親子観の多様化という現代が直面している問題に触れる。 「共通の到達目標」の第4編第1章。	テキスト 50～52頁, 280～282項。 民法の一部を改正する法律案要綱(平成8年)
2	婚姻1	婚姻の要件および効力に関する民法のルールを確認し、婚姻意思、夫婦財産関係、761条の日常家事連帯債務と代理権の関係などいくつかの重要な論点に即して、判例学説を解釈論的に検討する。 「共通の到達目標」の第4編第2章第1・2節。	テキスト 54～86頁, 19～54頁
3	婚姻2	同上	同上
4	離婚	離婚の成立に関する民法のしくみの説明、および、裁判離婚の離婚原因に関する近時の動きを紹介しつつ、離婚の効果としての財産分与請求、子どもとの面接交渉、子の引渡し請求などをめぐる論点を検討する。 「共通の到達目標」の第4編第2章第3節。	テキスト 91～140頁
5	婚外関係の法的処理	婚約、内縁、事実婚という婚外関係に対する法的対応の現状を確認し、どのように考えるべきかを検討する。 「共通の到達目標」の第4編第2章第4節。	テキスト 141～162頁, 86～90頁
6	親子1	嫡出推定、および、同推定を排除するためのものとして嫡出否認制度をはじめ、「推定の及ばない子」法理について判例学説を確認、検討する。あわせて、非嫡出親子関係を作り出す認知制度さらに人工生殖の問題を考える。普通養子および特別養子について、民法のルールを確認する。 「共通の到達目標」の第4編第3章。	テキスト 163～208頁
7	親子2	同上	同上
8	親権、後見・保佐・補	未成熟子に対する親権、いわゆる成年後見制度の概要を確	テキスト 209～246頁, 283～302頁

	助、扶養	認し、夫婦、親子をはじめとする親族間扶養をめぐる問題点を検討する。 「共通到達目標」の第4編第4・5・6章。	
9	相続の基本概念1(相続人の範囲、順位、相続分)	相続の基本ルールとしての相続人の範囲、順位、相続分につき確認するとともに、相続欠格、相続人の廃除につき判例学説を検討する。 「共通到達目標」の第5編第1・2・4章。	テキスト 329～355 頁,373～390 頁
10	相続の基本概念2(相続財産)	相続の対象となる財産の範囲につき、確認する。 「共通到達目標」の第5編第3章第1節。	テキスト 355～372 頁
11	共同相続・遺産分割	共同相続の場合の遺産共有をめぐる法律関係、その解消手続きとしての遺産分割について判例学説を検討する。 「共通到達目標」の第5編第3章第2・3節。	テキスト 391～431 頁
12	相続権の侵害、相続財産の清算	相続権が侵害された場合の相続回復請求権をめぐる諸問題、および、限定承認、財産分離、相続人不存在の手続について確認する。 「共通到達目標」の第5編第3章第4節。	テキスト 432～458 頁
13	遺言	自筆証書・公正証書・秘密証書という三つの普通方式の遺言を中心に遺言の方式、および、遺言の撤回について確認する。 「共通到達目標」の第5編第5章。	テキスト 459～475 頁
14	遺贈、遺言の執行	包括遺贈、特定遺贈およびそれらの効力について確認するとともに、遺言の執行に関し、遺言執行者の権限等に触れる。 「共通到達目標」の第5編第5章。	テキスト 476～501 頁
15	遺留分	遺留分制度の趣旨、遺留分侵害に対する救済制度としての減殺請求権に関して、さまざまな問題につき判例学説を確認する。 「共通到達目標」の第5編第6章。	テキスト 502～528 頁

講義名:55041 商法(会社法)

[講義基本情報]

教員:	玉井 利幸	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	月 5 火 5
科目種別:	法律基本科目	単位数:	4
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	共通の到達目標モデル(第二次案)の内容に留意しながら、下記の教科書を用いて、会社法の概説を行う。 以下の講義内容のところに記した番号は、授業で取り扱う共通の到達目標モデル(第二次案)の項目番号である。共通の到達目標モデル(第二次案)は講義計画第1回のところにアップロードしてある。 授業は、講義形式を基本とし、双方向形式を取り入れて行う。
到達目標	会社法の基本的事項・重要事項の正確な理解と記憶。 具体的な事案に法を解釈・適用し、論理的な解決を導くことができるようになる。 共通の到達目標モデル(第二次案)の問いに答えることができるようになる。
教科書	神田秀樹『会社法 第18版(法律学講座双書)』弘文堂(2016年刊行予定) 江頭憲治郎他編『会社法判例百選 第3版』有斐閣(2016年刊行予定) 山下友信他編『商法判例集 第7版』有斐閣(2016年刊行予定)
参考書・参考資料	伊藤靖史他編著『会社法 リーガルクエスト 第3版』有斐閣(2015年) 伊藤靖史他編著『事例で考える会社法 第2版』有斐閣(2015年) 落合誠一ほか『会社法 Visual Materials』有斐閣(2011年) 江頭憲治郎『株式会社法 第6版』有斐閣(2015年) 田中亘ほか『数字でわかる会社法』有斐閣(2013年) 近藤光男編著『基礎から学べる会社法 第3版』弘文堂(2014年) 葉玉匡美・郡谷大輔『会社法マスター115講座 第4版』ロータス 21(2010年) 必要であれば、最新判例や雑誌論文・新聞記事等を配布する。
成績評価方法	中間テスト(40%)、期末試験(60%)。
履修条件	
その他の注意	受講生の理解度や新たな重要判例・ニュースの発生等により、授業計画の一部や中間テストの日程等に変更が生じる可能性がある。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	会社法総論(1)	会社の概念、会社の類型と種類 1-1 会社の概念	教科書の該当ページとそこで引用されている判例百選の事件、その他配付資料等の予習と復習。次回以降も同様
2	会社法総論(2)	株式会社の特質等 3-1 株式会社の特徴	
3	株式会社の機関総説、株主総会(1)	株式会社の機関設計等、株主総会の概要、権限、招集 3-4 機関 3-4-1 総論 3-4-2 株主総会	
4	株主総会(2)	議決権、議事と決議、決議の瑕疵(1) 3-4-2 株主総会	
5	株主総会(3)	決議の瑕疵(2) 3-4-2 株主総会	
6	役員等の選任と解任	通則、役員等の選任と解任 3-4-4 取締役・取締役会	
7	取締役・取締役会(1)	概要、取締役、取締役会 3-4-4 取締役・取締役会	
8	取締役・取締役会(2)	代表取締役、取締役と会社の関係、取締役の義務(1) 3-4-4 取締役・取締役会 3-4-5 取締役と会社の関係	

9	取締役・取締役会(3)	取締役の義務(2)、利益相反行為の規制(1) 3-4-5 取締役と会社の関係 3-4-5-1 取締役の義務 3-4-5-3 競業取引 3-4-5-2 利益相反取引	
10	取締役・取締役会(4)	利益相反行為の規制(2)、報酬規制 3-4-5 取締役と会社の関係 3-4-5-2 利益相反取引 3-4-5-4 報酬規制	
11	会計参与・監査役・監査役会・会計監査人、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社	会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、非取締役設置会社 3-4-6 会計参与 3-4-7 監査役 3-4-8 会計監査人 3-4-9 委員会設置会社	
12	役員等の損害賠償責任(1)	役員等の会社に対する損害賠償責任、責任免除・軽減 3-4-4-5 取締役の責任	
13	役員等の損害賠償責任(2)、株主代表訴訟	役員等の第三者に対する損害賠償責任、株主代表訴訟、取締役の違法行為の差止め 3-4-5 取締役と会社の関係 3-4-4-5 取締役の責任 3-4-5-6 株主による違法行為差止権	
14	株式(1)	株式の意義、株主平等原則、利益供与の禁止 3-2-1 株式・株主	
15	株式(2)	株式の内容と種類 3-2-3 株式の内容および種類 3-4-3 種類株主総会	
16	株式(3)	株券、株式の流通 3-2-4 株式の譲渡・株主名簿	
17	株式(4)	株主の会社に対する権利行使、振替決済制度、株式の評価 3-2-4 株式の譲渡・株主名簿	
18	株式(5)	株式の消却・併合・分割・株式の無償割当て、単元株制度、自己株式の取得 3-2-2 株式の単位 3-2-5 自己株式の取得	
19	新株の発行(1)	株式会社の資金調達、株式発行による資金調達、通常の新株発行 3-3 資金調達 3-3-1 総説 3-3-2 新株発行	
20	新株の発行(2)	株式発行の瑕疵 3-3-2 新株発行	
21	新株予約権(1)	新株予約権の概要、発行手続、有利発行、その他 3-3-3 新株予約権	
22	新株予約権(2)	新株予約権の発行の瑕疵(1) 3-3-3 新株予約権	
23	新株予約権(3)、社債	新株予約権の発行の瑕疵(2)、社債の発行、社債の団体性、新株予約権付社債 3-3-3 新株予約権 3-3-4 社債	
24	計算	概要、会計の原則と会計帳簿等、計算書類、連結計算書類、資本と準備金、剰余金の配当 3-5 計算	
25	設立	概要、設立の手続、設立の登記、設立中の法律関係、違法な設立等、設立に関する責任 3-6 会社の設立・定款変更 3-6-1 会社の設立	
26	定款変更、組織変更、	定款変更、組織変更、組織再編総論	

	組織再編総論	3-6-2 定款変更 3-7-1 組織再編総則	
27	合併(1)	合併の意義、合併の手続 3-7-2 合併	
28	合併(2)	株式買取請求権、合併の無効、MBO、キャッシュ・アウト、株式等売渡請求 3-7-2 合併	
29	事業譲渡、会社分割	事業譲渡、会社分割の意義、会社分割の手続、会社分割の無効 3-7-5 事業譲渡 3-7-3 会社分割	
30	株式移転・株式交換	株式移転・株式交換の意義、株式移転・株式交換の手続、株式移転・株式交換の無効 3-7-4 株式交換・株式移転	

講義名:55043 商法(商取引法)

【講義基本情報】

教員:	今泉 邦子	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>本科目の範囲は、手形法小切手法の定める有価証券の成立、移転および消滅に関する法、商法総則および会社法総則ならびに商行為法が定めるある種の営業に特殊な法原則に及びます。</p> <p>法学未修者向けにレクチャー形式で実施する予定ですが、履修者は与えられた課題を事前に理解していることが期待されます。各回の講義に対応するコア・カリキュラム(共通到達目標)に関する短答式の予習復習用問題で各自自習をして、必要な知識をつけてください。</p> <p>授業の際には、講師と履修者との問答を通して(ソクラテス・メソッド)、重要判例および学説への理解を確認します。</p>
到達目標	<p>手形法小切手法、商法総則商行為法および会社法総論自体の理論的構造を理解できるようになる。</p> <p>民法などの隣接分野と商法に属する法律の関係を理解できるようになる。</p>
教科書	<p>弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』(有斐閣、第2版補訂版)</p> <p>田邊光政『最新手形法小切手法』(中央経済社、5訂版)</p>
参考書・参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江頭憲治郎、山下友信編『別冊ジュリスト商法(総則・商行為)判例百選』(有斐閣、第5版)</li> <li>・鴻常夫ほか編『別冊ジュリスト手形小切手判例百選』(有斐閣、第6版)</li> <li>・森本滋『会社法・商行為法手形法講義』(成文堂、初版)</li> <li>・江頭憲治郎『商取引法』(弘文堂、第5版)</li> <li>・弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法』(有斐閣、第2版補訂版)</li> </ul>
成績評価方法	<p>期末試験(70%)小テスト(30%)。ただし授業参加態度により5%まで減点することがある。</p>
履修条件	<p>特になし</p>
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	手形法小切手法総論 手形行為の成立要件と有効要件	<p>手形小切手の流通の仕組みとそれを促進するために考えられた手形小切手の性質(文言性、要式証券性、無因性など)および抗弁切断、善意取得、遡求、善意支払などの各種流通促進制度の概略を解説検討します。</p> <p>手形に関する法律関係を発生変動させる法律行為である手形行為と法律行為一般の成立要件および有効要件との関係、ならびに手形が作成された後、受取人に到達しなかった場合の手形の効力の問題について解説検討します。</p>	<p>授業が開始する前に、配付してある講義資料のうち「手形小切手の基礎知識」、「手形小切手の基本」、「手形小切手の利用方法」を読み、手形小切手の使用方法を理解できるようにつとめてください。</p> <p>Backgroundとして、田邊『手形法小切手法総論』(以下、田邊とする。)2-34頁を予習してください。 田邊 35-78頁を予習してください。 予習・復習問題で自修して下さい。</p>
2	手形行為の成立要件と有効要件	<p>第1回のつづき 時間があれば、第3回のテーマに進みます。</p>	<p>田邊 35-78頁を予習してください。</p>

3	裏書・善意取得	手形債権に特殊な譲渡方法である譲渡裏書および手形の譲渡裏書が実質的に不連続であった場合の善意の取得者保護のための制度の問題点を指摘し、学説判例について解説検討します。	田邊 106-138 頁を予習してください。
4	手形抗弁	手形取引の原因となった取引が無効または取り消された場合に、その取消無効の主張を制限し、第三者を保護するための重要な制度である人的抗弁切断制度の意義および問題点について解説検討します。	田邊 139-164 頁を予習してください。
5	手形抗弁	第4回のつづき 時間があれば、第6回に進みます。	田邊 139-164 頁を予習してください。
6	白地手形	当事者の合意により手形要件の一部が未補充である手形の意義および問題点について解説検討します。	田邊 332-358 頁を予習してください。
7	白地手形 商行為および商人	第6回のつづき 商法の意義、ならびに商法の適用範囲を決定する基準となる商行為および商人概念について、その特色および問題点に関する学説判例を解説検討します。	田邊 332-358 頁を予習してください。 弥永『商法総則商行為法』(以下、弥永とする)1-17,17-22,85-104 頁を予習してください。
8	商行為および商人	手形法小切手法小テスト 15題 15分 商行為および商人については内容が広いので、第9回および第10回の授業でも、商行為のテーマを扱うことになるでしょう。	弥永『商法総則商行為法』(以下、弥永とする)1-17,17-22,85-104 頁を予習してください。
9	商行為および商人	第8回のつづき。	弥永 1-17,17-22,85-104 頁を予習してください。
10	商行為および商人	第9回のつづき	弥永 1-17,17-22,85-104,頁を予習してください。
11	商業登記	商人に関する重要事項を記載する商業登記制度の趣旨およびその問題点に関する学説判例を解説検討します。	弥永 23-31 頁を予習してください。
12	商号	商人の名称である商号とそれに対する保護制度について問題点を指摘し学説判例を解説検討します。 時間に余裕があれば、第13回の授業の範囲の商業使用人に進みます。	弥永 33-45 頁を予習してください。
13	商号	第12回のつづき	弥永 33-45 頁を予習してください。
14	商業使用人・代理商	商人の活動を内部から補助する商業使用人および商人から独立して外部から補助する代理商について、その機能と問題点を指摘し、学説判例を解説検討します。	弥永 67-84 頁を予習してください。
15	商業使用人・代理商	第14回のつづき 商法総則商行為法小テスト 15題 15分	弥永 67-84 頁を予習してください。
16	期末試験	期末試験の配点は70点で、その内訳は論述50点、短答20点です。	
17	短答式問題と解答	手形法小切手法および商法総則商行為法の全範囲に関する短答式問題と解答を資料として up します。授業で取り扱えなかった範囲については、司法試験の前までに、各自勉強してください。	

講義名:55271 民事訴訟法 I (2016 既)

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	火 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、講義形式を中心に行いますが、双方向によるやり取りを前提としています。</p> <p>民事訴訟法(手続)の概略、体系、基本的論点について、2年春学期・2年秋学期にかけて講義を行います。このうち、民事訴訟法 I では、講義計画の内容に従い、民事訴訟法範囲の前半部について扱います。具体的には、条文・判例・学説についての基本的な講義が中心となりますが、適宜、対話形式をも加味して講義を進めていきます。履修者は、予習範囲の教科書をよく読んでくること、事前に示された課題がある場合にはその点について準備してくる、そして講義後には復習問題に取り組むことが求められます。</p> <p>なお、本講義は、『共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):民事訴訟法』を踏まえつつ、具体的授業内容を設定しています。</p>
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民事訴訟手続の流れについて理解することができる。</li> <li>2. 民事訴訟法の基本概念および基本原則を正確に理解することができる。</li> <li>3. 具体的な保王的問題について、基本概念および基本原則に基づいてアプローチすることができる。</li> <li>4. 民事訴訟法と実体法との関係についての理解することができる</li> <li>5. 複数の法的な基本原則が衝突する場合における法的思考の方法を身につけることができる。</li> </ol>
教科書	<p>・長谷部由紀子『民事訴訟法』(岩波書店)ISBN 978-4-00-024869-3          高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選 (第5版)』(有斐閣)          ISBN:978-4-641-11527-9          (※変更の可能性があります。変更した場合は、WEB上のページで連絡します。)</p>
参考書・参考資料	講義時に適宜指示します。
成績評価方法	授業参加度(授業中の発言・欠席および遅刻は減点)(10%)、中間テスト(20%)、最終試験(70%)で評価します。
履修条件	講義はレジュメを基に進めていきます。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	講義ガイダンス、民事訴訟概説、民事訴訟の法的規律	授業の目標・進め方等についてガイダンスを行います。その後、民事紛争とその解決手段(民事訴訟、ADR)、判決手続に付随する手続、判決手続における特別手続、民事訴訟の基本構造、民事訴訟法の沿革、訴訟と非訟、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。特に第 1 回目の内容は概念的な内容が多いので、事前に教科書をよく読んでおく必要があります。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
2	裁判所	裁判所の構成、除斥・忌避・回避、民事裁判権、管轄、移送、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
3	当事者	当事者総説、当事者の確定、当事者能力、訴訟能力、弁論能力、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
4	訴訟上の代理人・代表者	法定代理人、法人等の代表者、訴訟代理人、補佐人などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
5	訴え(1)	訴えの概念、訴えの種類、形式的形式訴訟などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
6	訴え(2)、訴訟要件、訴えの利益(1)	訴え提起の方式、訴状の記載事項、訴状受理後の措置、訴訟上の請求(訴訟物)、訴訟要件の意義・審理、訴えの利益総説、各種の訴えに共通する訴えの利益、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
7	訴えの利益(2)	給付の訴えの利益、確認の訴えの利益、形成の訴え	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨

		の利益、などについて講義します。	んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
8	当事者適格、訴訟担当	当事者適格、訴訟担当などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
9	訴訟の開始の効果	訴訟担当、判決効が第三者に及ぶ場合の当事者適格、訴訟係属、二重起訴の禁止(重複訴訟の禁止)、時効中断、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
10	審判対象に関する処分権主義訴	処分権主義の意義、申立事項と判決事項、一部請求と判決確定後の残額請求、債務不存在確認請求、一部請求と過失相殺・相殺の抗弁、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
11	訴訟手続の進行	職権進行主義、訴訟指揮権、訴訟進行に関する当事者の関与、送達、責問権、期日・期間、訴訟手続の中断・中止、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
12	口頭弁論とその準備等	口頭弁論の意義、必要的口頭弁論、口頭弁論に関する諸原則、準備書面、当事者照会、提訴前の証拠収集処分等、争点・証拠整理手続(準備的口頭弁論・弁論準備手続・書面による準備手続)、専門委員制度、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
13	訴訟行為、適時提出主義、弁論の併合等、当事者の欠席、口頭弁論調書と訴訟記録	訴訟行為の概念・種類、形成権の訴訟の行使、当事者の訴訟行為と表見法理・信義則、訴訟上の合意(訴訟契約)、訴訟上の合意に意思表示の瑕疵がある場合の取扱い、攻撃防御方法の提出時期、口頭弁論の制限・分離・併合・再開、当事者の不熱心訴訟追行、口頭弁論調書、訴訟記録の閲覧・謄写権及び秘密保護、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
14	事案の解明	弁論主義、釈明権・義務、事実主張に対する相手方の応答のあり方とその訴訟法上の意義、真実義務・完全義務、主張責任、などについて講義します。請求原因・抗弁、対立当事者間の主張共通の原則、主要事実と間接事実の区別の法理、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
15	裁判上の自白、証拠法総論	裁判上の自白、証拠方法、証拠資料、証拠原因、証拠能力と証明力、直接証拠と間接証拠、証明と疎明、証明度、厳格な証明と自由な証明、訴訟上の証明の対象、証拠申出とその採否、集中証拠調べの意義及び手続、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。

講義名:55047 民事訴訟法Ⅱ(2015 未)

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	木 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、講義形式を中心に行いますが、双方向によるやり取りを前提としています。</p> <p>民事訴訟法(手続)の概略、体系、基本的論点について、1年秋学期・2年春学期にかけて講義を行います。このうち、民事訴訟法Ⅱでは、講義計画の内容に従い、民事訴訟法範囲の後半部について扱います。具体的には、条文・判例・学説についての基本的な講義が中心となりますが、適宜、対話形式をも加味して講義を進めていきます。履修者は、予習範囲の教科書をよく読んでくること、事前に示された課題がある場合にはその点について準備してくる、そして講義後には復習問題に取り組むことが求められます。</p> <p>なお、本講義は、『共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):民事訴訟法』を踏まえつつ、具体的授業内容を設定しています。</p>
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民事訴訟手続の流れについて理解することができる。</li> <li>2. 民事訴訟法の基本概念および基本原則を正確に理解することができる。</li> <li>3. 具体的な保王的問題について、基本概念および基本原則に基づいてアプローチすることができる。</li> <li>4. 民事訴訟法と実体法との関係についての理解することができる</li> <li>5. 複数の法的な基本原則が衝突する場合における法的思考の方法を身につけることができる。</li> </ol>
教科書	<p>・長谷部由紀子『民事訴訟法』[岩波書店]ISBN 978-4-00-024869-3</p> <p>・高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選 (第5版)』(有斐閣)</p> <p>ISBN:978-4-641-11527-9</p> <p>(※変更の可能性があります。変更した場合は、WEB上のページで連絡します。)</p>
参考書・参考資料	講義時に適宜指示します。
成績評価方法	授業参加度(授業中の発言・欠席および遅刻は減点)(10%)、中間テスト(20%)、最終試験(70%)で評価します。
履修条件	講義はレジュメを基に進めていきます。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	証拠調べ(1)	証人尋問(意義、手続の概要、証人義務と不出頭・虚偽の証言等に対する制裁、証言既拒絶権)、当事者尋問(意義、手続の概要、証人尋問との異同)、鑑定(意義、手続の概要、証人尋問の異同)、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
2	証拠調べ(2)	書証(意義、申出方法の種類、文書の成立の真正の意義とその推定、文書提出命令の手続の概要、文書提出義務の範囲)、検証、調査囑託、証拠保全、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
3	自由心証主義、証明責任	自由心証主義(意義及び内容、違法収集証拠、証拠共通の原則、経験則違背に関する上告審のコントロール)、証明責任の意義及び分配基準、本証と反証、証明責任の転換、法律上の推定、相当な損害額の認定、主張・証明の負担の軽減、証明妨害の法理などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
4	裁判総論、判決総論	裁判総論(意義・種類、裁判の自己拘束力、決定、命令)、判決総論(判決の種類、一部判決、裁判の脱漏、訴訟判決と本案判決、中間判決と終局判決、判決の確定、判決の無効)、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
5	既判力等(1)	既判力の目的・根拠、既判力の積極作用と消極作用、既判力と訴	教科書・百選の該当箇所を精読して

		訟物の関係(先決関係・前提関係、矛盾関係)、既判力の客観的範囲に関する114条1項・2項、などについて講義します。	講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
6	既判力等(2)	判決理由中の判断の後訴に及ぼす影響、民事訴訟における既判力の基準時、基準事後における形成権の行使、基準事後に発現した後遺症と既判力、確定判決の変更を求める訴え、既判力の主観的範囲、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
7	中間テスト	中間テストを実施する。	
8	執行力・形成力、その他の付随的効力、終局判決に付随する裁判	執行力(広義の執行と狭義の執行)、形成力、仮執行宣言、執行の停止、形成力、付随的効力(反射効等)、事後的効力(証明効、遡及効等)、終局判決に付随する裁判(仮執行宣言、訴訟費用の裁判)等について講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
9	当事者の意思による訴訟の終了、複数請求	当事者の意思による訴訟の終了総論、訴えの取り下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解、請求の客観的併合、訴えの変更、反訴、中間確認の訴え、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
10	多数当事者訴訟(1)	共同訴訟総論、通常共同訴訟(意義、共同訴訟人独立の原則、共同訴訟人間での証拠共通)、同時審判申出共同訴訟(制度趣旨、主観的予備的併合の許容性との関係、要件、効果)、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
11	多数当事者訴訟(2)	必要的共同訴訟(概念、種類、固有必要的共同訴訟が成立する場合・しない場合、類似必要的共同訴訟、必要的共同訴訟の審判)、訴えの主観的追加的併合、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
12	訴訟参加(1)	訴訟参加総説、補助参加(制度趣旨、要件、参加申出の手続及びそれに対する異議、補助参加人の訴訟上の地位、補助参加がされた場合の判決の効力)、共同訴訟的補助参加、訴訟告知、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
13	訴訟参加(2)・訴訟承継	独立当事者参加(意義、種類、要件、合一確定の規律)、訴訟承継(総論、当然承継、参加承継・引受承継)、任意的当事者変更、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
14	上訴	上訴制度総説、控訴審手続、上告審手続、抗告手続、再審、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
15	簡易裁判所の訴訟手続の特則、督促手続、略式訴訟手続、講義のまとめ	簡易裁判所の訴訟手続の特則、手形・小切手訴訟、少額訴訟手続、督促手続について講義します。その後、講義全体のまとめを行います。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい

講義名:55272 民事訴訟法Ⅱ(2016 既)

【講義基本情報】

教員:	石田 秀博	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、講義形式を中心に行いますが、双方向によるやり取りを前提としています。</p> <p>民事訴訟法(手続)の概略、体系、基本的論点について、2年春学期・2年秋学期にかけて講義を行います。このうち、民事訴訟法Ⅱでは、講義計画の内容に従い、民事訴訟法範囲の後半部について扱います。具体的には、条文・判例・学説についての基本的な講義が中心となりますが、適宜、対話形式をも加味して講義を進めていきます。履修者は、予習範囲の教科書をよく読んでくること、事前に示された課題がある場合にはその点について準備してくる、そして講義後には復習問題に取り組むことが求められます。</p> <p>なお、本講義は、『共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):民事訴訟法』を踏まえつつ、具体的授業内容を設定しています。</p>
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民事訴訟手続の流れについて理解することができる。</li> <li>2. 民事訴訟法の基本概念および基本原則を正確に理解することができる。</li> <li>3. 具体的な保王的問題について、基本概念および基本原則に基づいてアプローチすることができる。</li> <li>4. 民事訴訟法と実体法との関係についての理解することができる</li> <li>5. 複数の法的な基本原則が衝突する場合における法的思考の方法を身につけることができる。</li> </ol>
教科書	<p>・長谷部由紀子『民事訴訟法』(岩波書店)ISBN 978-4-00-024869-3 高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選 (第5版)』(有斐閣) ISBN:978-4-641-11527-9</p> <p>(※変更の可能性があります。変更した場合は、WEB上のページで連絡します。)</p>
参考書・参考資料	講義時に適宜指示します。
成績評価方法	授業参加度(授業中の発言・欠席および遅刻は減点)(10%)、中間テスト(20%)、最終試験(70%)で評価します。
履修条件	講義はレジュメを基に進めていきます。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	証拠調べ(1)	証人尋問(意義、手続の概要、証人義務と不出頭・虚偽の証言等に対する制裁、証言既拒絶権)、当事者尋問(意義、手続の概要、証人尋問との異同)、鑑定(意義、手続の概要、証人尋問の異同)、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
2	証拠調べ(2)	書証(意義、申出方法の種類、文書の成立の真正の意義とその推定、文書提出命令の手続の概要、文書提出義務の範囲)、検証、調査囑託、証拠保全、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
3	自由心証主義、証明責任	自由心証主義(意義及び内容、違法収集証拠、証拠共通の原則、経験則違背に関する上告審のコントロール)、証明責任の意義及び分配基準、本証と反証、証明責任の転換、法律上の推定、相当な損害額の認定、主張・証明の負担の軽減、証明妨害の法理などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
4	裁判総論、判決総論	裁判総論(意義・種類、裁判の自己拘束力、決定、命令)、判決総論(判決の種類、一部判決、裁判の脱漏、訴訟判決と本案判決、中間判決と終局判決、判決の確定、判決の無効)、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
5		既判力の目的・根拠、既判力の積極作用と消極作用、既判力と訴訟物の関係(先決関係・前提関係、矛盾関係)、既判力の客観的範囲に関する114条1項・2項、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい

			さい
6	既判力等(2)	判決理由中の判断の後訴に及ぼす影響、民事訴訟における既判力の基準時、基準事後における形成権の行使、基準事後に発現した後遺症と既判力、確定判決の変更を求める訴え、既判力の主観的範囲、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
7	中間テスト	中間テストを実施する。	
8	執行力・形成力、その他の付随的効力、終局判決に付随する裁判	執行力(広義の執行と狭義の執行)、形成力、仮執行宣言、執行の停止、形成力、付随的効力(反射効等)、事実的効力(証明効、遡及効等)、終局判決に付随する裁判(仮執行宣言、訴訟費用の裁判)等について講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
9		当事者の意思による訴訟の終了総論、訴えの取り下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解、請求の客観的併合、訴えの変更、反訴、中間確認の訴え、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
10	多数当事者訴訟(1)	共同訴訟総論、通常共同訴訟(意義、共同訴訟人独立の原則、共同訴訟人間での証拠共通)、同時審判申出共同訴訟(制度趣旨、主観的予備的併合の許容性との関係、要件、効果)、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
11	多数当事者訴訟(2)	必要的共同訴訟(概念、種類、固有必要的共同訴訟が成立する場合・しない場合、類似必要的共同訴訟、必要的共同訴訟の審判)、訴えの主観的追加的併合、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
12	訴訟参加(1)	訴訟参加総論、補助参加(制度趣旨、要件、参加申出の手續及びそれに対する異議、補助参加人の訴訟上の地位、補助参加がされた場合の判決の効力)、共同訴訟的補助参加、訴訟告知、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
13	訴訟参加(2)・訴訟承継	独立当事者参加(意義、種類、要件、合一確定の規律)、訴訟承継(総論、当然承継、参加承継・引受承継)、任意的当事者変更、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
14	上訴	上訴制度総論、控訴審手續、上告審手續、抗告手續、再審、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい
15	簡易裁判所の訴訟手續の特則、略式訴訟手續、講義のまとめ	簡易裁判所の訴訟手續の特則、手形・小切手訴訟、少額訴訟手續、督促手續について講義します。その後、講義全体のまとめを行います。	教科書・百選の該当箇所を精読して講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい

講義名:55049 民法演習 I

[講義基本情報]

教員:	松浦 以津子	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	2 年次配当の演習形式で行う科目です。ソクラテス・メソッドとケース・メソッドを組み合わせで行います。民事演習 II とは内容上異なります。契約法、不当利得法を含む債権法を対象とします。契約法、不当利得法を含む債権法を対象とします。法典上民法総則の内容となっている問題も含まれます。最高裁判例を教材として、事実認定と法的構成の問題点について民事手続、立証責任をも視野に入れながら学習します。
到達目標	この授業の一番の目標は、多くの文章を早く読み、要点を読み取る力をつけることです。最高裁判決はその力をつけるための材料です。法科大学院では、様々な演習科目が用意されています。それらの最初の科目として、1) 基礎的な読解力、文章による表現力、口頭の表現力をつけます。また、2) 他の参加者のレポートを評価することを通じて、複数の見方があることを学びます。3) 他人の主張を正確に理解する能力をつけます。4) 他人の主張が不明な場合に明確にするような質問の仕方を学びます。5) 民法の契約法の分野について、訴訟手続を前提にして法律問題を抽出する能力をつけます。 学習方法としては、LearningSyllabus「資料」に判例を予め貼り付けて、事実の争点、法的根拠、裁判所による事実認定、各審級の判決、判決理由等については予習しておくことを前提に演習を進めます。全ての参加者は予め判例要約を LearningSyllabus「課題」に提出します。
教科書	平素使用している民法の教科書を適宜使用してください。副教材「予習ノート」を提供します。
参考書・参考資料	検討判例は、LearningSyllabus に提供します。印刷配布は原則として行いません。
成績評価方法	提出するレジュメ(10%)、コメントおよび授業時間中の発言(10%)、小テスト(10%)、定期試験(70%)として評価します。
履修条件	パソコンの知識は必要ありません。一本指でもいいですが、タイピングができることが必要です。 提出された課題の結果は、LearningSyllabus を使用することによって、参加者で共有します。全員がコンピュータをそれぞれ利用できる環境で実施します。授業の聴講は、自由です。 最初の授業には、各自ノート型パソコンを持ち込んでください。事前に、大学のネットワークを利用するための手続きを行い、IDとパスワードを取得しておいてください。 受講者が相互に協力し合い、教えあうことは、奨励しますが、他人のIDを使って実習結果を提出したり、他人の実習結果をコピーして提出することは、カンニング行為として扱います。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	はじめに 4/6	i) 授業の目標について ii) 授業の進め方と自習(予習と復習)について iii) レポート提出等のルールについて iv) レポートの提出先について	「資料」の「法学文献の調べ方」等を自分の文書とした後、読んでおきましょう。質問したい個所に?をつけておきましょう。 2 回目の授業で取り扱う指定された判決を読み要約します。
2	転用物訴権 4/13	三当事者関係における利得の帰属と返還請求権 1) ブルドーザー事件 最判昭和 45・7・16 民集 24・7・909 2) 京都建物賃貸借事件 最判平成 7・9・19 民集 49・8・2805	指定された判決を読み各自要約しレポートを提出します。他の受講者の提出したレポートを読み評価して投票します。
3	共同不法行為と先行行為から生じる 作為義務 4/20	1) 最判昭和 62・1・22 民集 41・1・17 2) 最判平成 13・3・13 民集 55・2・328	同上
4	共同不法行為と被害者の過失 4/27	1) 最判昭和 13・3・13 民集 55・2・328 (先週と同じ判例) 2) 最判平成 15・7・11 民集 57・7・815	同上
5	表見代理	白紙委任状交付に関する二つの判例を検討します。	同上

	5/11	1)最判昭和 39・5・23 民集 18・4・621 2)最判昭和 45・7・28 民集 24・7・1203	
6	債権譲渡 5/18	債権譲渡の第三者対抗要件に関する二つの判例を検討します。 1)最判昭和 55・1・11 民集 34・1・42 2)最判平成 5・3・30 民集 47・4・3334	同上
7	不動産所有権の時効取得と抵当権 5/25	不動産所有権の時効取得と抵当権に関する二つの判例を検討します。 1) 最判平成 15・10・31 集民 211・313 2)最判平成 24・3・16 民集 66・5・2321	同上
8	債権の消滅時効と除斥期間 6/1	瑕疵担保における請求の期間制限の意味 1)最判昭和 50・2・25 民集 29・2・143 2) 最判平成 13・11・27 民集 55・6・1311	同上
9	瑕疵担保責任 6/8	敷地賃借権つき建物の売買における敷地の瑕疵 1)最判昭和 57・1・21 民集 36・1・71 2)最判平成 3・4・2 民集 45・4・349	同上
10	請負建物の所有権の帰属 6/15	材料の提供と所有権の帰属 中途解除と所有権の帰属についての特約 1)最判平成 5・10・19 民集 47・8・5061	同上
11	債権の準占有者への弁済 6/22	生命保険の契約者貸付への準用 1)最判平成 9・4・24 民集 51・4・1991 2)最判平成 15・4・8 民集 57・4・337	同上
12	第 94 条第 2 項の類推適用 6/29	第三者の善意・悪意 無過失 立証責任 § 94②の類推適用 1) 最判昭和 48・6・28 民集 27・6・724 2) 最判平成 18・2・23 民集 60・2・546	同上
13	手付 7/6	履行の着手の判断基準 1)最判平成 5・3・16 民集 47・4・3005 「償還して」の意味 2)最判平成 6・3・22 民集 48・3・859	同上
14	空クレジットと要素の錯誤 7/13	空クレジットについて要素の錯誤の主張が認められるか。 1)最判平成 14・7・11 判時 1805・56	
15	不真正連帯債務 7/20	共同不法行為者間の求償請求 使用者への求償請求 1)最判昭和 63・7・1 民集 42・6・451 共同不法行為者の一人に対する一部免除の効果 2)最判平成 10・9・10 民集 52・6・1494	同上

講義名: 55166 民法基礎研究

[講義基本情報]

教員:	副田 隆重・都築 満雄・伊藤 司・松浦 以津子・清原 泰司	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	水 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択必修

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式と演習形式を組み合わせた双方向の形式で行われる。 民法(物権法)、民法(契約法)、民法(家族法)、民法(不法行為法)および民法(担保法)の各分野についての重要判例や基本問題の研究・検討を行うことによって、上記各分野の基礎知識と基礎理論を再確認し、基礎的学力の向上と定着を図る。
到達目標	共通の到達目標モデル(第2次案修正案)に準拠する。 上記民法の各分野における基礎知識と基礎理論を再確認することができる。 重要判例を研究・検討することによって、その位置づけと理論の仕組みを理解することができる。 基本問題を研究・検討することによって、基礎的な問題発見および解決能力を修得することができる。
教科書	特に指定しない。事例、資料は、予め LearningSyllabus 上に提示するほか、授業時に配布する。
参考書・参考資料	上記民法の各基本科目において使用した文献・資料を各自参照する。
成績評価方法	定期試験70%、授業参加度 30%で評価する。
履修条件	特になし。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	物権法の重要部分 1 副田担当	物権変動に関する重要事項と判例について確認・検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。
2	物権法の重要部分 2 副田担当	所有権に関する重要事項と判例について確認・検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。
3	物権法の重要部分 3 副田担当	第1回、第2回で取り上げた問題以外の条重要項目について、確認・検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。
4	契約法の重要部分 1 都築担当	民法(契約法)では扱えなかった消滅時効について検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。
5	契約法の重要部分 2 都築担当	民法(契約法)では扱えなかった法人について検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。
6	契約法の重要部分 3 都築担当	民法(契約法)では扱えなかった各種契約について検討する。	教科書等の資料について事前に読み、検討しておく。
7	家族法の重要問題 1 伊藤担当	親子法に関する重要判例の検討	判例等の資料について事前に読み、検討しておく。
8	家族法の重要問題 2 伊藤担当	法定相続に関する重要判例の検討	判例等の資料について事前に読み、検討しておく。
9	家族法の重要問題 3 伊藤担当	遺言に関する重要判例の検討	判例等の資料について事前に読み、検討しておく。
10	事務管理・不当利得 松浦担当	事務管理・不当利得の重要事項・判例の確認	教科書を各自復習するとともに、TKC ロイヤライブラリーの自習システム上の問題を行う。
11	不法行為の成立要件(特別な不法行為を含む) 松浦担当	不法行為の成立要件に関する重要事項・判例の確認	教科書を各自復習するとともに、TKC ロイヤライブラリーの自習システム上の問題を行う。
12	不法行為の効果 松浦担当	不法行為の効果に関する重要事項・判例の確認	教科書を各自復習するとともに、TKC ロイヤライブラリーの自習システム上の問題を行う。
13	民法(担保法)の重要問題 1 清原担当	抵当権の効力に関する重要判例と基本問題の検討。	判例等の資料や課題について事前に読み、検討しておく。
14	民法(担保法)の重要問題 2	抵当権と時効に関する重要判例と基本問題の検討。	同上

	清原担当		
15	民法(担保法)の重要問題 清原担当	共同抵当・物上保証・共同保証に関する重要判例と基本問題の検討。	同上

講義名:55051 民法演習Ⅱ

[講義基本情報]

教員:	清原 泰司	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は、演習形式で行われる。 民法・財産法のうち、主として担保物権・債権総論の重要テーマに関し、学説・判例上、議論されている問題について、報告者の報告に基づき、授業参加者全員で検討し、議論を行う。このような報告と議論を通して、授業参加者は、各テーマの論点を理解し、問題解決に至るアプローチ方法を習得する。そのための準備作業として、各授業参加者は、報告者と同様、教科書の該当テーマの部分を読込んでノートを作成するとともに、関連する判例・文献を読むことが求められる。
到達目標	共通的到達目標モデル(第2次案修正案)に準拠する。具体的には以下のとおりである。 (1)講義計画に記載のテーマについて、学説・判例上、何が争点となり、どのような議論がなされているかを理解することができる。 (2)上記のテーマについて、授業参加者全員で検討することにより、問題の解決方法を習得し、具体例に即して説明することができる。
教科書	鎌田薫・加藤新太郎ほか編著『民事法Ⅱ 担保物権・債権総論[第2版]』(日本評論社、2009年)
参考書・参考資料	平野裕之ほか『民法3 担保物権 [第2版]』(有斐閣アルマ) (有斐閣、2010年) 内田貴『民法Ⅲ[第3版]債権総論・担保物権』(東京大学出版会、2005年) 中田裕康『債権総論(新版)』(岩波書店、2011年) 『別冊ジュリスト 民法判例百選Ⅰ 総則・物権[第6版]』(有斐閣、2009年) 『別冊ジュリスト 民法判例百選Ⅱ 債権[第6版]』(有斐閣、2009年)
成績評価方法	授業への参加度(報告・発言)10%、中間試験20%、期末試験70%  到達目標(1)について—報告と発言 到達目標(2)について—中間テストおよび期末試験を行う。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	法人の能力・不法行為能力	(1)法人の目的範囲外の行為の効力 (2)法人の不法行為責任と表見代理の関係 (3)権利能力なき団体	配布資料の精読とまとめ
2	留置権	留置権の成立要件と効果	教科書・『民事法Ⅱ 担保物権・債権総論』の予習範囲(以下同じ)pp.1-9
3	抵当権に基づく妨害排除請求・明渡請求	(1)抵当権の特質と効力 (2)占有者に対する明渡請求の可否	pp.20-38
4	債権質・債権譲渡担保	(1)既発生債権の担保化の方法 (2)将来債権群の担保化の方法	pp.51-60
5	物上代位	賃料債権に対する抵当権の物上代位をめぐる諸問題 i 賃料債権の包括譲渡と物上代位の優劣 ii 転賃料債権への物上代位 iii 相殺と物上代位	pp.72-82
6	法定地上権	(1)法定地上権の成立要件 (2)共同抵当における建物再築と法定地上権	pp.92-98 pp.99-107
7	譲渡担保	(1)不動産譲渡担保の法的構成 (2)不動産譲渡担保権の実行と譲渡担保権者の権利	pp.129-138

8	集合動産譲渡担保 と動産売買先取特 権	(1)集合動産譲渡担保の成立要件 (2)集合動産譲渡担保と動産売買先取特権の優劣	pp.145-152 pp.157-158
9	中間テスト		
10	種類債務の特定・ 受領遅滞	(1)種類債務の特定 (2)受領遅滞の法的性質	pp.162-175
11	債権者代位権とそ の転用	(1)債権者代位権の成立要件 (2)登記請求権と債権者代位権の転用	pp.249-254 pp.262-266
12	詐害行為取消権	(1)詐害行為取消権の法的構成 (2)詐害行為取消の効果 i 按分額の支払拒絶の抗弁の可否 ii 抵当権付き不動産の譲渡行為の取消し	pp.290-308
13	債権譲渡と対抗要 件	(1)債権譲渡・債権譲渡担保の債務者への対抗要件(権利行使要件) (2)債権譲渡登記	pp.311-323
14	相殺	(1)相殺と債権譲渡の優劣 (2)相殺と差押えの優劣	pp.349-355
15	保証	(1)根保証・共同保証・連帯保証 (2)共同保証人間の求償	pp.390-397

講義名: 55053 商法演習

[講義基本情報]

教員:	今泉 邦子	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 4
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>会社法の理論上・実務上重要な部分について、教員と受講者との問答を通して、詳細に学習します。</p> <p>会社法の重要部分について 15 回分のテーマを選定し、各テーマ毎に予め資料を Learning Syllabus に up します。</p> <p>会社法の体系、基本的な論点および重要判例を受講者が理解し、会社法の事例問題を解くことで、文章力および考察力を高めることを目的としますので、レポートを複数書くつもりで望んでください。</p> <p>2016 年度の演習の運営方法は、次のようにします。授業後に、事例問題に対するレポートを、分担者(受講者)に Learning Syllabus 上の掲示板に提出してもらい、講評担当者(受講者の数人)に掲示板で意見を付してもらいます。</p> <p>各回の講義に対応するコア・カリキュラム(共通到達目標)に関する短答式の予習復習用問題で各自自習をして、必要な知識をつけてください。</p>
到達目標	<p>1. この授業では「商法(会社法)」で学んだ知識を更に発展させ、それを具体的な事例に適用して争いを解決する力をつけることができます。</p> <p>2. 会社法は常に、企業をめぐる多数当事者の利害関係の合理的調整をはかっています。この分野では、多数の利害関係人を想定した解釈論を学びます。</p>
教科書	江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣)
参考書・参考資料	別冊ジェリスト会社法判例百選
成績評価方法	<p>成績は 70%を期末試験により、30%を小テストにより決定します。ただし、授業参加態度によっては 5 点まで減点することがあります。</p> <p>授業参加態度に含まれるものは、課題レポートの提出状況と講評の状況です。</p>
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	事例研究	利益供与に関する事例問題を検討します。	各回のレポートを提出する受講者を決定します。課題レポートを作成提出してください。
2	事例研究	利益相反取引に関する事例問題を検討します。	同上
3	事例研究	説明義務に関する事例問題を検討します。	同上
4	事例研究	会社の設立に関する事例問題を検討します。	同上
5	事例研究	事業譲渡に関する事例問題を検討します。	同上
6	事例研究	株式の有利発行、不公正発行および失念株に関する事例問題を検討します。	同上
		1 回から 5 回講義の範囲について小テストを行います。10 題、10 点満点、10 分間です。	
7	事例研究	吸収分割に関する事例問題を検討します。	同上
8	事例研究	取締役会決議の瑕疵に関する事例問題を検討します。	同上
9	事例研究	経営判断原則に関する事例問題を検討します。	同上
10	事例研究	株式の共有・帳簿閲覧請求権に関する事例問題を検討します。	同上
11	事例研究	募集株式発行に関する事例問題を検討します。	同上

		6回から10回講義の範囲について小テストを行います。10題、10点満点、10分間です。	
12	事例研究	新株予約権に関する事例問題を検討します。	同上
13	事例研究	役員報酬に関する事例問題を検討します。	同上
14	事例研究	合併に関する事例問題を検討します。	同上
15	事例研究	持分会社に関する事例問題を検討します。	同上
		11回から15回講義の範囲について小テストを行います。10題、10点満点、10分間です。	
16	期末試験	商法演習期末試験論述問題とその解説を資料として添付しました。参考にしてください。	

講義名: 55055 民事訴訟法演習(2015 未)

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	火 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は、演習形式で行います。  民事訴訟法講義で修得した基本的な理解を基に、その応用・展開として、民事訴訟法上の重要論点に関する双方向の演習を行います(院生の発言、議論等も求めます)。 本演習は、事例形式の問題を素材に、論点を発見し、関連の最高判決や下級審判決・学説なども加味し、受講者が中心となって議論・考察を行う、いわゆるケースメソッドの授業とします。授業では、報告者は特に定めず、演習時にアランダムに解答を求めます。そのため、受講者全員、あらかじめ各設問について十分に検討しておくことが求められます(発言の積極性は授業参加度に反映されます)。
到達目標	民事訴訟法に関する事例・論述問題に対して、問題点を発見し、問題点に関する知識を論理的に展開力できるようにすることです。
教科書	三木 浩一 / 山本 和彦『ロースクール民事訴訟法 (第4版)』(有斐閣) ISBN: 978-4-641-13665-6 ※変更の可能性があります。変更した場合は、WEB上のページで連絡します。
参考書・参考資料	適宜、演習時またはラーニングシラバスにて指示します。
成績評価方法	授業参加度(演習中の発言・事例分析:欠席および遅刻は減点)(10%)、課題レポート(20%)、期末試験(70%)で評価します。
履修条件	積極的な態度で受講されることを希望します。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション、重複訴訟の禁止と相殺の抗弁、送達、訴訟手続の中断	演習の目的・進行についてのオリエンテーションを行ないます。 重複訴訟の禁止と相殺の抗弁、相殺の抗弁、送達・訴訟手続の中断について事例を分析・検討します。 (UNIT 1, 2)	授業内容について基本書・判例を読んだ上で、教科書の設問について、教科書に挙げられた資料等も参考に、解答を用意して下さい。
2	当事者の確定・変更、集団訴訟	当事者の確定、当事者能力、当事者適格を中心に当事者をめぐる各論点について、事例を分析・検討します。 (UNIT 3, 4)	同上。
3	訴えの利益、宗教法人の内部紛争	訴えの利益、宗教団体の内部紛争をめぐる審判権の限界、法人の内部紛争における当事者適格、について事例を分析・検討します。 (UNIT 5, 6)	同上。
4	処分権主義、筆界確定訴訟	債務不存在確認訴訟、筆界確定訴訟の各論点につき、事例を分析・検討します。 (UNIT 7, 8)	同上。
5	弁論主義・裁判所の訴訟指揮権	自白、当事者の主張しない事実の取り扱い、裁判所の訴訟指揮権をめぐる問題(釈明権、口頭弁論の分離・再開など)について、事例を通して検討します。 (UNIT 9, 10)	同上。
6	口頭弁論の準備・事実認定の基礎	争点整理の意義・問題点、要件事実の基礎について事例を分析・検討します。	同上。

		(UNIT 11, 12)	
7	訴訟における証明	証拠収集手段、文書提出命令等を中心に、事例を分析・検討します。 (UNIT 13, 14)	同上。
8	判決によらない訴訟の終了、一部請求	訴訟上の和解、訴えの取下げの合意の効力および一部請求をめぐる問題点を、具体的事例を通して検討します。 (UNIT 15, 16)	同上。
9	既判力の客観的範囲と上訴の利益、既判力の時的限界	既判力の客観的範囲(訴訟物との関係および相殺の抗弁の例外)上訴の利益、既判力の時的限界について、事例を分析・検討します。 (UNIT 17, 18)	同上。
10	既判力の主観的範囲、定期金賠償と鑑定	判決効の主観的範囲の意義(相対効の原則)、既判力の拡張(特に口頭弁論終結後の承継人)、反射効、鑑定、定期金賠償をめぐる問題点について事例を分析・検討します。 (UNIT 19, 20)	同上。
11	複数請求訴訟と控訴、補助参加と同時審判申出訴訟	訴えの変更、反訴、複数請求訴訟における控訴、補助参加(特に補助参加の要件および参加的効力)、主観的予備的併合と同時審判申出共同訴訟について事例を分析・検討します。 (UNIT 21, 22)	同上。
12	独立当事者参加・訴訟承継	独立当事者参加、訴訟承継について、事例を分析・検討します。 (UNIT 23, 24)	同上。
13	再審と判決の無効、医療関係訴訟	再審手続の構造、判決の無効の意義・主張方法、医療関係訴訟における訴訟法の問題点、について事例を分析・検討します。 (UNIT 25, 26)	同上。
14	消費者関係訴訟、知的財産権関係訴訟	消費者関係訴訟および知的財産権関係訴訟における訴訟法の問題点について、事例を分析・検討します。 (UNIT 27, 28)	同上。
15	人事関係訴訟・相続関係訴訟	人事関係訴訟および相続関係訴訟における訴訟法の問題点について、事例を分析・検討します。 (UNIT 29, 30)	同上。

講義名:55139 民法事例研究 A

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博・佐藤 勤・玉井 利幸	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は演習形式で行われる。  商法・民事訴訟法に関する事例をとおして、民法の理論的な問題を合理的に解決する力を養成する。商法・民事訴訟法の両方を考察の対象としながら、具体的な問題を理解して柔軟な解決方法を視野に入れながら、この解決方法を理論的観点からも提示することができるかを検討する。
到達目標	民法の諸問題について、実務を視野に入れながら、解決する能力を獲得する。
教科書	特に指定しない。事例、資料は、予め LearningSyllabus 上に提示する。
参考書・参考資料	基本科目の他の授業で使用した文献を各自参照する。なお、その他必要がある場合には、適宜、指示する。
成績評価方法	中間テスト(商法):期末試験(民訴):授業参加度(授業中の発言・質問) =30:50:20(授業参加度は商法と民事訴訟法で10%ずつ)
履修条件	民法系の基本科目を民法研究を除いてすべて履修済み、または履修中であること
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	組織再編(玉井)	組織再編(合併等)に関する事例を検討する。共通到達目標モデル(第二次修正案)3-7 の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
2	組織再編(玉井)	組織再編(会社分割等)に関する事例を検討する。共通到達目標モデル(第二次修正案)3-7 の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
3	株式(玉井)	株式に関する事例を検討する。共通到達目標モデル(第二次修正案)3-2 の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
4	株式会社の機関(佐藤)	株主総会に関する事例を検討する。共通到達目標モデル(第二次修正案)3-4-2 の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
5	株式会社の機関(佐藤)	取締役・取締役会に関する事例を検討する。共通到達目標モデル(第二次修正案)3-4-4 および 3-4-5 の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
6	中間テスト	中間テストを行う。	
7	商法総合(佐藤)	中間テストの解説と商法分野のまとめを行う。	これまでの商法分野の学習内容を復習しておく。
8	当事者・訴訟上の代理(石田)	当事者に関する能力・資格に関する事例を検討する。共通到達目標モデル(第二次修正案)第2章第2節の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
9	訴えの利益、訴訟担当(石田)	訴訟担当、確認の利益等に関する事例を検討する。共通到達目標モデル(第二次修正案)第3章第2節の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
10	弁論主義(石田)	弁論主義に関する事例を検討する。共通到達目標モデル(第二次修正案)第4章第3節第1~3款の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
11	証拠調べ手続(石田)	証拠調べ手続に関する事例を検討する。共通到達目標モデル(第二次修正案)第4章第3節第5~9款の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。

12	判決効(石田)	判決効に関する事例を検討する。 共通的到達目標モデル(第二次修正案)第5章第1節の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析しておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
13	多数当事者訴訟1(石田)	通常共同訴訟・必要的共同訴訟に関する事例を検討する。 共通的到達目標モデル(第二次修正案)第6章第2節第1款の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析しておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
14	多数当事者訴訟2(石田)	訴訟参加・訴訟承継に関する事例を検討する。 共通的到達目標モデル(第二次修正案)第6章第2節第2～7款の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析しておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
15	上訴・再審(石田)	上訴・再審に関する事例を検討する。 共通的到達目標モデル(第二次修正案)第7章の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析しておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。

講義名:55141 民法事例研究 B

[講義基本情報]

教員:	副田 隆重・伊藤 司・清原 泰司・松浦 以津子・平林 美紀	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、双方向形式で行われる。 民法に関する事例をととして、民法の理論的な問題を合理的に解決する力を養成する。具体的な問題を理解して柔軟な解決方法を視野に入れながら、この解決方法を理論的観点からも提示することができるかを検討する。
到達目標	民法の諸問題について、実務を視野に入れながら、解決する能力を獲得する。
教科書	特に指定しない。事例、資料は、予め LearningSyllabus 上に提示する。
参考書・参考資料	基本科目の他の授業で使用した文献を各自参照する。
成績評価方法	定期試験 70%、授業参加度 30%で評価する。
履修条件	民法系の基本科目を民法法研究を除いてすべて履修済み、または履修中であること
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	解除権の行使と効果 (松浦) (9月20日)	解除権の行使に関する事例を検討する。契約約款の有効性に関しても検討する。解除の要件について理解する。自力救済が行われた場合の真の権利者の救済方法についても検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
2	留置権と第三者の関係 (清原) (9月27日)	留置権者と第三者との優劣関係について、判例等の検討を通して考察する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
3	婚姻(伊藤) (10月4日)	婚姻に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
4	売買契約(平林) (10月11日)	売買契約に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
5	物権変動と登記(副田) (10月18日)	物権変動と登記に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
6	債権の準占有者への弁済と振込 (松浦) (10月25日)	銀行の振込み業務と支払に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
7	動産売買先取特権の物上代位と第三者の関係(清原) (11月8日)	動産売買先取特権の物上代位権行使と代位目的債権に利害関係を有する第三者との優劣関係について、判例等の検討を通して考察する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
8	親子(伊藤) (11月15日)	親子に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
9	賃貸借契約(平林) (11月22日)	不動産賃貸借に関する事例を検討する。借地借家法も対象とする。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
10	代理権の不当行使(副田)	親権者による代理権の濫用に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。

	(11月29日)		
11	相続(伊藤) (12月6日)	相続に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
12	役務提供契約(平林) (12月13日)	請負などの役務提供型の契約に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
13	相殺と第三者の関係 (清原) (12月20日)	相殺権者と第三者との優劣優劣関係について、判例等の検討を通して考察する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
14	賃貸借の敷金返還請求 (松浦) (1月10日)	原状回復義務と敷引契約に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
15	動産物権変動(副田) (1月17日)	動産物権変動または不法行為に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。

講義名:55071 刑法 I

[講義基本情報]

教員:	末道 康之	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 3 木 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	4
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>本講義は刑法総論・各論の内容を融合した形で、法学未修者を対象として、刑法の重要論点について講義形式で授業を進めます。受講者には予め講義内容・範囲を詳細に示したレジュメを配付し、受講者はそれに基づき十分に予習をしてくることを前提に授業を進めます。</p> <p>一方的な講義をできるだけ避けるために、受講者に事前に講義に関連する事例問題等の設問を提示し、授業において設問に対する解答を求めながら、双方向の授業を行うようにしたいと考えています。まず、重要判例・学説の分析を通して、刑事司法実務にも対応した刑法解釈論を理解することができるようになることを目標とします。</p>
到達目標	<p>最終的な到達目標は 刑法の基本的概念について理解を深めること 刑法の基本的な問題点について説明することができるようにすること です。</p> <p>具体的な到達目標としては、共通到達目標モデル第2次案修正案の内容に準拠しています。 第1回から第30回までの各回の到達目標については、配付する刑法I講義案に記載してありますので、それを参照してください。</p> <p>まず、刑法の体系的理解を前提として、実務との関連を重視しつつ、刑法解釈学の方法論を理解することが重要です。 刑法総論・各論を4単位でカバーするためには効率的に授業を進める必要があるため、学生にも事前に十分な予習をして授業に望むことが求められます。重要判例・学説を理解し、具体的事例の解決について、柔軟に対応する能力を習得することが重要です。</p>
教科書	<p>井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣、2008年) 井田良『刑法各論(第2版)』(弘文堂、2013年) 井田良『入門刑法学総論』『入門刑法学各論』(有斐閣・2013) 高橋則夫『刑法各論(第2版)』(成文堂、2014年) 佐久間修『刑法各論(第2版)』(成文堂、2012年) 大谷實『刑法講義各論(新版第4版補訂版)』(成文堂・2015) (各論はどれか1冊選択してください)</p> <p>事前に刑法I教材を配付します。</p>
参考書・参考資料	<p>裁判所職員総合研修所監修『刑法総論講義案(三訂補訂版)』(司法協会、2009年) 幕田英雄『捜査実例中心刑法総論解説(第2版)』(東京法令出版、2015年) 池田修・金山薫編『新実例刑法〔各論〕』(青林書院、2011年) 池田修・杉田宗久『新実例刑法〔総論〕』(青林書院、2014年) 刑法判例百選I(総論第7版)・II(各論第7版)(有斐閣、2014年)</p>
成績評価方法	<p>定期試験と中間テストの結果で判断します。定期試験6割、中間テスト4割として評価します。中間テストは第16回または第17回の授業終了時に実施します。</p>
履修条件	<p>特にありません</p>
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	刑法の基礎理論と刑事法の全体構造	<p>犯罪論の基礎理論について説明し、刑法の存在意義、犯罪論の体系、犯罪の本質を巡る結果無価値論と行為無価値論の対立について検討します。</p>	<p>指定された文献を予習しておいて下さい。</p>

		主観的違法要素について、東京高判平成 26・2・13(上告中)は、強制わいせつ罪が成立するには客観的に被害者の性的自由を侵害する行為がなされ、行為者がその旨認識していればそれで足り、犯人の性欲を興奮刺激させまたは満足させるという性的意図の有無は同罪の法益侵害とは関係ないと判断した。 昭和 45 年最高裁判決とは異なり、性的意図不要説に立った裁判例として、実務的意義は大きい。上告中であるので、最高裁の判断が示される可能性がある。	
2	不作為犯論	不真正不作為犯を中心として、不作為犯の構造、作為義務、不作為の因果関係について検討する。また、ひき逃げの事例についても検討します。	指定された参考文献、授業で取り上げる判例及び判例評釈を熟読しておいて下さい。
3	因果関係論	因果関係の基礎となる条件関係について説明したうえで、条件説と相当因果関係説さらに客観的帰属論について検討し、判例における相当性の判断基準について検討します。	指定された参考文献、関連する最高裁判例及び調査官の判例解説を熟読しておいて下さい。
4	故意論	故意の内容・種類(特に未必の故意と認識ある過失の区別)、故意の成立に必要な事実の認識について検討します。	指定された参考文献及び関連する重要判例を予習しておいて下さい。
5	事実の錯誤論	具体的事実の錯誤と故意の個数について学説・判例を分析し、抽象的事実の錯誤については故意の成立と構成要件の重なり合いについて検討します。	指定された参考文献、関連する最高裁判例等及び判例解説を熟読しておいて下さい。
6	違法性の意識と違法性の錯誤	故意と違法性の意識の関係について学説・判例を分析し、違法性の錯誤について論じます。(第 11 回 責任論 参照)	指定された参考文献、重要判例を予習しておいて下さい。
7	過失犯論	過失の意義を説明し、旧過失論と新過失論の関係、過失犯の成立要件、危険の引き受け、監督過失について検討します。	指定された参考文献、重要判例・判例解説を予習しておいて下さい。
8	正当防衛論	正当化の根拠と正当防衛の成立要件について説明し、侵害の不正性(対物防衛論)、判例を素材として急迫性の概念と積極的加害意思との関係、防衛の意思について論じる。違法性阻却事由の錯誤(誤想防衛)についても検討します。	指定された参考文献と重要判例・判例解説を熟読しておいて下さい。
9	緊急避難論	緊急避難の法的性格と成立要件について説明し、正当防衛と緊急避難の限界について検討します。  98 頁 強要緊急避難に追加  なお、東京高判平成 24・12・18 判時 2212 号 123 頁は、覚せい剤密売人から拳銃を頭部につきつけられて覚せい剤の使用を強要されたため、断れば殺されると思い仕方なく覚せい剤を使用したとの被告人の主張を排斥せず、覚せい剤使用行為は緊急避難に該当するとして無罪とした。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
10	正当行為と被害者の承諾	正当行為一般について説明し、被害者の承諾について、同意の効果や同意傷害・自殺関与罪との関連について論じます。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
11	責任論	責任主義と規範的責任論について説明し、責任能力と原因において自由な行為について検討します。(第 6 回 違法性の意識と違法性の錯誤 参照)  刑法 I 講義案 113 頁に追加修正 【責任能力の判断に際して考慮すべき事項】⇒可知論に基づく総合的判断方法 「被告人が犯行当時精神分裂病に罹患していたからといって、そのことだけで直ちに被告人が心神喪失の状態にあったとされるのではなく、その責任能力の有無・程度は、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状況、犯行の動機・態様等を総合して判定すべきである。」(最決昭和 59 年 7 月 3 日)	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。

	<p>統合失調症者の責任能力を判断する際には、1統合失調症の種類・程度(病状)、2犯行の動機・原因(その了解可能性)、3犯行の手段・態様(計画性・作為性の有無、犯行後の罪証隠滅工作を含む)、4犯行前後の行動(了解不可能な異常性)、5犯行及びその前後の状況についての被告人の記憶の有無・程度、6犯行後の態度(反省の情の有無)、7統合失調症発症前の被告人の性格(犯罪傾向)と犯行の関連性の有無・程度、などが考慮される。</p> <p>なお、最決平成21年12月8日刑集63・11・2829は、「統合失調症による病的体験と犯行との関係、被告人の本来の人格傾向と犯行との関連性の程度等」というより抽象的な判断方法(昭和59年決定と比較して)を提示して検討している。これについては、裁判員裁判を踏まえて、「統合失調症の圧倒的な影響によって犯したもので、もともとの人格に基づく判断によって犯したと評価できない場合か(心神喪失)、統合失調症の影響を受けているが、なお、もと元の人格に基づく判断によって犯したといえる部分も残っていると評価できる場合か(心神耗弱)、統合失調症の影響があったとしても著しいものではなく、もともとの人格に基づく判断によって犯したと評価することができる場合か(完全責任能力)」という形で判断の対象を示すのが適当ではなかるか(『難解な法律概念と裁判員裁判』36頁)に沿うものであり、このような判断手法を基本的には是認したと評価できる(本決定調査官解説参照)。</p>	
12 未遂犯論	<p>実行の着手の意義と判断基準について判例を素材に検討し、不能犯と危険概念、中止犯の法的性格と成立要件について検討します。</p>	<p>指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。</p>
13 正犯と共犯 教唆犯と幫助犯	<p>間接正犯と教唆犯の限界、共犯の処罰根拠、教唆犯・幫助犯の成立要件、未遂の教唆、幫助の因果性、幫助犯と共同正犯の区別について検討します。</p>	<p>指定された参考文献と判例・判例解説を一読しておいて下さい。</p>
14 共同正犯	<p>共同正犯の意義と成立要件について説明し、共謀共同正犯、承継的共同正犯(事後強盗罪及び同時傷害の特例との関係)、過失の共同正犯について検討します。</p>	<p>指定された参考文献と判例・判例解説を熟読しておいて下さい。</p>
15 共犯と身分	<p>身分の意義と65条1項と2項の解釈について検討します。また、事後強盗罪との関連についても検討します。</p> <p>刑法I講義案170頁追加</p> <p>自手犯と身分犯 自手犯＝身分者自身が正犯として直接に犯行を行うことを必要とする犯罪類型であり、およそ間接正犯など間接的な形式では遂行できない犯罪 (例)偽証罪、免許不携帯罪</p> <p>偽証罪の場合、非身分者(非宣誓者)が身分者(宣誓者)を利用し共同する形で偽証罪の正犯となりえるか。自手犯と解すれば、間接正犯、共同正犯の成立は否定される。教唆犯は成立しうる。</p> <p>判例では共同正犯を認めたものがある(間接正犯を認めたものはない)。 大判昭和9・11・20刑集13.1574 東地判平成9・3・24判時1604・157</p>	<p>指定された参考文献と判例・判例解説を予習しておいて下さい。</p>
16 共犯の諸問題	<p>不作為と共犯、共犯と錯誤、共犯からの離脱、共同正犯と正当防衛について検討します。</p> <p>刑法I講義案171頁 作為と不作為の共同正犯が問題となった事案 東京高判平成20年10月6日</p>	<p>指定された参考文献と判例・判例解説を予習しておいて下さい。</p>

		<p>172 頁 不作為による教唆・幫助 消極説(不作為による教唆を否定する見解) 判例・通説は不作為による幫助は肯定する。</p> <p>173 頁 百選 I 166 頁⇒172 頁</p> <p>175 頁 百選 I 178 頁⇒182 頁</p> <p>176 頁 百選 I 188 頁⇒192 頁</p> <p>177 頁 百選 I 190 頁⇒194 頁</p> <p>178 頁 百選 I 180 頁⇒178 頁 174 頁⇒178 頁</p>	
17	罪数論 刑罰論	<p>単純一罪、法条競合、包括一罪、科刑上一罪、併合罪について解説します。 刑罰の基礎理論、刑罰の執行等について解説します。</p>	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
18	生命身体に対する罪	生命・身体に対する侵害犯と生命・身体に対する危険犯について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
19	自由に対する罪	「自由」を保護法益とする犯罪と「私的領域」を保護法益とする犯罪を中心に検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
20	性的自由に対する罪及びわいせつの罪	<p>強制わいせつ罪及び強姦罪について検討する。なお、わいせつ犯罪特にインターネットを利用した犯罪形態についても検討します。</p> <p>刑法 I 講義案 225 頁に最新判例を追加</p> <p>最決平成 26・11・25 刑集 68・9・1053 は、わいせつな動画等のデータファイルを外国に設置されたサーバに記録したうえ、配信サービスを通じて当該データファイルを日本国内の顧客のパソコン等の記録媒体に記録させる行為等が、わいせつ電磁的記録等送信頒布罪等にあたるとした。</p> <p>頒布の意義⇒「不特定または多数の者の記録媒体上に電磁的記録その他の記録を存在するに至らしめることをいうと解する。」</p> <p>頒布の手段たる「送信」とは「送る」行為をいう。この点について、最高裁は「…ダウンロード操作に応じて自動的にデータを送信する機能が備え付けられていたのであって、顧客による操作は、被告人らが意図していた送信の契機となるものにすぎず、被告人らは、これに応じてサーバコンピュータから顧客のパーソナルコンピュータへデータを送信したというべきである。」とした。</p> <p>最高裁は、偏在説に立ち、被告人らを「日本国内において犯した者」にあたるとした。</p>	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
21	名誉毀損罪 信用毀損罪 業務妨害罪	名誉毀損を中心に、名誉の意義、真実性の証明を検討する。信用毀損罪及び業務に対する罪についても検討します。	指定された参考文献と最高裁判例を予習しておいて下さい。
22	財産犯総論と窃盗罪 (器物損壊罪及び盗品関与罪を含む)	財産犯の保護法益、不法領得の意思と財物の概念、窃盗罪と毀棄罪の関係、盗品関与罪の本質、親族相盗例等について順次検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
23	強盗罪	強盗罪の本質、1項強盗と2項強盗、事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷罪について順次検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
24	詐欺罪・恐喝罪	詐欺罪と恐喝罪の成立要件を検討し、関連するクレジットカード詐欺、権利行使と恐喝罪の成否について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。

25	横領罪・背任罪	横領罪と背任罪の成立要件を検討し、横領罪と背任罪の関係について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
26	公共の安全に対する罪	放火罪を中心に公共危険犯について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
27	偽造罪1	文書偽造罪を中心に検討する。文書・電磁的記録の意義、保護法益(形式主義と実質主義)、作成名義人、偽造の概念について論じ、各犯罪類型について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
28	偽造罪2	その他の偽造罪(通貨偽造罪、有価証券偽罪、支払用カード電磁的記録不正作出等の罪)について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
29	国家的法益に対する罪1	公務執行妨害罪及び司法手続きの保護に関して検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
30	国家的法益に対する罪2	賄賂罪及び職権濫用罪を中心に公務員等の犯罪について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。

講義名: 55073 刑法Ⅱ

【講義基本情報】

教員:	丸山 雅夫	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	刑法および刑事訴訟法の既修者を対象にした講義として、刑法の特に重要な論点を取り上げて、集中的に検討・考察します。学説上の対立が激しい問題であっても、実務上ほとんど争われていない論点は扱わず、実務の対応が異なる論点や学説と実務の結論が大きく異なる論点を中心に取り上げます。また、古典的な論点だけでなく、現代社会の直面する諸問題も積極的に取り扱う予定です。それぞれの問題と論点について、具体的な事例や文献を素材として、ソクラティック・メソッドによって展開する講義です。したがって、受講者の積極的な参加・関与が当然の前提となります。
到達目標	それぞれの問題や論点について、1.どのような対立が見られるのか、2.対立点についてどのような具体的判断がなされているのか、を確認したうえで、3.対立をもたらす理論的背景を明らかにし、4.妥当な解決の方向性(解釈論または立法論)を提示することを目標にします。各回の講義における到達目標については、「共通の到達目標」の関連部分を講義概要に示します。時間の関係上、すべての「共通の到達目標」をカバーすることは不可能であるため、講義で扱えない部分については、各自が自学自習によって確実なものとするのが求められます。
教科書	町野朔・丸山雅夫・山本輝之『プロセス演習刑法総論・各論』(信山社、2009年)
参考書・参考資料	井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法[第4版]』(日本評論社、2014年) その他、刑法総論および刑法各論の標準的教科書(著者は問わない) 判例百選刑法Ⅰ 総論・Ⅱ 各論(第7版)
成績評価方法	授業中の応答(20%)と期末試験の成績(80%)によって評価します。
履修条件	未修者コース在籍者については、未修者向けの刑法Ⅰの単位を修得済みであることが必要です。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	結果帰属と因果関係	最高裁判例(大阪南港事件)を契機に大きく転換を遂げた因果関係論の現在の姿を確認し、具体的な事例における帰責判断のポイントを明らかにします。 「共通の到達目標」の第1編第2章1・2・3・4の各節。	教科書の第1章を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をします。
2	不作為犯	いわゆる不真正不作為犯を処罰する場合、どのような要件が充足されるべきかを検討し、現代型犯罪への対処を検討します。 「共通の到達目標」の第1編第2章1・2・3・4の各節。	教科書の第2章を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をします。
3	正当防衛と緊急避難	緊急避難との比較にもとづいて、正当防衛の成立要件を確認するとともに、個々の論点を検討します。 「共通の到達目標」の第1編第3章1・4・5の各節。	教科書の第4章を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をします。
4	過失犯	過失犯の体系を確認したうえで、個別的論点について検討します。 「共通の到達目標」の第1編第2章6・7の各節。	教科書の第7章を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をします。
5	未遂犯・不能犯・中止犯	結果発生に至らなかった行為の扱いについて確認したうえで、未遂犯、不能犯、中止犯の法的性格を明らかにするとともに、個別的な論点を検討します。 「共通の到達目標」の第1編第5章。	教科書の第8章を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をします。
6	共同正犯・間接正犯・共犯行為	複数の者が関与することによって完成する犯罪の形態について確認したうえで、それぞれの理論的根拠と個別的な論点を検討します。 「共通の到達目標」の第1編第6章1・2・3の各節。	教科書の第9章を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をします。
7	共犯をめぐる諸問題	共犯の従属性、共犯と身分、共犯関係からの離脱を中心に、共犯をめぐる諸問題について検討します。 「共通の到達目標」の第1編第6章4節。	教科書の第10章および第11章を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をします。
8	罪数	罪数の問題について、その概念を確認したうえで、実体法および手続法における論点を検討し、正確な罪数処理の方法を会得	教科書の第12章を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように

		します。 「共通的到達目標」の第1編第7章。	予習をしてきます。
9	生命・健康の保護	生命・身体に対する罪を中心として、個別的な論点を検討します。 「共通到達目標」の第2編第1部第1章。	教科書の第13章を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をしてきます。
10	刑法における財産の保護、窃盗罪・強盗罪	民法上の財産概念と刑法上の財産保護の異同を確認したうえで、窃盗罪と強盗罪の重要な論点を検討します。 「共通的到達目標」の第2編第1部第6章1・2・3の各節。	教科書の第16章、第17章、第18章を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をしてきます。
11	詐欺罪	詐欺罪の構造(詐欺行為、錯誤、処分行為)を確認したうえで、具体的な事例を素材にその判断方法を考えます。 「共通的到達目標」の第2編第1部第6章4・5の各節。	教科書の第19章、を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をしてきます。
12	横領と背任	いずれも信任違背を本質とする両罪について、その関係を確認するとともに、それぞれの成立要件を検討します。 「共通的到達目標」の第2編第1部第6章6・7の各節。	教科書の第20章、を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をしてきます。
13	放火罪	放火罪における焼損概念、建造物の意義を中心に、各放火罪類型の成立要件を検討します。 「共通的到達目標」の第2編第2部第1章1・3の各節。	教科書の第22章、を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をしてきます。
14	偽造罪	文書偽造罪を中心として、偽造の意義、各偽造罪の客体など、重要な論点について検討します。 「共通的到達目標」の第2編第2部第2章第2節。	教科書の第23章、を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をしてきます。
15	公務員犯罪	賄賂罪を中心として、公務員による犯罪(汚職罪)の重要な論点を検討します。 「共通的到達目標」の第2編第3部第2章1・3・4の各節。	教科書の第24章、を読むとともに、基本質問と展開質問に答えられるように予習をしてきます。

講義名:55273 刑事訴訟法 I (2016 既)

[講義基本情報]

教員:	岡田 悦典	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	金 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は講義形式で行われます。また、双方向授業にて行われます。法学未習者用の講義として、①手続の流れ、②判例などに現れた手続の具体像、③基本的な概念・理論、④基本的な論点を扱います。刑事訴訟法の構造・条文の準用関係をはじめとして、刑事訴訟法の内容を客観的なたちで提示し、あわせて、刑事訴訟法と判例・学説がどのような関係に立っているのかを示します。 シラバス・システムで当該授業の論点および予習事項を示します。教科書の該当部分を中心に、設問を事前に提示しますので、これによって準備してください。
到達目標	①手続の流れ、判例などに現れた手続の具体像、基本的概念・理論などの基本を正確に修得することが目標です。②刑事訴訟法における「基本的人権の保障」と真相解明を意識した法解釈、判例理論の理解を元にして刑事訴訟法の基本的な問題・課題の解決について体得します。③予備知識の程度において異なる受講者が予想されますが、基礎的事項を確実に把握するという講義姿勢を維持します。受講者はこの講義をふまえて、重要論点をめぐる法律論の独習へと進み、刑事訴訟法Ⅱの受講の準備をすることが期待されます。 なお、各回の講義内容に対応する共通の到達目標モデルの内容は、各回のレジュメの冒頭に提示しますので、受講者はこれを参照してください。
教科書	上口裕『刑事訴訟法』(成文堂、第4版、2015年) 松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法判例百選[9版]』(有斐閣、2011年)
参考書・参考資料	松尾浩也、井上正仁編『刑事訴訟法の争点[3版]』(有斐閣、2002年) 田宮裕『刑事訴訟法[新版]』(有斐閣、1996年) 白取祐司『刑事訴訟法[8版]』(日本評論社、2015年) 田口守一『刑事訴訟法[第6版]』(有斐閣、2012年)
成績評価方法	①発言・質問など講義での授業参加度(10%)、②中間テスト(20%)、③期末試験(70%)を総合して行います。
履修条件	特にありません。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	刑事訴訟法 I の位置づけ、授業の進め方など、オリエンテーションを行います。あわせて、刑事手続全体の流れを簡単に説明します。	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
2	捜査とは何か	捜査の目的は何か、捜査は何を契機に始まるのか、捜査における捜査機関と被疑者の関係はどのようなものか。 (1)捜査の目的、(2)捜査の端緒、(3)捜査機関—司法警察職員・検察官(検察事務官)、(4)捜査の構造—捜査機関と被疑者の関係	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
3	捜査の方法と原則	任意捜査・強制捜査の区別。捜査にはどのような原則や規制があるのか。 (1)任意捜査と強制捜査、(2)任意捜査の原則、(3)強制処分法定主義、(4)令状主義	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
4	逮捕・勾留	被疑者の身柄拘束はどのように行われるか。 (1)逮捕、(2)勾留	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
5	供述証拠の収集—被疑者取調べと参考人取調べ	供述証拠の収集はどのように行われるか。 (1)被疑者取調べ、(2)別件逮捕、(3)参考人取調べ・証人尋問	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設例に関する設問の解答を準備します。
6	非供述証拠の収集	物証はどのようにして収集するか。	左記のテーマについて教科書の指

	— 捜索・差押え、検証、鑑定	(1)非供述証拠の収集と令状主義、(2)捜索・差押え、(3)検証・鑑定	定範囲および参考文献を予習します。
7	被疑者の防御・違法捜査に対する救済	捜査機関の捜査活動に対して被疑者はどのような防御ができるか。違法捜査に対する是正と救済の可能性 (1)黙秘権、(2)弁護人依頼権、(3)接見交通権、(4)証拠保全請求権、(5)違法捜査に対する是正と救済	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設例に関する設問の解答を準備します。
8	公訴提起と公判準備	公訴提起はどのような原則と手続に従ってなされるのか。公訴提起後、公判開始までに何が行われるのか。 (1)起訴独占主義・起訴便宜主義、(2)公訴権行使に対する制御、(3)起訴状・起訴状一本主義	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
9	公判手続	公判はどのような原則に従うのか。何について審判が行われるのか。 (1)「裁判所」の意義、(2)裁判所および当事者の公判準備、(3)証拠開示、(4)公判中心主義、(5)当事者主義・職権主義、(6)裁判の公開・迅速な裁判	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
10	審判の対象	何について審判をするのか。 (1)審判対象論の意義、(2)訴因の特定、(3)訴因変更制度、(4)公訴事実の同一性	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
11	証拠法一般	犯罪の証明はどのような原則と手続に従ってなされるのか。 (1)証拠能力・証明力、(2)厳格な証明・自由な証明、(3)科学的証拠、(4)自由心証主義、(5)挙証責任	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
12	伝聞法則(1)	伝聞および伝聞法則とは何か。 (1)伝聞概念、(2)伝聞法則、(3)伝聞例外の基礎	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
13	伝聞法則(2)	伝聞および伝聞法則とは何か。 (1)被告人以外の者の公判期日外供述—捜査機関が関与した書面、(2)被告人以外の者の公判期日外供述—捜査機関が関与した書面、(3)被告人の公判期日外供述、(4)証明力を争う証拠	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設例に関する設問の解答を準備します。
14	自白法則・補強法則	証拠に使えない自白と何か。 (1)自白・不利益な事実の承認・有罪の自認、(2)自白法則、(3)自白補強法則	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
15	違法収集証拠排除法則	違法収集証拠はなぜ証拠に使えないのか。 (1)違法収集証拠の意義、(2)排除の基準 (3)証拠排除の範囲—毒樹の果実	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。

講義名:55077 刑事訴訟法Ⅱ(2015 未)

【講義基本情報】

教員:	岡田 悦典	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	金 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は講義形式によって行なわれます。また双方向授業によって行われます。受講者が刑事訴訟法の基礎を履修していることを前提に、刑事訴訟法の主要論点を扱います。シラバス・システムで、当該授業の論点および予習事項を示します。教科書の該当部分を中心に、設問を事前に提示しますから、受講者はこれらによって予習事項について準備します。
到達目標	①刑事訴訟法の主要論点と、論点をめぐる法律論の展開を修得することが目標とします。②刑事訴訟法における「基本的人権の保障」と真相解明を意識した法解釈、判例理論の理解を元にして事案の解決策を考えるという、刑事訴訟法の基本的テーマについての、法的思考を体得します。③受講者はこの講義をふまえて、事例に即した問題解決を内容とする刑事訴訟法演習の準備をすることが期待されます。なお、各回の講義内容に対応する共通的到達目標モデルの内容は、各回のレジュメの冒頭に提示しますので、受講者はこれを参照してください。
教科書	上口裕『刑事訴訟法』(成文堂、第4版、2015年) 松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法判例百選[9版]』(有斐閣、2011年)
参考書・参考資料	井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』(有斐閣、2013年) 田宮裕『刑事訴訟法[新版]』(有斐閣、1996年) 白取祐司『刑事訴訟法[8版]』(日本評論社、2015年) 田口守一『刑事訴訟法[第6版]』(弘文堂、2012年)
成績評価方法	①発言・質問など講義での授業参加度(10%)、②中間テスト(20%)、③期末試験(70%)を総合して行います。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	授業の進め方などをオリエンテーションします。素材として次回の「任意捜査における有形力の行使」を使用しますので、少なくともその前半を準備してください。	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
2	任意捜査における有形力の行使	任意捜査と強制捜査の限界領域にある有形力の行使が問題となる場合を検討します。 (1)職務質問、(2)所持品検査、(3)任意同行と任意取調べ	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
3	令状執行の諸問題	捜索・差押えの執行にともなう問題を検討します。 (1)捜索・差押えと「必要な処分」、(2)場所に対する捜索・差押令状と捜索・差押えの範囲、(3)コンピュータ情報の捜索・差押え、(4)別件捜索・差押え	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
4	体液等の採取	強制採尿を手がかりに、強制捜査の限界、差押え・検証・鑑定との関係などを検討します。 (1)強制採尿の要件、(2)強制採尿のための令状の種類、(3)強制採尿令状による採尿場所への連行、(4)身体検査、鑑定処分の場合の令状の種類	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
5	逮捕・勾留の諸問題	逮捕・勾留に関する重要問題を考えます。 (1)逮捕前置主義、(2)事件単位の原則、(3)勾留の場所、(4)移監命令権、移監請求権、(5)再逮捕・勾留	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設例に関する設問の解答を準備します。

6	被疑者・被告人の弁護	<p>弁護の意義と内容を考えます。</p> <p>(1)弁護制度の意義—捜査弁護と公判弁護、(2)弁護人の権利・義務、(3)国選弁護人の選任と辞任、(4)必要的弁護事件</p>	<p>左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習します。</p>
7	接見交通と接見指定	<p>弁護活動の出発点となる接見交通と接見指定の関係を考えます。</p> <p>(1)接見交通権の意義、(2)接見指定の意義と要件、(3)接見指定の方法、(4)公訴提起後の接見指定、(5)不当な接見指定に対する救済</p>	<p>左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設例に関する設問の解答を準備します。</p>
8	訴因と訴訟条件	<p>公訴時効を中心に訴因と訴訟条件の関係を検討します。</p> <p>(1)公訴時効の起算点、(2)時効停止の基準時、(3)訴訟条件の判断基準、(4)訴訟条件の追完・訴訟条件を具備した訴因への変更</p>	<p>左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。</p>
9	訴因変更の必要性和許容性	<p>訴因制度の意義、訴因変更を考えます。</p> <p>(1)訴因制度の意義、(2)訴因変更の必要性、(3)訴因変更の許容性</p>	<p>左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。</p>
10	挙証責任と無罪推定の原則	<p>証明の基本原則である挙証責任と無罪推定の原則を考えます。</p> <p>(1)挙証責任の意義、(2)挙証責任と推定の関係、(3)無罪推定の原則、(4)挙証責任の転換と争点形成責任</p>	<p>左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。</p>
11	伝聞証拠	<p>伝聞の範囲、自己矛盾供述と相反性、弾劾証拠を考査検討します。</p> <p>(1)伝聞証拠の意義、(2)伝聞例外—記憶喪失と国外滞留、(3)伝聞例外—再伝聞、(4)自己矛盾供述と相反性、(5)伝聞証拠と同意</p>	<p>左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。</p>
12	自白法則	<p>自白の証拠能力・証明力、共犯者の自白を考えます。</p> <p>(1)自白排除法則、(2)補強法則、(3)補強法則と共犯者の自白</p>	<p>左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。</p>
13	違法収集証拠	<p>違法収集証拠をめぐる論点を考えます。</p> <p>(1)排除法則の根拠、(2)証拠排除の基準、(3)証拠排除の範囲、(4)証拠排除の例外、(5)被告人の同意</p>	<p>左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設例に関する設問の解答を準備します。</p>
14	既判力と一事不再理効	<p>既判力・一事不再理効の概念を整理し、それぞれの根拠を考えます。</p> <p>(1)既判力の根拠、(2)一事不再理効の根拠、(3)一事不再理効の客観的範囲、(4)免訴判決と一事不再理効</p>	<p>左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。</p>
15	不服申立て	<p>裁判に対する不服申立てにはどのようなものがあるかを考えます。</p> <p>(1)準抗告、(2)抗告、(3)控訴、(4)上告、(5)再審・非常上告</p>	<p>左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。</p>

講義名:55274 刑事訴訟法Ⅱ(2016 既)

【講義基本情報】

教員:	岡田 悦典	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	金 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は講義形式にて行われます。また、双方向授業にて行われます。受講者が刑事訴訟法の基礎を履修していることを前提に、刑事訴訟法の主要論点を扱います。 シラバス・システムで、当該授業の論点および予習事項を示します。教科書の該当部分を中心に、設問を事前に提示しますから、受講者はこれらによって予習事項について準備します。
到達目標	①刑事訴訟法の主要論点と、論点をめぐる法律論の展開を修得することが目標とします。②刑事訴訟法における「基本的人権の保障」と真相解明を意識した法解釈、判例理論の理解を元にして事案の解決策を考えるという、刑事訴訟法の基本的テーマについての、法的思考を体得します。③受講者はこの講義をふまえて、事例に即した問題解決を内容とする刑事訴訟法演習の準備をすることが期待されます。 なお、各回の講義内容に対応する共通的到達目標モデルの内容は、各回のレジュメの冒頭に提示しますので、受講者はこれを参照してください。
教科書	上口裕『刑事訴訟法』(成文堂、第4版、2015年) 松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法判例百選(9版)』(有斐閣、2011年)
参考書・参考資料	井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』(有斐閣、2013年) 田宮裕『刑事訴訟法[新版]』(有斐閣、1996年) 白取祐司『刑事訴訟法[8版]』(日本評論社、2015年) 田口守一『刑事訴訟法[第6版]』(弘文堂、2012年)
成績評価方法	①発言・質問など講義での授業参加度(10%)、②中間テスト(20%)、③期末試験(70%)を総合して行います。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	授業の進め方などをオリエンテーションします。素材として今回の「任意捜査における有形力の行使」を使用しますので、少なくともその前半を準備してきてください。	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
2	任意捜査における有形力の行使	任意捜査と強制捜査の限界領域にある有形力の行使が問題となる場合を検討します。 (1)職務質問、(2)所持品検査、(3)任意同行と任意取調べ	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
3	令状執行の諸問題	捜索・差押えの執行にともなう問題を検討します。 (1)捜索・差押えと「必要な処分」、(2)場所に対する捜索・差押令状と捜索・差押えの範囲、(3)コンピュータ情報の捜索・差押え、(4)別件捜索・差押え	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
4	体液等の採取	強制採尿を手がかりに、強制捜査の限界、差押え・検証・鑑定の関係などを検討します。 (1)強制採尿の要件、(2)強制採尿のための令状の種類、(3)強制採尿令状による採尿場所への連行、(4)身体検査、鑑定処分の場合の令状の種類	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
5		逮捕・勾留に関する重要問題を考えます。 (1)逮捕前置主義、(2)事件単位の原則、(3)勾留の場所、(4)移監命令権、移監請求権、(5)再逮捕・勾留	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問に関する設問の解答を準備します。
6	被疑者・被告人の弁護	弁護の意義と内容を考えます。 (1)弁護制度の意義—捜査弁護と公判弁護、(2)弁護人の権利・義務、(3)国選弁護人の選任と辞任、(4)必要的弁護事件	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習します。
7	接見交通と接見指定	弁護活動の出発点となる接見交通と接見指定の関係を考えます。 (1)接見交通権の意義、(2)接見指定の意義と要件、(3)接見指定の方法、(4)公訴提起後の接見指定、(5)不当な接見指定に対する救済	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問に関する設問の解答を準備します。

		済	
8	訴因と訴訟条件	公訴時効を中心に訴因と訴訟条件の関係を検討します。 (1)公訴時効の起算点、(2)時効停止の基準時、(3)訴訟条件の判断基準、(4)訴訟条件の追完・訴訟条件を具備した訴因への変更	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
9	訴因変更の必要性和許容性	訴因制度の意義、訴因変更を考えます。 (1)訴因制度の意義、(2)訴因変更の必要性、(3)訴因変更の許容性	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
10	挙証責任と無罪推定の原則	証明の基本原則である挙証責任と無罪推定の原則を考えます。 (1)挙証責任の意義、(2)挙証責任と推定の関係、(3)無罪推定の原則、(4)挙証責任の転換と争点形成責任	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
11	伝聞証拠	伝聞の範囲、自己矛盾供述と相反性、弾劾証拠を考検討します。 (1)伝聞証拠の意義、(2)伝聞例外—記憶喪失と国外滞留、(3)伝聞例外—再伝聞、(4)自己矛盾供述と相反性、(5)伝聞証拠と同意	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
12	自白法則	自白の証拠能力・証明力、共犯者の自白を考えます。 (1)自白排除法則、(2)補強法則、(3)補強法則と共犯者の自白	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
13	違法収集証拠	違法収集証拠をめぐる論点を考えます。 (1)排除法則の根拠、(2)証拠排除の基準、(3)証拠排除の範囲、(4)証拠排除の例外、(5)被告人の同意	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問に関する設問の解答を準備します。
14	既判力と一事不再理効	既判力・一事不再理効の概念を整理し、それぞれの根拠を考えます。 (1)既判力の根拠、(2)一事不再理効の根拠、(3)一事不再理効の客観的範囲、(4)免訴判決と一事不再理効	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
15	不服申立て	裁判に対する不服申立てにはどのようなものがあるかを考えます。 (1)準抗告、(2)抗告、(3)控訴、(4)上告、(5)再審・非常上告	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。

講義名 : 55079 刑法演習

[講義基本情報]

教員:	丸山 雅夫	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	木 5
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>刑法および刑事訴訟法の既修者を対象にした演習であり、2 コマでひとつのケースを用いて、ケース・スタディ、ディベート、ロール・プレイングを組み合わせた方法によって展開します。</p> <p>演習としての性格と実務における重要性を特に意識して、これまで大学の講義や演習で必ずしも掘り下げた議論がなされてこなかった個別論点をも取り上げる一方で、理論的な関心度だけが低い論点や実務的な重要性が低い論点は扱いません。また、刑法理論を重視する学説における解釈論と実務における事実認定・事実の評価との関連性を特に意識して展開します。</p>
到達目標	<p>具体的な想定事例を素材として、当該事件の解決に当たって、検察官、弁護士、裁判官が「何を重視して」(事実認定と事実の評価)、「どのような主張・判断に至ったのか」(解釈論にもとづく判断)を分析したうえで、それぞれの立場に応じた(特徴的な)解釈・判断がある(べき)かを考察します。あらかじめ参加者をそれぞれの立場に分けて(テーマごとに立場を変えます)、具体的事件におけるそれぞれの主張・判断を想定・追体験させたい(ディベートによるケース・スタディ)、「自分だったらどのように主張・判断するか」を考えさせます(ロールプレイによるケース・スタディ)。したがって、想定事例を丹念に分析したうえで、判例や文献に当たって、ディベートを想定した主張をもって参加することが必要不可欠になります。同時に、それぞれのテーマについて、「共通の到達目標」の関連部分の理解を確実なものとしします。</p>
教科書	特に指定しません。
参考書・参考資料	一般的には、井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法[第 4 版]』(日本評論社、2014 年)が有用です。さらに、それぞれのテーマに即して、必要な関連判例や文献を探し、それを読む必要があります。
成績評価方法	それぞれのテーマに関する分析と毎回のディベートでの発言(20%)と期末試験の成績(80%)によって評価を決定します。
履修条件	刑法 I の単位を修得済みであることを原則とします。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ケース・スタディ	検察官、弁護士、裁判官のそれぞれの役割(の違い)を意識しながら、教員が事前に提示した事例を題材にして、最適な解決方法を考察します。	時間内にできなかった分析を続け、グループとしての見解をまとめます。
2	同上	同上	ディベートにもとづいて、検察官・弁護士グループは見解を再構成します。裁判官グループは、最適な解決を考え、まとめます。
3	同上	同上	1 回目に同じ。
4	同上	同上	2 回目に同じ。
5	同上	同上	1 回目に同じ。
6	同上	同上	2 回目に同じ。
7	同上	同上	1 回目に同じ。
8	同上	同上	2 回目に同じ。
9	同上	同上	1 回目に同じ。
10	同上	同上	2 回目に同じ。
11	同上	同上	1 回目に同じ。
12	同上	同上	2 回目に同じ。
13	同上	同上	1 回目に同じ。
14	同上	同上	2 回目に同じ。
15	全体のまとめと講評	検察官、弁護士、裁判官の役割と事案に対する取り組みのあり方について考察します。	

講義名: 55168 刑法基礎研究

[講義基本情報]

教員:	末道 康之	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	木 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択必修

講義概要

講義概要	この授業は講義形式と演習形式を融合した形で実施する。 刑法総論・各論の諸問題について刑法 I で履修した内容をさらに深め、刑法に関する基本的な思想・諸原則・理論構造を着実に理解し、資格試験に対応する基本的な知識を修得することを目標として授業を行う。
到達目標	共通の到達目標に準拠し、刑法に関する基本原則・理論構造について基本的な理解を深めることできる。  刑法の諸問題について、条文の解釈論を展開し、適切な事例解釈能力を修得することができる。
教科書	刑法 I 講義案 その他、刑法基礎研究講義案を準備する予定である。
参考書・参考資料	井田良『入門刑法学・総論』『入門刑法学・各論』(有斐閣・2013)
成績評価方法	定期試験(100%)で評価する。
履修条件	特になし。
その他の注意	特になし。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	刑法の存在意義・刑法の基本原則・刑罰法規の解釈と適用	応報と犯罪予防、犯罪と保護法益、行為主義、罪刑法定主義、責任主義、刑罰法規の本質、刑罰法規の解釈刑罰法規の適用に関する諸問題を検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
2	犯罪論の基本的な考え・構成要件をめぐって	犯罪論の存在意義、犯罪論の概念、犯罪の本質、結果無価値論と行為無価値論、構成要件の意義と機能、構成要件の要素、犯罪の分類を検討する。	授業内容について予習し、課題について検討すること。
3	未遂犯と既遂犯	刑法における因果関係、未遂犯をめぐるとの諸問題を検討する。	授業内容について予習し、課題について検討すること。
4	故意・錯誤と過失	故意について、錯誤について、過失について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
5	違法性とその阻却	違法性の基礎理論、違法性阻却事由の統一的原理、各違法性阻却事由の概観について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
6	責任とその阻却	責任の基礎理論、責任主義について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
7	正犯と共犯	生犯論と共犯論、単独正犯と狭義の共犯、共同正犯について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
8	罪数論と刑罰論	犯罪の個数と犯罪の競合、刑の加重と減輕(法定刑から処断刑)、量刑の判断について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
9	刑法による生命・身体の保護・被害者の同意をめぐるとの諸問題と自由とその保護	生命保護のための処罰規定の概観、傷害の概念、暴行罪・傷害罪・傷害致死罪、過失致死傷罪、被害者の同意の正当化根拠、同意傷害の違法性、推定的同意、同意の有効性の限界、脅迫罪と逮捕監禁罪、強制わいせつ罪、強姦罪、住居侵入罪について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
10	財産犯総論	刑法における財産の保護、財産犯の保護法益、不法領得の意思について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
11	財産犯各論	器物損壊罪と強盗罪、詐欺罪と恐喝罪、横領罪と背任罪について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。

12	危険犯・放火罪・風俗犯	抽象的危険犯と具体的危険犯、放火罪の客體、放火罪の行為と結果、放火罪の故意、わいせつ罪、賭博罪と富くじ罪、礼拝所及び墳墓に関する罪	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
13	文書偽造罪とその他の偽造罪	保護法益、偽造・変造・行使、各偽造犯罪類型の概観について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
14	国家的法益の保護	公務の執行を妨害する罪、司法作用に対する罪、汚職の罪について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
15	事例解決の方法論	事例へのアプローチ、事例解決のための方法論について検討する。	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。

講義名:55081 刑事訴訟法演習(2015 未)

[講義基本情報]

教員:	岡田 悦典	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	金 4
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は演習形式によって行われます。事例または判例を使いながら、講義で修得した刑事訴訟法の知識・理解を応用・展開させる能力を涵養することを目的とします。 事前に設問を提示しますので、設問に含まれる論点を抽出・検討してください。
到達目標	刑事訴訟法における法的思考を修得することが目標です。刑事訴訟法における「基本的人権の保障」と「真相解明」を意識した法解釈、判例理論の理解を元に、刑事手続法の発展的テーマを意識した法的思考、事案に則した問題解決能力を習得することが期待されます。 なお、各回の講義内容に対応する共通的到達目標モデルの内容は、各回のレジュメの冒頭に提示しますので、受講者はこれを参照してください。
教科書	上口 裕『刑事訴訟法』(成文堂、第4版、2015年)
参考書・参考資料	シラバスの中で講義毎の判例、参考文献等を指示します。
成績評価方法	①発言・質問など演習での授業参加度(10%)、②中間テスト(20%)、③期末試験(70%)を総合して行います。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	手続関与者	捜査の適正化と手続関与者の役割、検察官の地位、被害者の地位を検討します。 (1)捜査の適正化と裁判所・裁判官の役割、(2)検察官の地位と一罪の一部起訴、(3)刑事手続における被害者の地位	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
2	おとり捜査	おとり捜査の適法性・挙証責任、尾行・GPSによる追尾、将来犯罪と捜査を考えます。 (1)おとり捜査の適法性、(2)おとり捜査の手続法的効果、(3)おとり捜査の挙証責任、(4)尾行・張込み・GPSによる追尾、(4)将来犯罪と捜査	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
3	写真撮影	任意捜査と強制捜査の限界にある写真撮影を手がかりに、関連問題を考える。 (1)強制捜査と任意捜査の限界の流動化、(2)無令状の写真撮影、(3)令状による写真撮影、(4)ビデオ撮影の許容性、	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
4	逮捕に伴う捜索・差押え、現行犯逮捕	捜索・差押え、逮捕・勾留に関する残された問題を検討します。 (1)逮捕に伴う捜索・差押え、(2)現行犯逮捕、(3)準現行犯逮捕、(4)緊急逮捕	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
5	被疑者・被告人の取調べ	接見交通、黙秘権の保障と告知・取調べ受忍義務、起訴後の取調べなど多岐にわたる問題点を検討します。 (1)被疑者取調べ、(2)別件逮捕、(3)余罪取調べ	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
6	黙秘権の行使と不利益推認、起訴後の手続における余罪をめぐる諸問題	黙秘権の根拠・対象・行使と不利益推認、起訴後の手続における余罪をめぐる諸問題を検討します。 (1)黙秘権の行使と不利益推認、黙秘を量刑資料とすることの可否、(2)起訴後の手続における余罪をめぐる諸問題	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。

7	証拠開示	証拠開示の諸問題と新しい証拠開示法制について検討し舞う。 (1)旧来の証拠開示理論、(2)新証拠開示法の諸問題	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
8	公判前整理手続	近年導入された公判前整理手続を検討します。 (1)公判前整理手続の構造、(2)公判前整理手続の限界、(3)公判前整理手続と裁判所の関与	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
9	訴因変更	訴因変更に関連する諸問題を検討します。 (1)罪数の変化、(2)有罪心証と訴因変更の許可、(3)訴因変更の時期的限界、(4)控訴審での訴因変更	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
10	証拠の関連性	証拠の関連性に関する諸問題を検討します。 (1)類似事実の立証、(2)DNA 鑑定	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
11	伝聞概念・再伝聞・弾劾証拠	伝聞概念を整理し、伝聞例外の構造を確認します。 (1)伝聞概念、再伝聞、犯行計画メモ、(2)伝聞概念と反対尋問を経ない証拠、(3)再伝聞、(4)弾劾証拠	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
12	実況見分調書、録音テープ・傍受テープ、ビデオリンク方式の証人尋問	実況見分調書、録音テープ・傍受テープに関する諸問題を検討します。 (1)実況見分調書の証拠能力、(2)録音テープ・傍受テープの証拠能力、(3)ビデオリンク方式の証人尋問	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
13	自白と違法収集証拠	自白の任意性の立証、違法収集自白としての自白の関連する諸問題を検討します。 (1)自白の任意性の立証、(2)毒樹の果実、(3)違法収集証拠と量刑、(4)私人による違法収集証拠	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
14	事実認定	事実認定に関する問題を検討します。 (1)状況証拠と合理的疑い、(2)択一的認定	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
15	控訴審	控訴審の役割と構造について検討します。 (1)控訴審の構造論、(2)攻防対象論、(3)無罪判決後の勾留	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。

講義名: 55135 刑法事例研究

[講義基本情報]

教員:	末道 康之	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は演習形式を基本に講義形式を融合した形で実施する。 最高裁判例、下級審裁判例をモデルとした様々な事例を通して、刑法上の問題を合理的に解決する能力を養成し、理論と実務との架橋を念頭に置き、柔軟な刑法解釈のあり方を検討する。総論・各論との融合を図った事例を通して、刑法解釈論上の問題を双方向で議論し検討したい。 毎回、取り上げる事例を事前に示し、各自その事例について予習検討をした上で、検討すべき問題点について、議論を加える。
到達目標	事例を通して、刑法上の諸問題について柔軟に対応する能力を養成する。 共通的到達目標第2次修正案の内容を最低限の基準とする。 共通的到達目標については、刑法事例研究講義案に掲載してあるので、各自参照すること。  具体的な到達目標 刑法の基本概念に関する理解を深め、さらに、応用力を涵養し、柔軟に解釈論を展開できる。 現実に起こりうる様々な事実を想定して、理論的にも実務的にも妥当な解釈論を展開できる。
教科書	刑法事例研究講義案を配付する。
参考書・参考資料	小林充・植村一郎『刑事事実認定重要判例 50 選上・下(第2版)』(立花書房・2014) 井田良 他『刑法事例演習教材第2版』(有斐閣・2014) 井田良 他編著『事例研究刑事法 I 刑法(第2版)』(日本評論社・2015) 幕田英雄『捜査実例中心 刑法総論解説』(東京法令出版・2009) 池田修・金山薫編『新実例刑法[総論]』(青林書院・2014年) 池田修・金山薫編『新実例刑法[各論]』(青林書院・2011年) 木谷明編著『刑事事実認定の基本問題(第3版)』(成文堂・2015)
成績評価方法	定期試験(100%)で評価する。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	人の生命・身体の保護、自由の保護に関する諸問題を検討する(1)	殺人罪の実行行為性について理解を深める。 不作為犯と殺人罪・遺棄罪との関係について理解を深める。 保護責任者遺棄致死罪と傷害致死罪との関係について理解を深める。 上記の諸問題について、総論の諸問題と融合して理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
2	人の生命・身体の保護、自由の保護に関する諸問題を検討する(2)	傷害の概念、同時傷害の特例と共犯からの離脱について理解を深める。 危険運転致死傷罪関連について理解を深める。 逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪について理解を深める。 名誉毀損罪などの解釈について理解を深める。 上記の問題について、総論の諸問題と融合した形で、検討し理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
3	財産犯の基本概念を検討する	財産犯の基本概念について理解を深める。 窃盗罪を中心として、財産犯の保護法益、客体、所有権・占有の有無と限界、不法領得の意思、情報の保護などについて検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
4	強盗罪に関する諸問題を検討する	強盗罪に関する諸問題を総論の諸問題と関連して様々な視点から検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。

5	詐欺罪に関する諸問題を検討する	詐欺罪に関する解釈論上の諸問題について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
6	横領罪・背任罪に関する諸問題を検討する	横領罪、背任罪に関する解釈論上の問題について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
7	放火罪、偽造罪、公務員犯罪、公務員に対する犯罪に関する諸問題を検討する(1)	放火罪については、焼損の概念、公共の危険概念、建造物の概念、放火の着手等を検討し、理解を深める。 文書偽造罪については、文書の概念、偽造の概念などを中心に、検討し、理解を深める。 贈収賄罪については、賄賂性、職務権限などの問題を、公務執行妨害罪関連では、公務と業務の区別等について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
8	放火罪、偽造罪、公務員犯罪、公務員に対する犯罪に関する諸問題を検討する(2)	放火罪に関して、焼損の概念、公共の危険概念、建造物の概念、放火の着手等を検討し、理解を深める。 文書偽造罪については、文書の概念、偽造の概念などを中心に、検討し、理解を深める。 贈収賄罪については、賄賂性、職務権限などの問題を、公務執行妨害罪関連では、公務と業務の区別等について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
9	因果関係に関する諸問題	因果関係に関する諸論点について、最近の裁判例の検討を中心として深く検討し、因果関係をめぐる最近の学説の展開を含めて、因果関係論について理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
10	故意論・錯誤論に関する諸問題	薬物事犯、行政事犯等の裁判例を通して事実認識、意味の認識の問題を深く検討し、理解を深める。 さらに、事実の錯誤、違法性の錯誤、その区別などについても裁判例を通して検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
11	過失犯論に関する諸問題	過失犯の成立要件、結果予見可能性、結果回避可能性、結果回避義務違反、過失行為などについて、裁判例や事例を素材に実践的に検討し、理解を深める。 過失競合と過失共同正犯についても検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
12	正当防衛、正当化事情に関する諸問題	正当防衛を中心として代表的な裁判例を通して正当化事情に関する諸問題を深く検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
13	共同正犯に関する諸問題	共同正犯に関する諸問題について、特に共謀の成否を中心に深く検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
14	共犯に関する諸問題	共犯に関する諸問題、不作為と共犯、共犯からの離脱、共犯と身分等の諸問題を深く検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
15	総合的検討	様々な諸問題を融合させた事例問題を前提として、刑法解釈上の議論を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。

講義名:55137 刑事訴訟法事例研究

【講義基本情報】

教員:	峰 ひろみ	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	夏期後半	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本講義では、刑事訴訟手続について基本的な理解をしていることを前提として、刑事訴訟法に関する基本判例や重要判例を素材とし、事案の分析や問題点の把握、判旨の理論的根拠や射程範囲等の理解を深めたい。 講義の進め方としては、担当教員の解説講義に留まるのではなく、受講生が十分に予習していることを前提に、受講生同士の意見交換や、受講生と教員との討論を行いたいと考えている。
到達目標	①刑事訴訟法に関する理論上・事実認定上の基本的かつ重要な諸問題を確実に理解する。 ②具体的な事案を的確に分析する能力を身に着ける。 ③自分自身の頭で主体的に考え、その内容を口頭又は書面での確に他者に伝える能力を磨く。
教科書	特に指定しない。 各学生が使用している刑事訴訟法の基本書を精読してほしい。 教材としては、必要に応じて、判例の原文や模擬記録教材等を配布する予定である。
参考書・参考資料	特に指定しないが、池田修＝前田雅英「刑事訴訟法講義(第5版)」(東京大学出版会)、井上正仁ほか編「刑事訴訟法判例百選(第9版)」(有斐閣)、前田雅英編「刑事訴訟実務の基礎(第2版)」(弘文堂)等を活用するとよい。 また、必要に応じて、適宜参考資料を配布する予定である。
成績評価方法	レポート10%、期末試験90%で評価する。出席状況や発言内容等他の要素については、一切成績評価に加味しない。
履修条件	特になし。
その他の注意	各回の講義は、事前に十分な予習がなされていることを前提に行う。予習課題は、分量・内容ともに、かなり歯ごたえがあるものとなるであろうが、積極的に取り組んでほしい。 授業においては、積極的に意見を述べ、討論に参加してほしい。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス・刑事手続概観	刑事手続に関する諸問題を学ぶ上での注意事項を確認するとともに、事件発生から第1審の判決に至るまでの刑事手続を概観する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
2	捜査の端緒をめぐる諸問題	職務質問、所持品検査に関する諸問題について、基本判例の事案及び判旨等を検討する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
3	捜査の基本	強制捜査と任意捜査の区別、強制捜査の規制、任意捜査の規制に関する諸問題を検討する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
4	強制捜査をめぐる諸問題(1)	現行犯逮捕・準現行犯逮捕をめぐる諸問題について、基本判例の事案及び判旨等を検討する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
5	強制捜査をめぐる諸問題(2)	令状に基づく捜索・差押えをめぐる諸問題について、基本判例の事案及び判旨等を検討する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
6	強制捜査をめぐる諸問題(3)	無令状での捜索・差押えをめぐる諸問題について、基本判例の事案及び判旨等を検討する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
7	任意捜査をめぐる諸問題(1)	写真撮影等をめぐる諸問題について、基本判例の事案及び判旨等を検討する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
8	任意捜査をめぐる諸問題(2)	おとり捜査等をめぐる諸問題について、基本判例の事案及び判旨等を検討する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
9	公訴提起をめぐる諸問題	起訴状一本主義や訴因の特定に関し、基本判例の事案及び判旨等を検討する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
10	訴因変更をめぐる諸問題	訴因変更をめぐる諸問題について、基本判例の事案及び判旨等を検討する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。

	諸問題	する。	書の精読。
11	いわゆる伝聞証拠をめぐる諸問題(1)	いわゆる伝聞証拠の意義、具体的な判断についての基本を理解する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
12	いわゆる伝聞証拠をめぐる諸問題(2)	いわゆる伝聞例外のうち、検察官面前調書や実況見分調書等について、それらが証拠能力を有するための要件等を検討する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
13	違法収集証拠をめぐる諸問題	違法収集証拠に関する基本判例の事案及び判旨等を検討する。	予習事項の検討及び各自の基本書の精読。
14	目撃者の供述の信用性	目撃者の供述の信用性が問題となった判例の事案及び判旨等を検討する。	予習事項の検討。
15	被告人の自白の信用性	被告人の自白の信用性が問題となった判例の事案及び判旨等を検討する。	予習事項の検討。

講義名:55170 法情報調査

【講義基本情報】

教員:	松浦 以津子・伊藤 司	対象年次:	1・2
その他の教員:		開講時限:	月 5
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	法学既修者および未修者を対象として初期に履修すべき科目として開講します。法学に関するさまざまなレベルの情報をもとに収集し、有効に活用し、適切に表現するかを学習することを目的とします。情報は、伝統的な活字情報を含みますが、既に電子化されている判例等については、電子情報に重点を置きます。情報が獲得できても利用することができなければ意味がないので、判例や学説をどのように要約するか、他人の作成した情報に手を加えてどのように利用するかについても訓練します。授業の一部は講義形式で行いますが、実習形式も加えます。復習としても実習を加味し、成果をインターネットで提出することを求め、効率的な実務を行う基礎的素養を習得します。また、コミュニケーションの方法として、PC を利用して、資料を提示するについての基礎的技能を修得します。 判決の正確な読み方ができるようになることを目標の一つとしています。今までに本格的に法律学を学んだことのない方には、特に強く履修をお勧めします。
到達目標	目標は次の四つです。 (1)法に関する情報を収集できること。たとえこの講義中に情報収集の方策を学ばなかった新しい分野や問題についての情報を得る必要が発生した場合に、情報収集の手がかりをつかむことができること。 (2)獲得した情報を必要性に応じて加工し利用できること。 (3)判決を正確に読むことができること。 (4)資料を提示して適切なプレゼンができること。
教科書	教科書は使用せずに、必要な情報はシラバスシステムを利用して予め獲得できるようにします。
参考書・参考資料	指宿信監修「LEGAL RESEARCH リーガル・リサーチ[第3版]」(日本評論社、2008 年) 加賀山茂、松浦好治編「法情報学[第2版]」(有斐閣、2002 年)
成績評価方法	授業時間中のショートテスト(50%)およびレポートなどの提出物・発表(50%)によって合否を判定します。
履修条件	全員がコンピュータをそれぞれ利用できる環境で実施します。各自ノート型パソコンを持ち込んでください。事前に、大学のネットワークを利用するための手続きを行い、IDとパスワードを取得しておいてください。受講者が相互に連絡を取り合ったり、情報を交換するためのコンピュータ・ネットワーク上のいわゆる掲示板のサービスを提供します。受講者が相互に協力し合い、教えあうことは、奨励しますが、他人のIDを使って実習結果を提出したり、他人の実習結果をコピーして提出することは、カンニング行為として扱います。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	【はじめに】 4/11	1. この科目の目的 2. 法科大学院の IT 環境について 3. 情報整理の方法 4. シラバスシステム「課題」について 5. 判決の読み方について	
2	【設問事例について事実関係を理解する】 4/18	1. 設問事例を理解する。 2.	
3	【設例事例の法的論点を理解する】 4/25	1. 設問事例の事実関係調査に基づいて、法的論点を検討する。 3. 法的論点に関する事実関係について当事者に質問する。	
4	【設例事例の法的論点を理解して関連する判例を探す】 5/2	1. 最高裁判決の中の「表見代理の判決」を探します。 2. いくつかの判決の事実関係を読み、いちばん事実関係が似ている判決をダウンロードします。 3. 判決をダウンロードするときは、最高裁、第一審、控訴審(原審)	

		の順に並べます。	
5	[「表見代理の判決」の事実関係を理解する]5/9	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「表見代理の判決」を読みます。</li> <li>2. 判決の全体の構成を理解します。</li> <li>3. 原告の主張のうち事実関係についての主張を理解します。</li> <li>4. 被告の主張のうち事実関係についての主張を理解します。</li> <li>5. 各裁判所がどのような事実認定をしたかについて理解します。</li> <li>6. 事実の概要を要約します(1200字程度)。</li> <li>7. 判決の利用目的によって事実の要約の仕方が異なることを理解します。</li> <li>8. シラバスシステム課題提出に課題を提出します。</li> </ol>	
6	[当事者の請求及び請求原因と判決及び判決理由]5/16	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「表見代理の判決」の争点のうちルールについての争点を次の順序で整理します。</li> <li>2. 原告はどのような根拠に基づいてどのような内容の請求をしていますか。</li> <li>3. 被告はどのような根拠に基づいてどのような抗弁をしていますか。</li> <li>4. 第一審はどのように判断しましたか。</li> <li>5. 原審はどのように判断しましたか。</li> <li>6. 最高裁は、どのように判断しましたか。</li> <li>7. 三つの裁判所の判断はどのように違いますか。</li> <li>8. 三つの裁判所の判断が異なったのは、なぜですか。</li> </ol>	
7	[判例の射程範囲を確定し設問事例と関連する判例・文献を検索する]5/23	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「表見代理の判決」どのような事実関係を前提とした判決であるかについて確認する。</li> <li>2. 依頼人の利益を考えながら、「表見代理の判決」の事実関係と設問事例の事実関係を比較する。</li> <li>3. 事実関係が異なることによって「表見代理の判決」の考え方をどのように利用すると依頼人の利益になるかについて検討する。</li> <li>4. 「表見代理の判決」において主張されなかった設問事例の論点を羅列する。</li> <li>5. 設問事例に関連する判決を検索する。</li> <li>6. どの範囲の判例について検索しなければならないか考える。</li> <li>7. 検索した判例情報をどのように整理するかについて考える。</li> </ol>	
8	[先週の続き]5/30 小テスト	<p>追加検討事項</p> <p>「表見代理の判決」の争点を理解する。</p>	
9	[判例評釈・判例解説の読み方]6/6	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「法律文献の引用方法」について解説</li> <li>2. 判例評釈・判例解説についての情報収集[実習]</li> <li>3. 判例評釈・判例解説の要約の仕方について解説</li> <li>4. 2. で収集した情報を読み、要約して短いレポートを作成して提出します[実習]</li> </ol>	
10	[設問事例のための法的構成を考える。][小グループの中で共同作業をする。]6/13	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各グループごとに訴状または答弁書の概要を作成する。</li> <li>2. 請求の内容と各自が分担した判例の関係を考える。</li> <li>3. 自分が分担した判例について、どのような資料を作ったらよいかを考える。</li> </ol>	自分の分担している法律問題を他の法律家に伝えるためにどのように説明したらよいかを考える。
11	資料作成。 訴状または答弁書完成 6/20		
12	資料(訴状または答弁書)を使用して小グループ内で報告検討する。6/27	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訴状を検討する。</li> <li>2. 答弁書を作成する。</li> <li>3. 1争点について1つの準備書面を用意する。 複数の争点がある場合には、準備書面の作成を分担する。</li> </ol>	

		4. 不十分な箇所または不明確な箇所について当事者または他の弁護士に質問をして、十分検討されているかどうかについて確認をする。	
13	準備書面作成 7/4	1. 分担した論点について各自準備書面を作成する。	
14	準備書面完成・口頭弁論準備 7/11	1. 資料を提示しながら口頭で報告または弁論する。 2. 13 で作成した資料をどのようにつなぎあわせてレイアウトするかを工夫する。 3. 口頭で報告するための台本を考える。 時間内に報告をするために時間配分も考える。	時計をそばに置いて報告の練習をする。3 回ほど練習をして、内容を暗記する。
15	最終弁論 I まとめ 7/18	1. 資料を提示しながら口頭で報告または弁論する。 他のグループの報告について、改善のためにアドバイスをする。 2. この授業をとったことによってどれだけのことができるようになったかを考える。更に工夫できることがあるかどうかを考える。	

講義名 : 55057 民事法研究

[講義基本情報]

教員:	加藤 良夫	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	火 2
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	医療過誤訴訟を題材として、実体法としての民法と手続法としての民事訴訟法を関連付けて実務上の能力の基礎を学ぶことができるように双方向の授業を行います。 裁判事例に即して、そこに含まれる契約法上又は不法行為法上の論点を明確にした上で、要件事実、立証責任、証拠方法を念頭に、民事裁判の第一審手続の展開を学びます。そのためには、受講生に予め参考資料と共に具体的事例を示し、問題点を把握させ、実体法上及び手続法上の論点について予習させ、その成果を発表させる等して理解の深化を図ります。
到達目標	民法と民事訴訟法の「共通的な到達目標モデル」を踏まえ、理論と実務の架橋をめざすものとして法律基本科目群の民法と民事訴訟法の理解の上に、これらが実務上どのように関連し機能しているかを裁判手続を通して学ぶものです。この授業を通して事実認定の大切さを学ぶとともに、立証困難な場面における工夫等、より根源的に考える力を身につけて貰いたい。
教科書	司法研修所編纂 四訂 民事弁護における立証活動(貸与します)
参考書・参考資料	加藤良夫・増田聖子著『患者側弁護士のための実践医療過誤』(日本評論社、2004年) 加藤良夫編著『実務法律講義⑫ 実務 民事法講義』(民事法研究会、2005年) 稲垣克己著『克彦の青春を返して』(中日新聞社) 福永有利ほか著『新民事の訴訟』(悠々社、2000年)
成績評価方法	この授業に必要とされる知識の習得のレベル、理論を実務に生かす能力の有無を評価の基準とします。具体的には、授業時間内の討議への参加度とその内容(10%)、学習成果を問う小テスト(20%)及び定期試験(70%)により評価します。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	授業の目標の確認と医療過誤訴訟の手続の概要	医療過誤訴訟の大まかな流れについて学習します。あわせてテーマごとの学習成果発表チームを構成します。  「証拠の偏在」「専門的知見」をいかに克服すべきかについて皆で考えます。	事前に教科書、参考書の該当部分を読んでくることを前提とします。(以下同じ)
2	証拠保全等①	カルテ等の証拠保全の必要性、申請手続の要点を学びます。事案の検討(事実経過の把握)のための証拠収集活動の概要を具体的に学習します。  カルテの改ざん例を示します。証拠保全の申立書をもとに、民法の証拠保全の手続のイメージを持たせます。	民事訴訟法第 234 条乃至 242 条を復習し、証拠保全手続の存在意義について予め考えてくる必要があります。
3	証拠保全等②	上記に加えて、当事者照会や文献調査等の方法について学習します。  証拠保全後の検討の方法、説明会、関連する事実調査の方法等についても解説します。	様々な証拠物の検証方法について予め考えてくるとともに、文献調査等の方法について予め調べてくる必要があります。
4	医療契約	契約の当事者は誰か、何を約束するのか、医師が給付すべき債務の内容は何かについて準委任契約と請負契約の違いを踏まえて学習します。  医療契約で医師が負う債務の具体的内容について検討します。	医師と患者の契約上の義務について考えてくる必要があります。
5	債務不履行と不法行為の要件事実	民法第 415 条と 709 条の要件事実について学習します。  条文をどう変えれば、要件事実がどう変わるかを考えます。	「要件事実」の考え方について復習していただく必要があります。
6	「不完全履行」と「過失」の主張・立証責任	主張・立証の困難な類型について、立証責任を緩和する方策等について学習します。	予め示された事例について、原告はどのようにして立証できるかを

		具体的な事例にそって、原告は何をどこまで主張・立証すべきかについて検討します。	検討してくる必要があります。
7	医療水準	過失乃至不完全履行の判断基準としての医療水準の考え方について学習します。  最高裁判所第2小法廷平成7年6月9日判決及び最高裁判所第3小法廷平成8年1月23日判決について検討します。	予め判例について調べてくる必要があります。
8	因果関係の主張・立証①	因果関係、特に「高度の蓋然性」について学習します。  最高裁判所第2小法廷昭和50年10月24日判決及び最高裁判所第1小法廷平成11年2月25日判決について検討します。	予め判例について調べてくる必要があります。
9	因果関係の主張・立証②	因果関係、特に「相当程度の可能性」について学習します。  最高裁判所第2小法廷平成12年9月22日判決について検討します。	予め判例について調べてくる必要があります。
10	集中審理	診療経過一覧表、争点整理表、専門委員、集中証拠調について学習します。 9回までの範囲で小テストを行いません。  計画審理、集中審理が実務上どのように展開されているかについても解説します。	専門委員制度について復習してくる必要があります。
11	文書提出命令	文書提出義務、文書提出命令について学習します。  事故調査報告書(院内で病院長宛に作成されたもの)は、民事訴訟法第220条のどの文書に該当するか等について考えます。	民事訴訟法第220条について復習してくる必要があります。
12	尋問	主尋問、反対尋問、医師に対する尋問、鑑定人に対する質問等についての留意点を学習します。 小テストの解説、講評を行いません。  民事訴訟規則第106条乃至136条について学習します。	尋問の具体例について検討してくる必要があります。
13	鑑定	鑑定をめぐる諸問題について学習します。  従来の単独鑑定以外の鑑定方式(複数鑑定、カンファランス鑑定等)についても検討します。	鑑定制度について復習してくる必要があります。
14	交通事故と医療事故の競合	交通事故と医療事故が競合した場合の共同不法行為の成否について学習します。  最高裁判所第3小法廷平成13年3月13日判決について検討します。	予め判例について調べるとともに、共同不法行為についても復習してくる必要があります。
15	法的保護利益の侵害	「医療行為を受ける利益」の侵害について学習します。  最高裁判所第1小法廷平成17年12月8日判決について検討します。	予め判決について調べてくる必要があります。

講義名:55059 民事法演習

[講義基本情報]

教員:	久世 表士	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	金 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	既に学んだ民法、民事訴訟法を要件事実を中心とした裁判実務の視点から学ぶことにします。「要件事実論は、法律実務家が、実体法の解釈論をベースにし、訴訟プロセスにおける攻撃防御の構造を理解して主張証明を展開していくスキルである」といわれています。これまで学んだ民法や民事訴訟法とは少し様子が違うのではじめは戸惑うかもしれませんが、設例を用いて要件事実の考え方の基本を学ぶことにします。既に学んだ民法、民事訴訟法と秋学期に開講される「民事実務総合研究」、来年春学期に開講される「民事実務演習」への橋渡しとして位置づけてください。双方向性を重視した授業を行いますので、受講者の積極的な授業参加が求められます。後記の教科書を基本にしますが、レジュメを配布します。
到達目標	民法、民事訴訟法を実務において適用する能力を取得することを目標とします。 ①具体的な紛争を要件事実的に分析できる。 ②具体的な事案において主張立証責任の分配に従って事実整理ができる。 ③典型的な事案について訴状、答弁書を作成することができる。
教科書	司法研修所編『新問題研究要件事実』(法曹会平成 23 年改定第 1 版 以下、問研と記す。)
参考書・参考資料	司法研修所編『改定紛争類権別の要件事実』(法曹会) 加藤新太郎・細野敦著『要件事実の考え方と実務』(民事法研究会) 村田渉・山野目章夫編著『要件事実論 30 講(第 2 版)』弘文堂 各自が使用している民法、民事訴訟法の教科書
成績評価方法	中間テスト 20%・期末テスト 70%、発言内容、討論内容などの授業参加度を 10%として評価します。
履修条件	各設例に関連する民法の教科書における該当箇所や民事訴訟法の教科書における訴訟物、処分権主義、弁論主義、主張立証責任など要件事実と密接に関連する箇所とのクロスリファレンスを絶えず行い、何度も読み返して勉強を進めてください。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	要件事実的な考え方とはどのような考え方なのかを、貸金返還請求、連帯保証債務履行請求、借主死亡の場合における相続人に対する貸金返還請求の事例をもとに学びます。また、要件事実的な考え方が、訴状や判決書でどのような形で表れるのかを具体的に学びます。なお、補充資料として民法・民事訴訟法の復習を配布します。	問研3頁～9頁、12頁～14頁、21頁～24頁を熟読しておいてください。また、訴訟物、証明責任の分配に関する法律要件分類説などについても復習しておいてください。
2	売買代金支払請求、貸金返還請求の要件事実について学びます。	売買契約と消費貸借契約を比較対象しながら、民法の復習をしたうえで、貸金返還請求の要件事実、売買代金返還請求・財産権移転請求の要件事実(請求原因事実)について学びます。	レジュメを参照しつつ、問研を良く研究しておくこと
3	売買代金請求、貸金返還請求に対する抗弁について学びます。	売買代金請求訴訟における履行期限の抗弁、消滅時効の抗弁、貸金返還請求に対する弁済の抗弁について学びます。また、時効の主張に関連して釈明権について考えます。	レジュメを参照しつつ、問研第3問を良く研究しておくこと
4	利息請求、履行遅滞に基づく損害賠償請求の要件事実について学びます。	貸金返還請求訴訟では、元本と共に利息の請求を行うことが多く、また、貸金請求や売買代金請求では、遅延損害金の請求も行うのが通常です。本講ではその要件事実について学ぶことにします。	レジュメを参照して予習しておくこと
5	新問研1～5のまとめ	新問研1～5は双務契約である売買契約と片務契約である金銭消費貸借契約の要件事実について学びました。いずれも債権的請求権ですが、その総復習をします。また、それに関連して債務不履行の要件効果と同時履行の抗弁権との関係等についても整理したいと思います。	レジュメを参照して良く研究しておくこと
6	所有権に基づく土地明渡請求訴訟(1)	所有権に基づく土地明渡請求訴訟における所有権喪失の抗弁—所有権に基づく物権的返還請求権は最も基本的かつ強	レジュメを参照しつつ、問研第6問を良く研究しておくこと

		力な権利です。それを行使するための要件事実は、①原告が当該土地の所有権を有していること、②被告が当該土地を占有していることであると説明されます。しかし、これを丸暗記しても何の意味もありません。なぜ①②が要件事実なのか根本的に考えてみます。また、原告の所有についての被告の権利自白と占有の具体的な主張方法、さらに、原告以外の者が所有権を取得したことを理由とする所有権喪失の抗弁の意味についても考えてみます。	
7	所有権に基づく土地明渡請求訴訟(2)	所有権に基づく土地明渡請求訴訟における対抗要件の抗弁と対抗要件具備による所有権喪失の抗弁について学びます。民法177条の対抗要件の問題は民法を学んだ者にとっては最もポピュラーなテーマですが、訴訟においてどのように適用されるのか、要件事実に考えてみます。	レジュメを参照しつつ、問研第7問、8問を良く研究しておくこと
8	所有権に基づく土地明渡請求訴訟(3)	所有権に基づく土地明渡請求訴訟の請求原因と占有権原の抗弁について学びますが、所有権譲受人から占有者に対する建物収去土地明渡請求等についても整理したいと思います。	レジュメを参照しつつ、問研第8問を良く研究しておくこと
9	所有権に基づく所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟(1)	登記請求権の概要について整理します。	レジュメを参照してください。また、民法で学んだ登記請求権について復習しておいてください。
10	所有権に基づく所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟(2)	所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記請求を所有権に基づく妨害排除請求権としての土地明渡請求(問研6)と対比しつつ検討します。	レジュメを参照してください。
11	時効取得を原因とする所有権移転登記請求訴訟と抵当権設定登記抹消登記手続請求訴訟	時効取得を原因とする所有権移転登記請求と所有権に基づく抵当権設定登記抹消登記手続請求(登記保持権原の抗弁)について検討します。	レジュメを参照してください。
12	賃借権終了に基づく土地明渡請求訴訟	賃借権終了に基づく土地明渡請求訴訟の請求原因と建物所有目的の抗弁—債権的請求権である賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求の要件事実について学びます。	レジュメを参照してください。
13	所有権に基づく動産の引渡請求訴訟(1)	所有権(即時取得)に基づく動産の引渡請求訴訟における請求原因と悪意の抗弁、過失評価根拠事実の抗弁—即時取得の要件事実について、民法186条、188条を念頭において考えてみます。また、悪意の抗弁についても検討してみます。さらに、過失といった規範的評価を根拠付ける事実を要件事実にどのように位置づけるか(間接事実か、主要事実かといったかたちで問題となり、間接反証の議論につながります)についても考えてみます。	レジュメを参照してください。
14	所有権に基づく動産引渡請求(2)	13講では即時取得した所有権に基づく動産の引渡請求について学んだので、それ以外の動産引渡請求の類型について学びます。	レジュメを参照してください。
15	譲受債権請求訴訟	譲受債権請求訴訟における請求原因と債務者対抗要件の抗弁—債権譲渡を基本とする請求です。第7回目の物権変動における対抗要件と統一的に理解すべきであることから債務者対抗要件が問題となります。通知、承諾の要件事実に位置づけを考えてみます。	レジュメを参照してください。

講義名: 55101 民事実務総合研究

[講義基本情報]

教員:	久世 表士・久志本 修一	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	火 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	民事関係の紛争では、当事者の主張する様々な事情を法的な観点から再構成し、それに法律を適用して解決することが必要になりますが、そのためには、いかなる事実が法律の適用に必要な事実となるのか(要件事実)、その事実の存否がどのような証拠等により確定されるのか(事実認定)、そのための訴訟手続がどのように運営されるのか(訴訟運営)といった民事訴訟実務の基礎的な知識を習得しておくことが不可欠です。 本講義では、具体的な設例を題材として、事実認定及び訴訟運営について検討することにより、第一審訴訟手続に沿って、民事訴訟実務の基礎的な知識及び理解の習得を目指します。なお、授業は双方向性を重視して行いますので、授業において積極的に発言することが求められます。
到達目標	要件事実の基礎的な知識を前提に、事実認定の基本的手法及び民事訴訟の基本的訴訟運営を理解することにより、民事訴訟実務の基礎を理解することを目標とします。
教科書	1 加藤新太郎編、前田恵三・村田渉・松家元著「民事訴訟実務の基礎」(第3版)
参考書・参考資料	1 司法研修所監修「4訂民事訴訟第一審手続の解説—事件記録に基づいて—」(法曹会, 2001年) 2 司法研修所編「新問題研究 要件事実」(法曹会, 2011年) 3 司法研修所編「改訂紛争類型別の要件事実—民事訴訟における攻撃防御の構造—」(法曹会, 2006年) 4 司法研修所編「10訂民事判決起案の手引き」(法曹会, 2006年): 裁判官が判決書を作成するためのマニュアルですが、本講義全体を通して、間接的に参考になると思います。 5 司法研修所編「民事訴訟における事実認定」(法曹会, 2007年): 事実認定に関する代表的文献であり、司法試験合格後の必読文献ですが、本講義では、民事訴訟法の教科書を補完する文献として、必要に応じて適宜の箇所を参考にする程度で差し支えありません。 6 司法研修所編「増補 民事訴訟における要件事実 第一巻」(法曹会 1986年): 必要に応じて適宜の箇所を参考にして下さい。 7 司法研修所編「民事訴訟における要件事実 第二巻」(法曹会 1992年): 必要に応じて適宜の箇所を参考にして下さい。
成績評価方法	期末テストの結果(60%)に、中間テスト(20%)、レポート及び平常点(合計20%)を加味して、総合的に評価します。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	民事訴訟の基本構造論	民事訴訟の実質的構造、訴訟物の意義・特定、要件事実の意義と機能、請求原因、抗弁及び再抗弁の意義とその働き等についての要件事実を踏まえて基本的事項を理解します。	「問題研究」p1～18を読んで下さい。
2	訴え提起の準備と保全手続	訴えの提起をする前の準備と注意点について学習します。保全手続についても触れます。	予め配布する資料を検討して下さい。「民事訴訟実務の基礎」p4～44を読んで下さい。
3	訴えの提起	民事訴訟第一審手続のうち、訴えの提起について、訴状の作成及び訴え提起時の証拠について学習します。	予め配布する記録教材及び事前課題を検討し、併せて「民事訴訟実務の基礎」p45～54を読んで下さい。
4	訴状の受付から訴状の送達まで	民事訴訟第一審手続のうち、裁判所の訴状受付から被告に訴状を送達するまでの具体的進行を理解します。	予め配布する記録教材及び事前課題を検討し、併せて「民事訴訟実務の基礎」p55～94を読んで下さい。
5	被告の応訴について	訴状が送達された被告の応訴についての具体的進行を理解します。	予め配布する記録教材及び事前課題を検討し、併せて「民事訴訟実務の基礎」p95～103を読んで下さい。
6	第1回口頭弁論期日とその後の	第1回口頭弁論期日における訴訟手続の理解を深め、併せてその後の期日指定等の具体的進行を理解します。	予め配布する記録教材及び事前課題を検討し、併せて「民事訴訟実務の基礎」p104～146

	期日指定等の進行について		を読んでおいて下さい。
7	争点整理手続(1)	弁論準備手続における主張整理, 証拠の採否等について具体的進行を理解します。	予め配布する記録教材及び事前課題を検討し, 併せて「民事訴訟実務の基礎」p147～183を読んでおいて下さい。
8	争点整理手続(2)	弁論準備手続における主張整理, 証拠の採否等について具体的進行を理解します。	予め配布する記録教材及び事前課題を検討し, 併せて「民事訴訟実務の基礎」p147～183を読んでおいて下さい。
9	中間テスト	民事訴訟第一審手続の進行の理解度を確認するための中間テストを実施します。	講義で学習した範囲が中心ですが、講義の内容に限定しません。
10	証人尋問, 当事者尋問について	訴訟において, 証人尋問, 当事者尋問は重要な役割を果たします。法廷教室を使用して人証の取調べについて実践的に学ぶことにします。	予め配付する記録教材を検討しておいて下さい。「民事訴訟実務の基礎」p184～197 を読んでおいてください。
11	事実認定の基礎(1)	民事訴訟実務の基礎」記載の在来方式の判決(p235～240)の分析を行います。採用された証拠, 採用されなかった証拠は何か拾い出したうえで, 証拠の採否がどのように行われたのかを分析します。	民事訴訟実務の基礎」の判決と証拠をよく分析してください。
12	事実認定の基礎(2)	事実認定がどのように行われるか, その基本的な考え方を学びます。	予め配布する記録教材を検討してください。
13	事実認定の基礎(3)	前回に続いて, 事実認定がどのように行われるか, その基本的な考え方を学びます。	予め配布する記録教材を検討してください。
14	訴訟の終了	和解と判決による訴訟の終了について学びます。上訴についても触れます。	予め配付する記録教材を検討しておいて下さい。「民事訴訟実務の基礎」p198～206, 245～256 を読んでおいてください
15	判決起案の講評	「事例で考える民事事実認定」(司法研修所編)の「事例」にある当事者の主張および証拠を基に判決起案をしてもらい, その講評を行います。	「事例」を読んで判決起案をし, 事前に提出してもらいます。

講義名: 55103 民事実務演習

【講義基本情報】

教員:	久志本 修一	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	月 1
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>① 当事者が述べる生の事実から、法的な事実に整理させ、それを主張する作業を通して、民事訴訟手続を実践できる能力を養います。</p> <p>② 請求原因・抗弁・再抗弁などの主張の整理についての理解を深めます。</p> <p>③ 講義は、教員と受講生全員で、討議を重ねる方法で進めます。</p>
到達目標	<p>民法と民事訴訟法の「共通的な到達目標モデル」を踏まえた上で、理論と実務の架橋をめざして、以下を到達目標とします。</p> <p>① 社会の生の事実にかき事案の内容に対し、適用すべき実体法を選定できるようになる。</p> <p>② 実体法を適用するにあたり、その要件に該当する事実を、当事者の述べる事実からとり出し、あてはめることができるようになる。そのときに生じる法的効果の内容を理解している。</p> <p>③ 立証活動と事実認定との関係を理解している。</p> <p>④ 訴状、答弁書、準備書面、判決などの民事訴訟関係書類を作成できるようになる。</p> <p>⑤ 証拠の評価その他証拠に関する基礎的な事柄が理解できるようになる。</p> <p>⑥ 民事保全手続・強制執行手続についての基礎的な事柄を理解できるようになる。</p>
教科書	なし
参考書・参考資料	<p>加藤新太郎・細野敦著「要件事実の考え方と実務」(第3版)民事法研究会 司法研修所編「改訂紛争類型別の要件事実」(法曹会) 司法研修所編「改訂問題研究要件事実—言い分方式による設例15題」(法曹会)</p>
成績評価方法	提出されたレポート・授業参加度(発言内容など)の評価を1割、中間テストを2割、学期末試験を7割として評価します。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション 詐欺事案を題材とした事案の検討(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の授業の進め方について説明します。</li> <li>・要件事実の概要、考え方、法的三段論法について説明します。</li> <li>・事案の分析をして、事実の整理をすることの意味について学びます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前配付資料を検討してくること</li> <li>・事前配付資料を検討の上、課題(設問)の回答を準備してくること</li> </ul>
2	詐欺事案を題材とした事案の検討(2)	同上	同上
3	動産売買に関する事案の検討(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事実体法の理解と売買・代理・不法行為等を中心に民事訴訟の主張立証における要件事実の理解を深め、請求原因事実を整理します。</li> </ul>	同上
4	動産売買に関する事案の検討(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴状の基礎を学びます、</li> <li>・民事訴訟において訴訟提起に必要な事項の理解を深めます。</li> </ul>	同上
5	動産売買に関する事案の検討(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事訴訟手続きの概要を学びます。</li> <li>・答弁書の基礎を学びます。</li> <li>・請求原因事実に対する認否、抗弁事実について理解を深めます。</li> </ul>	同上

6	動産売買に関する事案の検討(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事訴訟手続きの概要を学びます。</li> <li>送達、第1回口頭弁論期日の手続き、弁論の併合について理解を深めます。</li> </ul>	同上
7	債権譲渡に関する事案の検討(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。</li> <li>債権譲渡に関する要件事実を整理します。</li> </ul>	同上
8	債権譲渡に関する事案の検討(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。</li> <li>債権譲渡に関する要件事実を整理します。</li> </ul>	同上
9	不動産に関する事案・金銭請求に関する事案の検討(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。</li> <li>建物収去土地明渡請求事案をもとに、不動産売買、登記請求権、取得時効に関する民事実体法の理解と要件事実の理解を深めます。</li> </ul>	同上
10	不動産に関する事案・金銭請求に関する事案の検討(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>反訴、準備書面の基礎を学びます。</li> <li>建物収去土地明渡請求について学びます。</li> <li>当事者の死亡による中断と受継を学びます。</li> </ul>	同上
11	不動産賃貸借に関する事案・詐害行為取消権に関する事案の検討(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。</li> <li>不動産賃貸借の対抗力に関する事案を検討します。</li> </ul>	同上
12	不動産賃貸借に関する事案・詐害行為取消権に関する事案の検討(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>詐害行為取消権に関する事案の分析をして、事実の整理について学びます。</li> <li>詐害行為取消権の要件事実について学びます。</li> <li>独立当事者参加を中心として複数当事者の訴訟形態について学びます。</li> </ul>	同上
13	債権者代位権に関する事案の検討(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産取引に関する債権者代位権の事案を検討し、その要件及び要件事実について学びます。</li> </ul>	同上
14	債権者代位権に関する事案の検討(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産取引に関する債権者代位権の事案を検討し、その要件及び要件事実について学びます。</li> </ul>	同上
15	相殺	訴訟における相殺について、判例を中心に整理をします。	同上

講義名: 55105 刑事実務総合研究

[講義基本情報]

教員:	大西 平泰	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	水 3
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	本講義においては、具体的事例を前提に、刑法及び刑事訴訟法における法理論が具体的な手続の中でどのような意義を持ち、どのように用いられるのかを理解してもらうとともに、刑法及び刑事訴訟法の基本的理解理解を深めることを目標とするものである。 具体的には、事前に提供する模擬事件記録等に基づく教材について法曹三者それぞれの立場からの法的対応を起案することを含め各回のテーマについて参考資料などにより事前検討し、講義においては、質疑応答により、各自の事前検討内容を発表してもらった上で討論を行うなどして理解を深める。
到達目標	①捜査・公判(公判の準備活動や公判前整理手続等を含む。)に関連する諸手続について、具体的事案に則して、法曹三者それぞれの立場からの法的対応を検討し、その検討内容を説明することができるようになること。 ②刑事事件における基本的なルールや事実認定にまつわる基本的知識を身につけ、法曹三者それぞれの立場からの法的対応を検討し、その検討内容を説明することができるようになること。
教科書	おって
参考書・参考資料	司法研修所検察教官室(編)「検察講義案(平成24年版)」法曹会、司法研修所監修「刑事第一審公判手続の概要(平成21年版)」-参考記録に基づいて-」法曹会、法務総合研修所作成の教材等。
成績評価方法	①質疑討論における意見発表(事前に提出してもらった起案を含む。)等の授業参加度(20%)、②期末試験(80%)についての各評価を総合して成績評価を行う。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	捜査の基本と被疑者の身体拘束	検察官送致から勾留請求に至るまでの手続の流れを把握する。送致記録の検討、勾留請求の可否判断、捜査方針の策定等	参考資料(模擬事件記録を含む。)の事前検討等
2	勾留請求事件等の処理	裁判官による勾留請求事件の処理、勾留にまつわる諸手続を学ぶ。	同上
3	被疑者弁護活動の基本	被疑者弁護の基本的な考え方、被疑者弁護活動の基本、被疑者国選弁護制度等について学ぶ	同上
4	検察官による終局処分(在り方、公訴の提起(訴因の特定等を含む))	検察官による終局処分の在り方・考え方を学ぶ。記録を基に訴因を起案し、特に訴因の特定の程度について理解する。	同上
5	起訴後の事前準備	裁判所及び当事者による事前準備活動について学ぶ。	同上
6	公判前整理手続	公判前整理手続の概要、証拠開示請求の種類等	同上
7	検察官立証の在り方	検察官による立証の在り方の基本、冒頭陳述の在り方の基本を学ぶ。	同上
8	公判弁護活動の基本	公判弁護活動の基本、特に証拠意見の在り方等を学ぶ。	同上
9	第一審公判手続、保釈	第一審公判手続の概要及び保釈について学ぶ。	同上
10	第1審公判手続の実演と講評	被告人、裁判所、検察官、弁護人の各役割を受講生が担当し、簡単な事例(証人尋問等)を基に第1審公判手続の実演を行う。	同上
11	証拠の採否ー証拠能力の理解	証拠調べ手続の概要を学ぶとともに、典型的な証拠についての証拠能力判断の在り方を学ぶ。	同上
12	証拠調べと証人尋問	証拠の取調べ方法について学び、特に、証人尋問に関する基本的ルールを学ぶ。	同上
13	証人尋問の実演と講評	第10回ないし前回までを踏まえ、模擬事件記録を前提に、証人、裁判所、検察官、弁護人の各役割を受講生が担当し、証人尋問の実演を行う。尋問事項については、事件記録を基に受講生自身に予め検討・起案してもらう。	証人尋問の準備(尋問事項の策定、証人テスト等)

14	論告・弁論	論告・求刑と、弁論の基本的な考え方を学ぶ。事前に起案してもらった論告又は弁論骨子の当否を検討する。	起案を含め、参考資料(模擬事件記録)の検討
15	裁判所の判断(事実認定について)	14回を踏まえ、事実認定の基本の概要について学ぶ。	同上

講義名:55107 刑事実務演習

[講義基本情報]

教員:	伊藤 新一郎	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	水 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>刑事実務とは、刑事手続において被告人・被疑者の人権を保障しながら真実を解明し、合理的な問題解決をめざす法曹の実務です。授業も常に人を人として認める人権感覚を共に磨き合わせる場になるように心がけたいと願っています。</p> <p>この授業では、刑事実務において実際上出会い、取り扱うような諸問題をテーマに、実務的な基礎知識・技法の習得に加え、裁判官、検察官、弁護士がそれぞれの立場から刑事司法の担い手としてどのような役割を果たすべきであるか、法曹の役割のあり方を主体的に考察する態度を養うことを目的とします。</p> <p>授業で取り扱う主なテーマは、捜査・裁判の手続に関する実務上の諸問題、事実認定論(尋問・面接技術の基礎、鑑定を含む)、量刑の考え方(量刑の資料、執行猶予・保護観察制度など)、刑事司法における被害者の権利保障の制度と運用などを取り上げます。</p> <p>実際のケース記録を素材にして、捜査に関しては令状主義と司法審査のあり方、裁判に関しては、経験則に基づく科学的な事実認定のあり方(鑑定の活用法、尋問・面接技術の基礎など)、量刑の科学化、犯罪被害者の権利保障と適正手続のあり方を考えます。</p> <p>授業の進め方は、双方向性と多方向性をもつ学習とし、テーマと資料を事前に提供し、判例、事例などを素材にして討論をします。随時、報告書や小論(判決理由、弁論要旨、論告要旨なども含め)を起案添削して討論の素材とします。</p>
到達目標	<p>法律基本科目や実務基礎科目で学習したことを前提に、実務的な応用問題について色々な角度から考えるセンスや、社会的事象として幅広い視点から犯罪の原因、背景をも考察するセンスを学ぶことを目標とします。</p> <p>また、論点について簡潔に文章(告訴状、意見書、論告要旨、弁論要旨、判決理由など)にまとめることを通じて分析・思考・論理的構成・表現の能力を養います。</p>
教科書	実際のケースを素材とした演習教材を使用します。
参考書・参考資料	随時紹介します。
成績評価方法	<p>定期試験(100%)によって評価します。実務と理論の架橋という観点から、受講生が実務に従事する際に必要な専門的基礎的知識を修得できたか否かを判定するレポート試験を定期試験で実施します。</p> <p>成績評価については、その修得のレベルを明らかにすることにより、受講生自身が達成度を自己評価し、自ら学ぶモチベーションを高めることを目的とし、定期試験(レポート試験)は、レポートの分析力、表現力、説得力により評価します。</p>
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	はじめに	授業計画の説明をします。	
2	捜査① 逮捕と令状審査	逮捕状請求の適否、捜査の端緒(告訴)などケースを素材に考察します。	演習教材の予習とレポートの提出。
3	捜査② 勾留と令状審査	勾留請求の要件、接見禁止などについてケースを素材に考察します。	同上
4	裁判① 公判(1)	起訴状の訴因の構成、釈明、公訴事実に対する弁護人の意見など第1審冒頭手続について問題点を考察します。	準抗告申立書骨子の起案
5	裁判② 公判(2)	公判前整理手続・証拠法	証拠開示請求書等の起案
6	裁判③	証拠法に関する諸問題	弁護人意見書などの骨子の起案

	公判(3)	証人尋問のルールなど	
7	裁判④ 公判(4)	同上	弁護士意見書起案・講評
8	裁判⑤ 訴訟運営	刑事司法における被害者の権利保障などについて考察します。	可能であれば法廷傍聴
9	裁判⑥ 訴訟運営	事実認定と鑑定～ 裁判の科学化と鑑定の活用について考察します。	演習教材の予習
10	裁判⑦ 事実認定	事実認定における経験則と自由心証主義について考察します。	演習教材を予習し、レポートを提出。
11	裁判⑧ 判決(1)	判決のための裁判所の評議のあり方など	判決の骨子を起案
12	裁判⑨ 量刑	量刑判断のあり方 ～執行猶予制度・量刑と処遇 量刑資料、情状立証のあり方、量刑の科学化と刑事政策に関する 基礎知識を学習します。	教材の予習と判例の研究、判決の 骨子の起案
13	裁判⑩ 量刑(2)	演習問題の量刑論	教材の予習 判例の研究
14	まとめ① 刑事実務の問題点	これまでの授業をふまえて、刑事司法のあり方について考察しま す。	判決のレポート事前提出。
15	まとめ②	裁判員裁判をより有効に機能させるための見直しと新しい刑事司法 のあり方について考察します。	

講義名: 55109 法曹倫理

【講義基本情報】

教員:	加藤 良夫・大西 平泰・伊藤 新一郎	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>法律実務家が職務を遂行していく上で常に自覚し自らを律しなければならない倫理規範を学ぶとともに、不祥事や違反行為の背景にある行為者の姿勢や考え方、実務上の誘因となることから、つまづきやすい環境等の存在を摘示し、法曹倫理を高め適正に職務を遂行していくためのシステムの構築を検討する。</p> <p>授業では、豊富な設例、懲戒事例等を例示しつつ、解説と双方向・多方向でのディスカッション、グループ学習により、理解を定着させた上で、法曹の社会的役割、使命は何かを深く考えさせる。</p> <p>法曹の社会的役割と弁護士倫理に関して、弁護士自治の意義やそれを支える各種制度を理解させるとともに、依頼人との委任契約をめぐる諸問題(双方代理、利害衝突、守秘義務など)、特に依頼人との信頼関係の問題を検討する。また、依頼者の正当な利益と誠実義務、真実義務の問題を民事刑事も含めて検討するとともに、共同事務所の弁護士間の諸問題等について考える。</p>
到達目標	<p>法曹倫理とは、あらゆる法曹実務家が常に自覚し自らを律しなければならない、法曹としての社会的役割・使命に基づく行動規範を学ぶ基本科目である。したがって、授業では、この科目の「共通的な到達目標モデル」に準拠し、こうした法曹倫理の意義を認識させることを基本目標とした上で、さらに、豊富な事例検討とシミュレーションを通じて、学生が将来法律実務家として活動するようになったときに、常に法曹倫理の基本理念に立ち返って自らの行動を律することのできるような規範意識の獲得と、法曹倫理を高めるシステムの構築を目標とする。</p>
教科書	塚原英治ほか編著『法曹の倫理と責任』第2版(現代人文社、2007年)
参考書・参考資料	<p>日本弁護士連合会弁護士倫理に関する委員会編著『注釈弁護士倫理』(有斐閣、1995年)</p> <p>日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法 第3版』(弘文堂、2003年)</p> <p>日本弁護士連合会『事例集弁護士倫理』</p> <p>名古屋弁護士会研修委員会『弁護士倫理事例集Ⅱ』</p>
成績評価方法	<p>授業におけるディスカッションの姿勢、課題への取組状況、小テストの結果を踏まえて可否を判定します。PF方式で評価する。</p>
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	法曹倫理を学ぶ意義	<p>社会の中で実践される法曹の仕事の内容とその役割について講義するとともに、なぜ弁護士倫理が重要とされているのかについて深く考え理解できるように問題を提起します。</p> <p>法曹についてのイメージを語るところから始めて、法曹の仕事の内容についての理解を確認します。なぜ弁護士倫理が必要とされているかについて各人の見解を述べてもらいます。</p>	教科書の p.3~p.11 を読んでくることが必要です。
2	弁護士自治、綱紀・懲戒制度	<p>弁護士自治の概念、意義、役割、機能及び弁護士自治を維持するための各種制度とりわけ綱紀・懲戒制度について学習します。</p> <p>他の士業との比較の中で弁護士会に自治が認められている意味を双方向・多方向でのディスカッションの中で考えてもらいます。</p>	教科書の p.12~p.23 を読んでくることが必要です。
3	受任・辞任と事件処理の倫理	<p>弁護士の受任・辞任について学習します。</p> <p>弁護士は受任するかしないかの自由を有するか、医師の応招義務との関連で検討します。</p>	教科書の p.25~p.57 を読み、p.26 の設例1を考えてくることが必要です。
4	利益相反と調整	<p>「利益相反」の概念、「調整」の役割との関連等について学習します。</p> <p>どういう場合に事件に関与することができないか、設例を通して理解を深めます。</p>	教科書の p.59~p.92 を読み、p.61 の設例2を考えてくることが必要です。
5	守秘義務	<p>守秘義務の根拠は何か、どういう場合に守秘義務を負わないかについて</p>	教科書の p.93~p.127 を読み、

		て学習します。 設例を通して検討することにより、守秘義務の理解を深めます。	p.94 の設例1を考えてくる ことが必要です。
6	誠実義務・真実義務	誠実義務と真実義務について学習します。 裁判の引き延ばしが許されるかにつき、設例を通して検討します。また真実義務に関する設例を通して理解を深めます。	教科書の p.129～p.158 を読み、p.130の設例1とp.138の設例3を考えてくることが必要です。
7	相談・助言、調査及び交渉における倫理	法律相談や交渉に関する倫理を学習します。 法律相談の助言の仕方に関し、設例を通して検討します。	教科書の p.159～p.180 を読み、p.163の設例3を考えてくることが必要です。
8	報酬及び依頼者との金銭関係	弁護士の報酬と依頼者との金銭関係にかかわる倫理について学習します。 報酬の定め方等について設例をもとに検討します。	教科書の p.181～p.217 を読み、p.191の設例1を考えてくることが必要です。
9	他の弁護士及び相手方との関係における規律	他の弁護士との間の規律等について学習します。 同僚が倫理違反していることを知った時どうすべきか、どういう場合に誹謗・中傷になるのか、設例を通して検討します。	教科書の p.219～p.236 を読み、p.220の設例1を考えてくることが必要です。
10	刑事弁護の倫理	刑事弁護をする際の弁護士倫理について学習します。 弁護人としての倫理について設例をもとに検討します。	教科書の p.237～p.294 を読み、p.247の設例2について考えてくることが必要です。
11	法律事務の独占と競争	弁護士でない者が法律事務を取扱うことについて学習します。 非弁提携等について検討します。	教科書の p.325～p.355 を読み、p.342の設例6について考えてくることが必要です。
12	組織内弁護士の諸問題	組織内弁護士の倫理について学習します。 企業内弁護士の独立性を如何に確保するか等について、設例を通して検討します。	教科書の p.357～p.384 を読み、p.367の設例2について考えてくることが必要です。
13	共同事務所の弁護士間の諸問題	共同事務所における弁護士相互の関係にかかわる倫理について学習します。 共同事務所における弁護士相互の関係に関し、設例を通して理解を深めます。	教科書の p.385～p.401 を読み、p.392の設例3と発展問題について考えてくることが必要です。
14	検察官の倫理	検察官の地位と役割、倫理、責任等について、検察官の体験談も含めて検討します。 検察官をゲストスピーカーに招いて、自己の体験を踏まえた講義を通して、検察官の倫理について学びます。	教科書の p.441～p.468 に目を通すとともに事前に配布される印刷物を読み、予め指定された設例について考えてくることが必要です。
15	裁判官の倫理	裁判官の職務遂行上求められる法曹倫理に関し学習します。 裁判官をゲストスピーカーに招いて、事例をもとに教訓を学びます。	教科書の p.469～p.512 に目を通すとともに事前に配布される印刷物を読み、予め指定された設例について考えてくることが必要です。

講義名:55173 紛争解決(ロイヤリング)

【講義基本情報】

教員:	加藤 良夫	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	水1 水2
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	秋隔週	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	法曹実務家とりわけ弁護士が身につけておかなければならない、面接、交渉、報告、合意文書の作成等の様々な技能の習得をめざします。特に面接技法は、依頼者から紛争解決に向けて必要な事項を聴き取る際に不可欠なスキルであるばかりでなく、依頼人との信頼関係を形成していく上でも極めて重要です。このような観点から、カウンセリングマインドの涵養も視野に入れつつ、具体的なテキスト教材を基に模擬依頼人が参加するロールプレイ、ビデオ等を活用して面接技法、交渉技法を習得しやすく工夫します。又、いくつかの事例で必要となる証拠をどのようにして集めていくのかということについて、法務エクスターンシップやクリニック等とも連携を図って実践的に学ぶ機会を提供したいと思います。
到達目標	実務基礎科目群の中の一つの科目として、法曹実務家とりわけ弁護士に必要な諸々の基本的技能とマインドの習得を目標とします。
教科書	名古屋ロイヤリング研究会編『ロイヤリング講義』第2版(民事法研究会、2009年)
参考書・参考資料	上記教科書の中にテーマごとの参照資料が記載されています。
成績評価方法	この科目の中で学んだ基本的技能の基礎の習得の度合いを基準とします。評価方法としては、ロールプレイや文書作成等を通して可否を判定します。PF方式で評価する。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ロイヤリングの概念と意義	ロイヤリングの概念とそれを法科大学院で学習する意義を考え、授業の進め方等について話をします。  「自分が依頼者ならどういう弁護士に頼みたいか」を考えると、弁護士業務をする上で大切な要素を共通認識とします。	予めテキストの p.2～p.35 を読んでくることが求められます。
2	初回面談の基本技術(その1)	初回面談の大切さについて考え、カウンセリングマインドの大切さについても学習します。  初回面談のビデオ教材を見るときともに、ロールプレイをして具体的に体験します。	予めテキストの p.38～p.64 を読んでくることが求められます。
3	初回面談の基本技術(その2)	共感的態度、話しやすい態度を示しつつ詳しく聴き取りをする技法を学びます。  「調査カード」などを活用するメリットを学ぶとともにロールプレイを具体的に体験します。	相談依頼の手紙から、何をどのように聴き出すかを考えてくることが求められます。
4	事件を受任する際の基本的技術	依頼の趣旨をつかむことの大切さを学びます。事件の見通しを立てるためには事実関係等の調査が必要であることも学習します。  ビデオ教材を見て意見交換をするとともにロールプレイを実施します。	テキストの p.65～p.78 を読んでくることが求められます。
5	リーガルクリニックの準備	「リーガルクリニック指導弁護士」とともに無料法律相談に参加するため、生のケースについての質問項目を作る等の準備をします。  来談者から予め送付されてきた「調査カード」を基に質問項目を作り、ロールプレイをするなどの準備をします。	「守秘義務」について復習しておくことが必要です。
6	リーガルクリニックの反省	リーガルクリニックを体験してみようとしたこと、反省点等について語り合います。	実際の法律相談の中から学んだこと等を考えることが必要です。

		リーガルクリニックに関してアンケート項目を示し簡単なレポートを作成した上、意見交換します。	
7	調査・証拠収集の基本技術	事実調査、関連証拠の収集の大切さを学び、そのための方法を学びます。  事案ごとにどのような調査・証拠が必要になるかを列挙します。	テキストの p.101～p.122 を読んでおく必要があります。
8	調査・証拠収集の基本技術	相談から調査受任をした場合の調査と証拠収集の方法を具体的に学びます。  証拠保全の申立や当事者照会等の文書の作成を試みます。	テキストの p.123～p.140 を読んでおく必要があります。
9	ADRを含めた紛争解決手段の選択	紛争解決のための手段ないしシステムとしてどのようなものがあるか、またどれを選択すべきかを学びます。  あっせん仲裁センターのパンフレットや統計なども示して具体的にイメージできるように工夫します。	テキストの p.141～p.167 を読んでおく必要があります。
10	交渉の基本技術(その1)	交渉の2類型と交渉の際の弁護士の役割について学習します。  「人はどういう時に説得されるか」を検討する中から交渉の大切な要素について認識を共有し合います。	テキストの p.168～p.185 を読んでおく必要があります。
11	交渉の基本技術(その2)	交渉の基本を実践的に学びます。  交渉に関するビデオ教材を見て、望ましい交渉の姿について考えるとともに模擬体験をします。	テキストの p.186～p.220 を読んでおく必要があります。
12	交渉の基本技術(その3)	交渉の基本を模擬体験的に学習します。  予め用意された事例教材を使用し、グループに分かれて交渉を体験します。	テキストの p.251～p.284 を読んでおく必要があります。
13	合意文書の作成	交渉の結果合意した内容を文書にまとめることの重要性とその際のポイントを学習します。  交渉した事案に関し合意文書の作成を試みます。	テキストの p.221～p.250 を読んでおく必要があります。
14	依頼者への説明報告	依頼者への説明・報告の重要性と、その際のポイントを学習します。  ビデオ教材を見て、依頼者への説明・報告の大切さを考えます。	テキストの p.285～p.299 を読んでおく必要があります。
15	委任終了後の措置	委任終了後の報酬請求、記録の返還等について学習します。  報酬金の算定・受領、記録の返還等について事例を基に考えます。	テキストの p.300～p.312 を読んでおく必要があります。

講義名:55175 法務エクスターンシップ

【講義基本情報】

教員:	加藤 良夫	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	冬期集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	既に学んだ法律上の知識や実務上の基礎的スキルを踏まえ、それらが実務の場でどのように機能しているかを学ぶべく一定期間法律事務所において実務研修を行います。 「南山大学大学院法務研究科実務指導弁護士」を委嘱し、標準修業コースの2年次(既修者コースの1年次)の2～3月に院生各自2週間の期間、法律事務所において実務指導弁護士の指導を受けます。派遣前に、院生には実務家教員から守秘義務等について十分説明の上誓約書を提出してもらいます。実務指導弁護士に対しては、法科大学院のカリキュラムを示すと共に、研修の中で取り扱うことが望まれる実務研修の内容と方法を示したガイドラインを提供します。研修期間中、院生は毎日研修日誌をつけその日に何を学んだかを記すと共に、期間終了後には総括レポートを提出します。
到達目標	「南山法科大学院エクスターンシップロイヤー」が執務している法律事務所等において一定期間実務指導弁護士の指導の下で研修することにより基礎的な実務研修を行います。院生が既に学んだ法律上の基礎知識や実務上の基礎的スキルを踏まえて、それらが実務の場でどのように機能しているかを学ぶべく生の事件に触れつつ弁護士の仕事とその社会的役割への理解を深め、もって法曹に必要とされる幅広い能力を身につけるためのより一層の学習の動機付けを与えることを目的とします。
教科書	特に指定しません。(なお「法曹倫理」や「ロイヤリング」「法情報調査」とも関連づけて学ぶことが必要です。)
参考書・参考資料	名古屋ロイヤリング研究会編「ロイヤリング講義」第2版(民事法研究会、2009年)
成績評価方法	実務家教員が、実務指導弁護士からの学習状況に関する回答、院生の作成した日誌、レポート等を基にして可否を判定します。PF方式で評価する。
履修条件	・履修届をしたすべての学生が受講できるわけではありません。すなわち、学習態度あるいは成績が不良な学生等は、派遣されないことがあります。 ・そこで、履修届を提出する前、すなわち2年生(既修1年)の6月頃に、指導教員の所見が記された申込書を提出してもらい、春学期中に事前審査を行う予定です。 ・なお、派遣先との関係上、その年度に履修できる学生は最大で20名までです。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	エクスターンシップの具体的方法、内容、到達目標ならびに弁護士の日常業務の概要について説明します。  実務指導弁護士の所属する法律事務所の一覧を示し、貴重な体験ができることを感謝できるように工夫します。	弁護士会の業務案内パンフレット等を学習しておくことが望まれます。
2	弁護士業務の特殊性①	特に弁護士の守秘義務について十分理解させます。(特に院生には法律上の守秘義務があるわけでもなく、違反しても罰則がありません。)弁護士業務にとって守秘義務が生命線であることを学びます。  依頼者の立場に立って考えた場合、院生自身が同席することに対する依頼者の不安の中身を想像できるよう工夫します。	弁護士の守秘義務について事前に学習しておく必要があります。
3	弁護士業務の特殊性②	特に弁護士の誠実義務について十分理解させます。  依頼者の立場に立って、誠実な対応の重要性を考えることができるように工夫します。	弁護士の誠実義務について事前に学習しておく必要があります。
4	実習先での打ち合わせと確認	実習先に出向き2週間で学ぶべき具体的な内容と方法を打ち合わせると共に、守秘義務の重要性等を指導弁護士からも説明し、院生に誓約書を提出してもらいます。  誓約書を具体的に作成することにより、自覚を高めるようにしま	研修日誌に記載すべき内容、書き方について検討をしておく必要があります。

		す。	
5	実習	<p>各々の法律事務所において具体的に研修を受けます。必要な研修の内容については指導弁護士宛に文書で示すとともに、事前準備の過程で実務家教員と協働して個別に確定させます。必要な研修の内容の概要は以下の通りとします。</p> <p>① 聴き取り調査(事前に聴き取りの要点メモを作成し、聴き取り調査後は調査の要点を陳述書の形でまとめさせます)</p> <p>② 事案に関連する争点の明確化(事案の争点を明確に意識させます)</p> <p>③ 事案に関連する判例や文献の調査(判例、文献等を速やかに調査させます)</p> <p>④ 裏付けの証拠や登記簿謄本等の資料の収集(どのような証拠、資料が存在するか、それをどのように入手するか、実際にその一部を入手させます)</p> <p>⑤ 簡単な示談書や契約書の作成</p> <p>⑥ 民事・刑事の法廷傍聴(事案と争点についての理解と当日の手上的ポイントを踏まえ、それなりに準備に関わった上で傍聴)</p> <p>⑦ 弁護士会の委員会活動等の傍聴</p> <p>各実務指導弁護士の指導の下、可能な限り積極的に学習できるよう工夫します。</p>	<p>毎日研修ノートをつけ、学習した事柄を整理する必要があります。終了後速やかに担当者に総括レポートを提出する必要があります。</p>
6	同上	同上	同上
7	同上	同上	同上
8	同上	同上	同上
9	同上	同上	同上
10	同上	同上	同上
11	同上	同上	同上
12	同上	同上	同上
13	同上	同上	同上
14	同上	同上	同上
15	報告会	<p>実務家教員、指導弁護士及び他の院生の前で、エクスターンシップに参加した院生が実習の成果について総括レポートを提出し報告します。</p> <p>研修ノートと総括レポートを基に成果について発表できるようにします。</p>	<p>各人の充実したエクスターンシップが報告会の内実を決定付けます。</p>

講義名: 55177 模擬裁判

[講義基本情報]

教員:	久世 表士・久志本 修一	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	夏期後半	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	民事の模擬裁判を2つの事例をもとに体験してもらうことにします。裁判官役、原告役、被告役に適宜分かれた形で実施します。なお、弁護士2人の共同講義ですので、それぞれの個性や考えの違いが出るかもしれませんが、事例については変更することがあります。その場合には事前に説明します。本年度は、夏期に集中して開講するので多くの院生が受講することを希望します。
到達目標	これまで学んだ民法、民事訴訟法等の法律を実際の裁判実務でどのように生かすかを模擬体験し、将来実務修習に入った際に戸惑うことがないように橋渡しをすることを目標とします。
教科書	特にありません。
参考書・参考資料	民事法演習、民事実務総合研究、民事実務演習で使用した教科書等を参考にしてください。
成績評価方法	模擬裁判中の発言や態度を50%、作成してもらう書面を50%として評価します。
履修条件	模擬裁判という講義の性格から上限25名とします。4名以下の場合には開講しません。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	今後の授業の進め方を説明したうえで、各担当教員が、訴訟についての経験談、訴訟に対する考え方や姿勢を語ります。実際の訴訟のイメージを作ってもらいます。	特に準備はありません。
2	民事訴訟手続の概要	訴訟手続の進行を説明し、また、事実認定の方法や証拠の見方等について講義を行います。ここでは民事訴訟法を実務的な観点から復習します。	配布資料を一読しておくこと
3	第1事例	予め配布する資料に基づいて、原告グループ、被告グループ、裁判官グループが、それぞれ指示した書面の起案を行います。	配布した資料をもとにグループごとに合議して起案をします。
4	第1事例	同上	同上
5	第1事例	第1事例の起案講評を行います。	特に準備はありません。
6	第1事例	第1事例について、口頭弁論手続、証人尋問、当事者尋問を法廷教室で実施します。	グループごとに手続を確認します。
7	第1事例	同上	同上
8	第1事例	裁判官グループは判決起案・言渡をし、原告グループ、被告グループは、訴訟活動を総括します。また、講評を行います。	指示された作業を行います。
9	第2事例	予め配布する資料に基づいて、原告グループ、被告グループ、裁判官グループが、それぞれ指示した書面の起案を行います。	配布した資料をもとにグループごとに合議して起案をします。
10	第2事例	同上	同上
11	第2事例	第2事例の起案講評を行います。	特に準備はありません。
12	第2事例	第2事例について、口頭弁論手続、証人尋問、当事者尋問を法廷教室で実施します。	グループごとに手続を確認します。
13	第2事例	同上	同上
14	第2事例	裁判官グループは判決起案・言渡をし、原告グループは訴訟活動を総括します。また、講評を行います。	指示された作業を行います。
15	総括	全体の講評を行います。模擬裁判の感想を述べてもらいます。	各自の感想をまとめます。

講義名:55151 法と人間の尊厳(歴史の視点)

[講義基本情報]

教員:	田中 実	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	月 3
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>法は、宗教や哲学など他の領域に委ねることのできない自立した領域で「人間の尊厳」を実現する役割を担うものです。古代ローマは、人間にとって有用なものとしての財貨の帰属をめぐる紛争を解決するにあたって、例えば多数決原理などを採用する議会とは距離をおき、ローマ市民に独特な自由の観念を基盤に、論拠を限定しつつも開かれた議論を許容する法制度の構築に成功しました。そこで作られた概念、議論の枠組、法制度は今日でも、諸国の、そして西欧法を継受した我国の法律学の基盤をなしています。</p> <p>法の専門家の多くが、財産をめぐる真摯な紛争解決をめぐり発達させたこの知的な遺産の素養を持たず、超越的な価値を直接に援用し感情的な議論を常とするようになることは、人間の尊厳にとって好ましいこととは言えません。わが国では、大陸法系の国でありながら法学部でもローマ法を学ぶ機会が必修科目として設定されていませんから、この講義では初学者を念頭に、総論としてローマ法の意義やその基本構造、歴史的展開を説明し、各論として相続法を含む広い意味での民法財産法のいくつかの制度を解説します。なお歴史的に学んだ概念から検討する価値のある興味深い判例の検討も若干組み入れる予定です。授業は基本的には講義形式で行いますが、現行法制度や判例学説の解説を求めることがあります。</p>
到達目標	<p>各国の法制度の共通文法ともいえるローマ法の基本的な知識を得て、現行法制度がいかに豊かな歴史的伝統のもとで作られているかの認識を深める、と同時に、今日の日本の法や法律学において、ひいては社会において用いられる概念、発想、立論を批判的に検討する能力を養うことを目標とします。</p>
教科書	<p>ありません。資料を配布します。</p>
参考書・参考資料	<p>参考文献として、ウルリッヒ・マンテ著(田中実/瀧澤栄治訳)『ローマ法の歴史』(ミネルヴァ書房)、ゲオルク・クリンゲンベルク著(瀧澤栄治訳)『ローマ債権法講義』『ローマ物権法講義』(大学教育出版)、原田慶吉著『ローマ法—改訂—』有斐閣、木庭顕『ローマ法案内』(羽鳥書店)、原田慶吉著『日本民法典の史的素描』創文社、前田達明『口述債権法法総論』成文堂を挙げておきます。他にドイツ、フランス、イタリアで出版されたローマ法の教科書の抜粋(担当者の邦訳)や邦語の雑誌論文を配布します。</p>
成績評価方法	<p>筆記試験(70%)。授業における個別報告および発言による授業参加度(30%)。</p>
履修条件	<p>参加者の関心等を勘案して、授業計画にないテーマを加えることもあります。</p>
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	イントロダクション	古代ローマ法および『ローマ法大全』の基本事項を解説し、中世イタリアのローマ法註釈などを紹介し、中世・近代におけるローマ法の意義を説明します。	ヨーロッパ史の整理
2	ローマの社会構造	ローマの歴史的発展と社会および家構造を解説します。	善管注意義務の整理
3	ローマの裁判制度	ローマの訴訟制度の変遷と代表的な裁判制度を解説し、法と裁判制度の意味を考えます。	訴訟制度の整理
4	ローマの法人概念	ローマの社団法人、財団法人概念を説明します。	近代の法人概念の整理
5	特有財産制度	家父権に服する奴隷や家息と契約を締結した相手方がいかに保護されてきたかを解説し、ローマの奴隷制社会の制度的枠組みを習得し、今日の代理制度や有限責任の考え方を理解する視座を与えます。	近代代理制度の整理
6	ローマの所有権および中世・近代の所有権論	ローマの絶対的所有権の基本的な構造を学びます。さらに、大陸とイングランドを視野に、封建制度と所有権の法学的把握を解説します。	所有権のイデオロギー批判の検討および封建社会と近代社会の基盤の理解
7	ローマの占有	難解な占有制度の鍵概念をローマの特示命令の構造から解説します。	占有をめぐる判例の検討
8	債権総論から	受講者の関心等を勘案して弁済や相殺といった債権総論のテーマからローマ法の解説をします。	債権総論の議論の整理
9	物権と債権、合意と契約、法律行為としての契約	物権と対比された債権概念を考察した後、ローマの契約訴権と近世の議論を解説し、日本の法律行為論との違いを浮き彫りにします。	法律行為概念の整理

10	典型契約の洗練	誠意契約としての売買を解説します。	売買法の様々な議論の整理
11	典型契約の洗練	売買以外の典型契約を解説します。	売買以外の契約法の整理
12	非典型契約の救済	前書訴権による救済を解説します。	契約の性質決定論の整理
13	ローマの不法行為法と罰訴権の展開	ローマの不法行為法と、近世ドイツの法学者による批判を解説します。	不法行為法の整理
14	ローマの遺言制度	相続人指定と遺贈を峻別する、ローマの遺言制度を解説します。	相続法の各論の整理
15	ローマの執行法およびまとめ	ローマの執行法につき簡潔に解説した後、講義のまとめを行い、ローマ法から自由と解釈手法の問題に言及します。	

講義名:55155 法と人間の尊厳(哲学の視点)

[講義基本情報]

教員:	高橋 広次	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	月 1
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は双方向形式で行われます。神学や哲学の基本概念であった「人間の尊厳」思想が、どのようにして実定法理論の形成に核心的影響を及ぼすにいったかを理解します。その流れは近代以降のヨーロッパにおいて、法解釈をめぐる概念法学、自由法学、利益法学の学説対立史から、ナチ法学が台頭し、その失敗から、自然法思想が再評価される中で、明確になってきます。ただし、この思想の哲学的正当化に関し統一的理解を欠くために、その内容理解が形骸化し最近では訴訟上でもインフレーション的使用がなされています。本授業では、日本国憲法第13条の「個人の尊厳」とドイツ憲法第1条の「人間の尊厳」規定の意義が異なっていることの指摘を通じて、「法」レベルで「人間の尊厳」がどこまで有効かその妥当範囲を検討します。 そして、20世紀後半における高度技術の発展がもたらした生命や環境における負の効果の克服において、「人間の尊厳」観は、国家権力への抵抗原理から、自由濫用を抑止する「責任」原理を訴えるものへと変貌を遂げる必要を指摘します。
到達目標	1. 「人間の尊厳」の法哲学的根拠を理解している。 2. 自然法論と法実証主義の対立を基軸とする法思想の流れを理解している。 3. 各国の憲法原理と「法の支配」との関連を理解している。 4. 我が国とドイツの憲法にある「人間の尊厳」観の相違を知っている。 5. 現代ハイテクノロジー社会における「人間の責任」の意義を理解している。
教科書	特に指定しません。こちらで用意した『資料集』を配付します。
参考書・参考資料	参考文献や参考資料は『資料集』に収録しておきます。
成績評価方法	定期試験(筆記試験)100%により評価します。
履修条件	特にありません。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	20世紀における「人間の尊厳」の意義と変貌	「人間の尊厳」思想が、大戦後、各国家の憲法に受容され、さらに国際法形成の指導理念になっていったが、その哲学的理解の不十分さから、大衆社会の登場により価値のインフレーションを起こすとともに、世紀の後半、ハイテクノロジーの急成長と相俟って、人間が意図的な操作の対象とされ、その尊厳性が改めて問題視されるに至ったことを指摘します。	受講生は、これから、そのつど行われる講義テーマに対応する『資料集』の関連文献をあらかじめ読んでから授業に臨んでください。
2	法の概念について	法はいかなる点で他の社会的規範と異なる独特の性格を有するか、「法」という言葉の概念整理を行います。この法概念分析から、不法要件と不法効果によって結合される「法命題」に基づき、実定法上いられる諸々の主要概念について体系的に説明します。	尾高朝雄『法学概論』(新版)の該当箇所を予習しておいてください。
3	伝統的自然法論における法論と正義論	トマス・アクィナスの『神学大全』で述べられている法論につき、その法概念、四つの諸相、「共同善」観念について、説明します。その後、現代正義論の根拠を築いたアリストテレスにさかのぼり、無意識に用いられがちな正義概念を整理します。	三島淑臣『法思想史』(新版)の該当箇所を予習しておいてください。
4	イギリス法における「法の支配」	中世ゲルマン社会で支配的であった「法の支配」原理がどのようにイギリスで確立し、変貌を遂げていったのか、その歴史的過程をたどります。このなかで、「法の支配」と「法治主義」・主権者命令説との意味の相違を捉えることが肝要となります。	田中和夫『英米法概説』の該当箇所、特に、コークの「法の支配」とモン・ロー思想を予習して置いてください。
5	法実証主義の展開—歴史法学から概念法学へ	自然法思想に対抗して起こった法実証主義的思考の特徴を理解します。法典論争から歴史法学が成立した背景を説明し、ドイツでは概念法学が、フランスでは注釈学派がそれぞれ独自に展開を遂げた過程を説明します。	青井秀夫『法理学概説』における、第9章「概念法学」のところを予習しておいて下さい。
6	法実証主義の転回—自由法学と利益法学	法適用において裁判官の創造性を排除した概念法学的思考に対し、自由法学は共同体の「生ける法」を探究する自由な創造的学問であるとし、自由法学が、感情法学になりがちなのに対し、利益法学が解釈学	青井秀夫『法理学概説』第10章「自由法学」—第11章「利益法学」の流れを予習しておいて下さい。

		の本道に戻ろうとする経緯を説明します。	
7	ナチ法学とラートブルフ・テーゼ	ナチズムの法律観とナチ国家の法現実を説明し、法実証主義の思想傾向はナチス体制に同調的であったとして、それを批判したラートブルフの公式が戦後法哲学の出発に有効であったとする通説を批判する見解を紹介します。	青井秀夫『法理学概説』第12章「ナチズム法哲学・法理論」—第13章「戦後法哲学の再出発」を予習しておいて下さい。
8	「人間の尊厳」の語源と法哲学における含意	「人間の尊厳」という言葉は、キリスト教神学に由来しますが、さらに近代において世俗化されて用いられるようになります。現代では、「人間が人間にとって最高の存在」とされますが、この点をめぐって、ドイツの哲学者ブロッホとヨナスの見解を比較します。	「人間の尊厳」を含むコンテキストを抜粋して集めた思想史上の文献資料を読んでおいてください。
9	「人間の尊厳」をめぐる対立的思考	自律的人格を尊重するカントの目的自体思想(義務論・権利論)と、「最大多数の最大幸福」を重視するベンサムに代表される功利主義的思想の思考上の差異を述べ、それらがもたらす現代法哲学への影響関係について説明します。	当該問題に関連するカントとベンサムの著作からの抜粋を読んでおいてください。
10	ドイツ憲法に見る「人間の尊厳」の意味と解釈	ドイツの法哲学者マイホーファーがドイツ憲法第1条について示した新解釈を紹介したあと、ドイツの憲法学者ドライヤーが指摘した、「人間の尊厳」の限定解釈と拡張解釈の変遷と対立を検討します。	ドイツの法哲学者マイホーファーと憲法学者ホルスト・ドライヤーの該当論文を予習しておいてください。
11	日本国憲法に見る「個人の尊厳」の意味と解釈	日本国憲法第13条に関する諸々の解釈学説を整理します。次いでヨンパルト・平松論文に従って、「人間の尊厳」と「個人の尊厳」との意味の相違に基づき、「人格としての人間」と「自己決定 主体としての人間」との相違を理解します。	法哲学者ホセ・ヨンパルトと憲法学者平松毅の所収論文抜粋を予習しておいてください。
12	現代医療における患者ケアと人間の尊厳	法哲学の議論で起こった正義とケア倫理に基づく思考の対比を通して、人間の尊厳の意味を考えます。	法哲学者葛生栄二郎『ケアと人間の尊厳』からの抜粋を読んでおいてください。
13	現代市場原理と経済活動の問題点	新自由主義経済に対する社会的正義の原理の提唱において、経済的弱者および発展途上国に対する援助の意味を考えます。	「カトリック社会教説」からの該当箇所の抜粋を読んでおいてください。
14	伝統的自然法論における『人間の尊厳』観	伝統的自然法論は、個人と中間社会と国家との間の関係を正しく捉える共同体の最高原理として、補完性原理と共同善原理を立てます(現在普及している「補完性原理」は、実はローマ教皇の社会回勅に由来しています)。これらの二原理に基づき「人間の尊厳」を考えます。	オーストリアの代表的自然法論者ヨハネス・メスナーの『自然法』から抜粋した該当箇所を予習しておいてください。
15	現代のハイテクノロジーが惹き起こした「人間の尊厳」観の転回	現代のハイテクノロジーが惹起した生殖革命や環境問題のリスクに対し、各国の憲法や法律がどのように対応しているかを中心に説明します。尊厳ある人間には自由使用に際し、常に高い責任の自覚が求められます。	『南山法学』第26巻所収の拙稿「自然保護論と憲法改正」の抜粋箇所を読んでおいてください。

講義名:55157 法と人間の尊厳(生命と法)

【講義基本情報】

教員:	丸山 雅夫	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	木 1
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	生命に対する人為的介入が問題になる事案を題材として、人間の尊厳を最大限に実現するための法的扱いの在り方を考察します。なお、授業は、講義形式を基本とし、双方向形式も取り入れて行います。
到達目標	生命と法との関係、さらには具体的な場面における人間の尊厳の実現方法について、社会的に説得力のある見解を構築する力を養成することを目標とします。
教科書	指定しません。
参考書・参考資料	必要に応じて紹介します。なお、各テーマを議論する際に、担当者が事前にブリーフィングを行います。
成績評価方法	日常の講義における発言(30%)および学期末の筆記試験(70%)の合計により評価します。
履修条件	特にありません。ただ、自分の見解だけにこだわったり、他人の意見に「聞く耳」を持たない傾向のある人は不向きです。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	生命と法と人間の尊厳	人間の尊厳という観点から、生命と法の関係について、一般的な講義を行います。	特にありません。できれば、各テーマについて、一般的な文献等を読むことが望ましい。
2	人工授精・体外受精と人間の尊厳	テーマについて、グループごとの話し合いを軸として見解を構築します。	同上。
3	同上	グループ報告とディベートにより、よりよい解決策を考えます。	同上。
4	代理母と人間の尊厳	2に同じ。	同上。
5	同上	3に同じ。	同上。
6	クローン技術と人間の尊厳	2に同じ。	同上。
7	同上	3に同じ。	同上。
8	安楽死と人間の尊厳	2に同じ。	同上。
9	同上	3に同じ。	同上。
10	尊厳死と人間の尊厳	2に同じ。	同上。
11	同上	3に同じ。	同上。
12	臓器移植と人間の尊厳	2に同じ。	同上。
13	同上	3に同じ。	同上。
14	死刑と人間の尊厳	2に同じ。	同上。
15	同上	3に同じ。	同上。

講義名: 55159 法と人間の尊厳(犯罪被害者と法)

[講義基本情報]

教員:	丸山 雅夫・岡田 悦典・水留 正流	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	金 3
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	法、とくに刑事訴訟法および少年法における犯罪被害者の地位を明らかにすることによって、犯罪被害者のおかれた現状について、法曹としてつべき知識・理解を高めることが科目の趣旨です。なお、授業は、講義形式を基本とし、双方向形式も取り入れて行います。
到達目標	犯罪被害者保護・援護に関する現行法および施策について十分な知識・理解を深めることを目標とします。
教科書	指定しません。
参考書・参考資料	適宜、指示または配付します。
成績評価方法	学期末の筆記試験(100%)により評価します。
履修条件	特にありません。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	犯罪被害者 (水留)	統計からみる犯罪被害者、刑事司法における犯罪被害者の地位の変遷、被害者学の成立とその後の展開(犯罪原因論から被害者支援へ)	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
2	現在の犯罪被害者保護(概論) (水留)	犯罪被害者等基本計画、犯罪被害者等基本法、犯罪被害者のニーズはどこにあるか	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
3	犯罪被害者と受刑者処遇・更生保護と被害者 (水留)	犯罪行為者処遇制度の全体像とそこにおける犯罪被害者の位置づけ、犯罪被害者と受刑者処遇、更生保護における犯罪被害者の保護	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
4	刑事実体法と被害者 (水留)	平成 16 年刑法改正(法定刑の見直し)、交通刑法における犯罪被害者の視点、親族相盗例の現在	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
5	性犯罪、告訴と犯罪被害者 (水留)	性犯罪の解釈論と立法論、性犯罪と告訴、被害者等連絡制度	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
6	公訴と被害者 (岡田)	訴追の形態、起訴猶予、被害者通知制度、検察審査会、付審判請求、	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
7	公判と被害者 (岡田)	刑事訴訟法の構造・理念と犯罪被害者、被害者証人(付添人、遮蔽措置、ビデオリンク方式)、被害者参加制度	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
8	被害者の援助 (岡田)	被害者の精神的支援と経済的支援—損害賠償命令制度、刑事和解、犯罪給付金制度	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
9	被害者と示談・量刑 (岡田)	示談制度と被害者、量刑と被害者	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
10	被害者のプライバシーと刑事裁判	犯罪被害者のプライバシーと刑事裁判の公開原則、被害者特定事項の秘匿、被害者のプライバシーと訴因制度	あらかじめ示された参考文献等を読みます。

	(岡田)		
11	少年法の特徴・特性と被害者問題(総論)  (丸山)	少年法の特徴(保護原理と侵害原理との調和)と被害者問題との関係	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
12	少年司法への被害者参加(1)  (丸山)	少年司法における被害者の情報取得と同一性情報開示の禁止	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
13	少年司法への被害者参加(2)  (丸山)	少年司法における被害者(遺族の)審判傍聴	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
14	少年司法への被害者参加(3)  (丸山)	被害者参加による修復的司法の可能性	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
15	全体のまとめ  (丸山)	実務家、被害者、被害者支援者による講演と対話	特にありません。

講義名: 55269 法と人間の尊厳(企業倫理と法)

【講義基本情報】

教員:	佐藤 勤	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	月 4
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>この講義は、双方向形式で行います。</p> <p>企業は、消費者、従業員、地域社会に大きな影響力を有する組織体です。したがって、企業は、社会の一員として、高い倫理意識をもって、行動しなければなりません。</p> <p>欧米では、企業行動とそれを実現する企業内における人間の行動に関し意思決定の根幹となるもので、自然人の倫理にあたるものを、企業倫理(Business Ethics, Corporate Ethics)といい、多くの企業が、「企業倫理規程(Ethical Code)」を定め、対外的に公表しています。</p> <p>我が国でも、日本経済団体連合会(経団連)が、1991年に「企業行動憲章」を制定し、その後、多くの企業が、同様の内容の規程を定めるようになりました。</p> <p>類似した用語としては、「法令遵守・コンプライアンス(Compliance)」があります。アメリカでは、コンプライアンスは、取締役が善管注意義務を果たしていれば、適切な内部統制を構築していれば、責任を問われないという概念です。我が国では、アメリカの「コンプライアンス」と「企業倫理」を併せた概念を、コンプライアンスと呼んでいます。</p> <p>本授業では、企業の法務担当者として、企業のコンプライアンスをどのように達成するのかを考えます。</p>
到達目標	企業の法務担当者として、社会の一員として適切な企業活動を行えるよう、企業経営者に対し、助言・支援できるようになる。
教科書	教科書: 梅澤治為、大沢恒夫編『ロースクール 企業法務教材』(信山社、2006年)
参考書・参考資料	広範な法領域にわたりますので、適宜該当する法律の基本書を参照して下さい。
成績評価方法	筆記試験(70%)、授業貢献度(議論への参加度合いなど)(30%)の合計により、評価します。
履修条件	教科書の指定された箇所の予習が必須となります。 当日は、当該予習箇所の「課題」の議論を中心とします。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	企業法務とは何か	<p>社会の一員である企業が法令を遵守すること(コンプライアンス)は当然であり、今日では、その背景にある精神まで遵守・実践していくことが求められています。</p> <p>そこで、企業の法務担当者がかかわる企業法務を理解します</p>	教科書の該当箇所を熟読し、「課題」について、自己の考えを整理しておいてください。
2	企業とは何か	<p>企業はその構成員によって運営されています。企業が法令を遵守するとは、その構成員が法令を遵守することです。</p> <p>そこで、企業の組織を理解し、どのような行動をとれば、企業の法令遵守が達成されるかを理解します。</p>	教科書の該当箇所を熟読し、「課題」について、自己の考えを整理しておいてください。
3	不正リスク	<p>巨大企業は、多様な部門、多くの職員をかかえる巨大組織です。そのような組織において、会社経営者が自ら各職員が不正等の違法(非倫理的)行為を行うことを未然に防止することは困難といえます。</p> <p>このような組織でどのような活動をすれば、不正等の違法(非倫理的)行為を未然に防止できるのかを理解します。</p>	教科書の該当箇所を熟読し、「課題」について、自己の考えを整理しておいてください。
4	契約交渉と予防法学	<p>企業活動の基本は、契約交渉です。</p> <p>そこで、契約締結までにどのような注意を払うべきかを理解します。</p>	教科書の該当箇所を熟読し、「課題」について、自己の考えを整理しておいてください。
5	ビジネス構築と戦略法務	<p>企業が新たな取り組むことは、企業の成長にとって重要です。ただし、新たな取り組みにおいては、多様なリスクが存在し、判断を誤ると企業に多大な損害を与えることになります。</p>	教科書の該当箇所を熟読し、「課題(事例)」について、自己の考えを整理しておいてください。

		このような場合において、企業法務担当者は、どのような行動をとるべきかを理解します。	
6	契約をめぐる紛争解決	企業が活動すれば、時には紛争(トラブル)が生じる場合があります。 企業法務担当者としては、その場合、いち早く被害が拡大しないよう、対処することが求められます。 そこで、いくつかの事例を検討し、どのようにすれば、紛争(トラブル)の拡大を防ぎ、早期に解決できるかを理解します。	教科書の該当箇所を熟読し、「課題(事例)」について、自己の考えを整理しておいてください。
7	債権回収	企業は、製品やサービスを提供し、その対価を得ることによって存続しています。 この対価をどのように保全するかは、企業存続のカギといえます。そこで、企業の債権保全の在り方について、理解します。	教科書の該当箇所を熟読し、「課題(事例)」について、自己の考えを整理しておいてください。
8	事業再編	企業の存続、新たな事業への進出など、企業が成長・存続するための手段として合併、事業譲渡などの組織再編の手段があります。 組織再編を行う場合に、どのような点に留意すべきかを理解します。	教科書の該当箇所を熟読し、「課題(事例)」について、自己の考えを整理しておいてください。
9	製品の安全とリコール	企業活動において、販売・流通させる商品の安全確保を図ることは、企業の社会的責任の1つであるとともに、企業存続の条件です。 そこで、企業において、自社の製品の安全性に疑義が生じた場合の対応について、理解します。	教科書の該当箇所を熟読し、「課題(事例)」について、自己の考えを整理しておいてください。
10	反社会的勢力	現代社会において、反社会勢力の撲滅・断絶が最大の課題です。企業においても、反社会勢力との関係を立つことが重要課題です。 そこで、企業での取り組みを理解します。	教科書の該当箇所を熟読し、自己の考えを整理しておいてください。
11	企業活動と犯罪	企業も人の集まりであることから、犯罪の加害者にもなり、被害者にもなります。 そこで、企業としては、企業(それを構成する職員)が、企業の事業遂行に関し、犯罪に加担、巻き込まれないように、対応する必要があります。 そこで、企業法務の観点から、どのような対応を行うべきかを理解します。	教科書の該当箇所を熟読し、「課題(事例)」について、自己の考えを整理しておいてください。
12	環境問題	現代社会において環境問題は、重要な課題です。社会の構成員である企業においても、それは同じです。 そこで、法務の観点から、環境問題にどのように対応すべきかを理解します。	教科書の該当箇所を熟読し、「課題(事例)」について、自己の考えを整理しておいてください。
13	法令管理(パブリックコメント、ノーアクションレター)	技術革新が速い現代社会においては、法の継続的な刷新、改廃は、持続的な社会を維持するためにも重要です。 企業においても、法令遵守や企業活動の合理化の観点で、法律の制定、改廃は、多大な影響を与えます。 そこで、企業活動と立法活動の関係について理解します。	教科書の該当箇所を熟読し、立法の対する企業の手続きの関わりについて、自己の考えを整理しておいてください。
14	個人情報保護	企業においてはさまざまな法律問題が生じます。 そこで、企業法務の立場から、現代の情報化社会での個人情報保護の問題を理解します。	教科書の該当箇所を熟読し、「課題(事例)」について、自己の考えを整理しておいてください。
15	顧問弁護士と企業法務	企業法務に関連する者は、経営者、企業法務担当者、顧問弁護士、監査部門、監査役・監査委員等、多様です。 そこで、それらの役割、機能を理解します。	教科書の該当箇所を熟読し、「課題(事例)」について、自己の考えを整理しておいてください。

講義名: 55191 労働法(個別紛争)

[講義基本情報]

教員:	緒方 桂子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この講義では、労働契約及びそこから導かれる労使の権利義務について学び、それらをめぐる法的紛争について考察します。講義は、受講生との質疑応答を中心に行います。
到達目標	(1)法律の条文を読みこなし、正確に理解して適用することができる。 (2)労働契約や労使の権利義務に関する法解釈及び法理論を正確に理解して、適用できる。 (3)現実の問題となる事案について法的な考察を行い、立論することができる。 (4)対話・説得能力を涵養する。
教科書	(1)菅野和夫『労働法[第11版]』(弘文堂、2016年) ※[第11版]は、2016年2月下旬に公刊予定です。 (2)別冊ジュリスト『労働法判例百選・第8版』有斐閣
参考書・参考資料	この講義では、教科書に指定した菅野和夫『労働法』を丁寧に読みこんでいながら、学習を進めていきます。しかし、特に初めて労働法を学習する方は、労働法の全体像を鳥瞰できる簡単なテキストを手元においていると学びやすいかもしれません。ご自身の好みのものを選んでくださって結構ですが、簡単に鳥瞰できるものとして以下をあげておきます。  ①小畑史子・緒方桂子・竹内(奥野)寿『ストゥディア労働法[第2版]』(有斐閣、2016年) ※第2版は、2016年2月下旬に公刊予定です。 ②和田肇・相澤美智子・緒方桂子・山川和義『労働法』(日本評論社、2015年)
成績評価方法	2回のレポート(20点/100点)及び期末試験(80点/100点)の合計点(100点満点)で評価します。
履修条件	
その他の注意	十分な予習が必要です。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	労働契約及び労働法の概略	労働法の全体像及び労働契約の基本的な事項を学びます。	
2	労働者・使用者の法概念	労働法における労働者・使用者の概念の意義およびそれをめぐる法的諸問題について学びます。	
3	就業規則の意義と効力	就業規則の意義及びそれをめぐる法的諸問題について学びます。	
4	採用・内定・試用	採用、内定、試用をめぐる法的諸問題について学びます。	
5	労働契約における労働者の義務・使用者の義務	労働契約に内包される労使の権利義務の構造及びそれらをめぐって生じる法的紛争について学びます。	
6	労働憲章	労基法が労働者に保障した諸権利について学びます。	
7	賃金(1)	「賃金」の意義及びそれをめぐって生じる法的諸問題について学びます。	
8	賃金(2)	労基法24条が定める賃金支払いの4原則を中心に、同条に関わって生じる法的諸問題について学びます。	
9	労働時間・休暇(1)	労働基準法が定める労働時間規制、労働時間概念について学びます。	
10	労働時間・休暇(2)	労働時間規制及び休暇・休業制度について学びます。	
11	懲戒	懲戒の意義、法的限界を学びます。	
12	人事(1)	配転・出向・転籍、休職など、使用者による人事権の行使とそれに関わって生じる法的諸問題について学びます。	
13	人事(2)	配転・出向・転籍、休職など、使用者による人事権の行使とそれに関わって生じる法的諸問題について学びます。	
14	労働関係の終了(1)	労働関係の終了とそれによって生じる法的諸問題について学びます。	
15	労働関係の終了(2)	労働関係の終了とそれによって生じる法的諸問題について学びます。	

講義名: 55193 労働法(集団紛争)

[講義基本情報]

教員:	緒方 桂子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この講義では、使用者と労働組合あるいは労働組合員である労働者との間で展開される集団的労使関係を、労働組合法を中心とした法制度及び学説・判例の蓄積によって組み立てられてきた法理論の両面から学びます。講義は、受講生との質疑応答を中心に行います。
到達目標	(1) 法律の条文を読みこなし、正確に理解して適用することができる。 (2) 集団的労使関係に関する法解釈及び法理論を正確に理解して適用することができる。 (3) 現実に問題となる事案について法的な考察を行い、立論することができる。 (4) 対話能力・説得技術を涵養する。
教科書	菅野和夫『労働法[第11版]』(弘文堂、2016年) 別冊ジュリスト『労働判例百選[第8版]』
参考書・参考資料	※この講義では、教科書として指定した菅野和夫『労働法』を丁寧に読みこむことにより学習を進めます。しかし、特に初めて労働法を学習する方については、労働法の全体像を鳥瞰できるテキストがあると便利です。ご自身の好みで選ばれて結構ですが、簡単に鳥瞰できるものとして以下をあげておきます。 (1)小畑史子・緒方桂子・竹内(奥野)寿『ストゥディア労働法』(有斐閣、2016年) (2)和田肇・相澤美智子・緒方桂子・山川和義『労働法』(日本評論社、2015年)
成績評価方法	2回のレポート(20点/100点)及び期末試験(80点/100点)の合計点(100点満点)によって成績評価します。
履修条件	
その他の注意	十分な予習が必要です。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	労働基本権の保障	労働基本権の保障の意義について学びます。	
2	労働組合の組織と運営	ユニオンショップ制度やチェックオフ制度等について学びます。	
3	労働組合の組織と内部関係	統制処分等について学びます。	
4	団体交渉	団体交渉の仕組みとそれによって生じる法的諸問題について学びます。	
5	労働協約(1)	労働協約制度の基本的な仕組み及び法的諸問題について学びます。	
6	労働協約(2)	一般的拘束力や労働協約の債務的効力について学びます。	
7	団体行動(1)	労働者による団体行動権の行使とそれに関わって生じる法的諸問題について学びます。	
8	団体行動(2)	労働者による団体行動権の行使とそれに関わって生じる法的諸問題について学びます。	
9	不当労働行為救済制度(1)	不当労働行為救済制度について学びます。	
10	不当労働行為救済制度(2)	不当労働行為救済制度について学びます。	
11	不当労働行為救済制度(3)	不当労働行為救済制度について学びます。	
12	非典型の労働関係をめぐる法的問題	非典型雇用にかかる法制度の仕組みとその意義及び生じる法的諸問題について学びます。	
13	性差別の禁止/母性及び年少者の保護	雇用機会均等法の仕組み及び労基法上の母性並びに年少者保護規定について学びます。	
14	企業再編と労働契約	企業再編(事業譲渡・合併・分社化)に伴って生じる労働関係上の諸問題について学びます。	
15	労働関係紛争の解決手段	労働関係紛争の解決手段について学びます。	

講義名: 55195 社会保障と法

[講義基本情報]

教員:	豊島 明子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 4
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>この授業では、公的扶助(生活保護)、社会福祉(高齢者・障害者・児童の各福祉)および介護保険の各制度に焦点を当て、これらの各社会保障制度における給付内容・要件・手続等の法的仕組みについて、講義形式を基本とした授業を行います(ただし、毎回の授業は、裁判例を素材とするなどして、受講者の皆さんとの双方向の質疑応答を盛り込みつつ進めます)。</p> <p>社会保障法は、その基本理念においては生存権論等の憲法論と、給付申請の過程においては行政手続と、事後の権利救済においては行政救済法と、深い関係があります。また、各社会保障給付に係る法律関係の把握は、行政法総論における一般理論の社会保障行政領域への応用としての性格を持ちます。したがって、授業で取りあげるいくつかの題材は、憲法と行政法の知識・理論の復習・応用になることでしょう。</p> <p>また、現在、少子高齢化や、厳しいと言われる財政事情等を背景に、社会保障制度は、全体として、大きな転換期を迎えています。こうした近年の制度改革や、現在進行形の諸政策も含めて、種々の新たな問題状況にも触れます。</p>
到達目標	<p>次の5項目について理解できることを目指します。</p> <p>(1)日本の社会保障の法体系                  (2)社会保障法の基本理念と憲法論との関連                  (3)社会保障と行政法総論・行政救済法との関連                  (4)社会保障の重要判例と最近の判例動向                  (5)近年の社会保障政策の特徴と今後の課題</p>
教科書	加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法[第6版]』(有斐閣、2015年)
参考書・参考資料	『社会保障判例百選[第5版]』(有斐閣、2016年[シラバス作成時点では未刊行。今後、刊行予定です。])。なお、毎回の授業のためのレジュメを配布し、適宜、最新判例や関連資料も配付します。
成績評価方法	授業での発言を含む授業態度(10%)、1回の小テスト(20%)、期末試験(70%)によって評価します。
履修条件	特にありません。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	社会保障とその特質	<p>次の項目について理解できる。</p> <p>1 社会保障を取り巻く現状                  2 社会保障の概念                  3 社会保障の保障方法                  4 社会保障の行政組織</p>	事前に、教科書第1章を読んでおくこと。
2	社会保障の基本理念	<p>次の項目について理解できる。</p> <p>1 社会保障と憲法 25条                  2 社会保障と憲法 13条、14条                  3 基本理念に関わる近年の政策と理論の動向</p>	事前に、教科書第2章と、そこに記されている判例を読んでおくこと。
3	生活保護法の基本原理	<p>次の項目について理解できる。</p> <p>1 公的扶助制度の歴史                  2 生活保護法の目的と基本原理                  3 生活保護に係る諸規範(法律・命令・規則)</p>	事前に、教科書第8章1、2、3を読んでおくこと。
4	生活保護給付の仕組み	<p>次の項目について理解できる。</p> <p>1 外国人の保護受給権                  2 保護基準と保護の種類・方法                  3 収入認定と要否判定                  4 世帯単位の原則</p>	事前に教科書第8章4、5、6を読んでおくこと。

		5保護の実施体制	
5	保護の補足性①	次の項目について理解できる。 1保護の補足性の原則 2資産活用の要件に係る重要判例 3収入認定に係る重要判例	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
6	保護の補足性②	次の項目について理解できる。 1稼働能力活用要件に係る重要判例 2生活困窮者への就労支援施策の動向	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
7	保護の実施過程	次の項目について理解できる。 1生活保護申請における行政手続 2指導・指示と保護の不利益変更	事前に教科書第8章7, 8, 9と、あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
8	生活保護制度の改革課題	次の項目について理解できる。 1保護基準改定裁量の統制論(老齢加算廃止訴訟を中心に) 2判例動向から見た改革課題	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
9	社会福祉の全体像	次の項目について理解できる。 1社会福祉の歴史 2社会福祉の法体系 3社会福祉の政策展開(措置から契約へ)	事前に教科書第7章1を読んでおくこと。
10	高齢者福祉(介護保障を中心に)	次の項目について理解できる。 1介護保険法に基づく介護保障 2老人福祉法に基づく介護保障 2生活保護法に基づく介護扶助	事前に教科書第7章2, 6を読んでおくこと。
11	介護をめぐる裁判例	次の項目について理解できる。 1介護サービス利用の法律関係 2サービス利用者の権利救済の方法 3サービス事業者の権利救済の方法	第9回と第10回の授業の内容について復習するとともに、あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
12	障害者福祉	次の項目について理解できる。 1障害者総合支援法(旧・障害者自立支援法)の仕組み 2障害者福祉分野の裁判例 3福祉サービスに関する情報の取扱い	事前に教科書第7章4, 6を読んでおくこと。
13	児童福祉①	次の項目について理解できる。 1児童福祉法に基づく種々の給付 21997年児童福祉法改正と保育サービス利用関係の変化	教科書第7章3を読んでおくこと。
14	児童福祉②	次の項目について理解できる。 11997年児童福祉法改正と保育サービスを受ける権利の変化 2保育所民営化訴訟における争点と判断方法 3保育サービス提供をめぐる裁判例	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
15	生活保護と社会福祉の今後	次の項目について理解できる。 1社会保障政策の最新動向 2生活保護法の改革課題 3社会福祉法制の改革課題	事前に配布する資料を読んでおくこと。

講義名: 55199 消費者法

[講義基本情報]

教員:	宮下 修一	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春隔週	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>市民にとって身近な法律である消費者法は、多発する消費者被害の多様化・複雑化に伴ってその姿を年々大きく変えてきている。また、立法の理念も、消費者の「保護」から自立へ向けた「支援」へとその軸足を大きく移してきている。</p> <p>本講義では、このような状況をふまえたうえで、現在発生している消費者問題、さらに将来における消費者法のあるべき方向性を、単なる「トピック」としてではなく「体系的」な視点から多角的に検討する力を身につけることを目的とする。</p> <p>なお、本講義では、具体的な紛争事例等も示しながら、受講生と活発な質疑応答を行う。</p>
到達目標	<p>①消費者法が生成されてきた歴史とその社会的背景をふまえて、具体的な消費者立法の内容とその変遷、さらに各立法の相互関係について説明することができる。</p> <p>②具体的な消費者問題について、その解決を図るための基本的な知識を修得するとともに、理論と実践の双方の観点から、学説や裁判実務の動向をふまえて、適切な紛争解決の方法を選択することができる。</p> <p>③①・②を前提として、消費者法の有する現在の課題を把握したうえで、現在および将来における消費者法のあり方を多角的に考察し、その内容を説明することができる。</p>
教科書	<p>中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義 消費者法』(日本評論社、2013年)</p> <p>廣瀬久和＝河上正二編『消費者法判例百選(別冊ジュリストNo.200)』(有斐閣)</p> <p>※消費者関連の法律が掲載されているやや大きめの「六法」を、必ず毎回持参すること。</p>
参考書・参考資料	<p>(1)日本弁護士連合会編『消費者法講義(第4版)』(日本評論社、2013年)</p> <p>(2)大村敦志『消費者法(第4版)』(有斐閣、2011年)</p> <p>(3)宮下修一『消費者保護と私法理論』(信山社、2006年)</p>
成績評価方法	試験(70%)、毎回の授業での発言内容・参加姿勢(10%)、授業中に実施する小レポートの提出(20%)
履修条件	<p>履修条件は特に設けないが、当然のことながら、未修者コース1年次で学習する科目(特に民事系科目)の内容を十分に理解していることを前提とする。</p> <p>本講義は、社会の中のさまざまな消費者問題をふまえつつ、「消費者法」さらに「法」のもつ意味について、教員と受講生と一緒に“考える”ことを最大の目的とする。本講義を受講するみなさんには、ぜひとも積極的に授業に参加してほしい。</p>
その他の注意	他の集中講義とは異なり、夏期休業中ではなく、春学期の週末の土曜日に4回にわたって実施されることになっている。別途発表される日程をよく確認すること。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	総論① 「消費者法」とは何か	「消費者法」とは、そこに包含される法律が多岐にわたっているため、よく聞く言葉であるにもかかわらず、その内容は茫漠としてつかみにくい。そこで、まず、「消費者法」という分野で取り扱われる内容の全体像を概観する。	集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。
2	総論② 消費者問題の現状と歴史的背景、消費者行政・消費者教育のあり方	わが国において、消費者問題が明確に意識されるようになったのは1960年代のことであるが、現在の消費者立法は、いわば消費者被害のうねりに作られたものであるといっても過言ではない。こうした消費者被害が多発する原因の1つとして、「縦割り」の消費者行政による不統一な対応もあげられる。2009年の「消費者庁」設置、さらに同庁を中心として展開される消費者政策の実効性を法的に担保する「消費者安全法」の制定は、消費者行政のターニング・ポイントとなったが、残された課題も多い。また、被害を減少させるためには、行政と連動する形で消費者教育を充実させていく必要がある。ここでは、2012年に制定された「消費者教育推進法」が大きな役割を演じることになる。そこで、本講義では、消費者法の理解を深めるために、消費者問題の現状と歴史を振り返りつつ、消費者	集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。

		行政・消費者教育の展開を確認することにする。	
3	総論③ 消費者法の体系	第1回の授業でもとりあげるように、「消費者法」は民事・刑事双方の幅広い分野にわたる法律を包含するものである。そこで、それらの法律が相互にどのような関係をもっているかを検討し、「消費者法の体系」を明らかにする。	集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。
4	総論④ 消費者・消費者契約とは何か	「消費者」・「事業者」とは、可変的・相対的概念である。したがって、「消費者」あるいは「消費者契約」といっても、その外延を画することは、きわめて難しい。そこで、本講義では、「消費者」・「消費者契約」の内容とその特性について考えてみることにしたい。	集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。
5	各論① 契約締結過程・内容の適正化	消費者法の中心を占めるのは、消費者契約をめぐる法制度である。とりわけ、契約締結過程あるいは締結された契約内容をめぐるトラブルに対応する法整備の動きが加速度的に進んでいる。そこで、契約締結過程の勧誘にかかわるトラブルにおける民法法理の適用の限界を把握したうえで、特別法における勧誘規制のあり方について、横断的に検討します。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
6	各論② 契約締結過程・内容の適正化(続き)	前回に引き続き、契約締結段階の勧誘規制にかかわる法制度について検討する。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
7	各論③ 消費者契約法(その1)	前2回の授業をふまえて、消費者契約法の契約取消権について、その改正へ向けた動きもふまえつつ、特定商取引法上の契約取消権と比較しつつ検討する。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
8	各論④ 消費者契約法(その2)	前回に引き続き、消費者契約法・特定商取引法上の契約取消権について検討する。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
9	各論⑤ 消費者契約法(その3)	締結された契約やそれに付随する約款の内容が消費者にとって不利なものであるために、後日トラブルが発生することもしばしばである。そこで、本講義では、消費者契約法上の不当条項を無効とする規定を中心に、その改正へ向けた動きもふまえつつ、契約内容規制にかかわる法制度のあり方を検討する。	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
10	各論⑥ 特定商取引法	特定商取引法は、消費者紛争の約半分を占める店舗外取引を規制するもので、近年の数次にわたる法改正を経て、その実効性・重要性が高まっている。そこで、本講義では、特定商取引法上の規定について、その改正へ向けた動きもふまえつつ、クーリング・オフや中途解約権を中心に検討する。	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
11	各論⑦ 消費者信用(その1)―消費者金融	消費者金融や割賦販売(クレジットを含む)など、いわゆる消費者信用については、法的な面にとどまらず、社会的・経済的に深刻な問題が生じている。特に、消費者金融については、2006年に貸金業法・出資法・利息制限法などが改正されたものの、まだまだその問題の解決にはほど遠い。そこで、まず、消費者金融について、法制度の変遷とその歴史的背景、さらに現行法の仕組みを押さえて、現問題の本質の理解を試みる。	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
12	各論⑧ 消費者信用(その2)―割賦販売法	消費者金融と並んで、消費者信用に関する法制度のもう一方の核をなす割賦販売法についても、社会的問題の発生をふまえて、頻繁な改正がなされている。そこで、本講義では割賦販売法の内容を把握したうえで、とりわけ、いわゆるクレジット契約の場合に生じる、当事者以外を含む多数者間の取引関係を中心に、判例の動向もふまえつつ、法的問題点を考察する。	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
13	各論⑨ 高齢者と消費者保護	わが国においては、核家族化の進行に伴って、高齢者のみで構成される世帯も増加している。近年、とりわけ訪問販売・訪問購入、投資取引などを中心、こうした高齢者をターゲットにした被害が増加している。とりわけ、高齢者は認知症等により判断能力を十分に有していない場合も少なくないが、そうした状況に対応すべく用意された成年後見制度も十全な形で機能しているとはいえない。そこで、高齢者の消費者被害の実態をふまえたうえで、その救済を図るための法制度のあり方を考えてみることにしたい。	集中講義最終日の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
14	各論⑩ 商品の表示・欠陥と消費者の安全	近時は、食品などの商品表示の偽装をめぐる問題も頻発している。また、商品そのものの欠陥による消費者被害も頻発している。前者に対応するための法律としては「景品表示法」、後者に対応するための法律としては、「製造物責任法」・「消費生活用製品安全法」などがある。	集中講義最終日の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。

		<p>さらに、生命・身体被害が生じる場合はもとより、それが生じない財産的な被害が生じる場合にあっても、現行の個別の法制度で救済を図ることが難しい事案(いわゆる「すき間事案」)が存在する。そのような状況に対応するために用意されているのが、「消費者安全法」である。</p> <p>そこで、これらの法制度の内容と問題点を概観したうえで、被害を防止するための法制度のあり方を模索する。</p>	
15	各論① 集団的な消費者被害の救済	<p>被害者にとって最も重要なのは被害の具体的な回復であろうが、実際には、加害者側の財産状況が原因となって、十分な対応がなされないことも少なくない。また、このような被害の拡大をくい止めるために 2006 年に導入された「消費者団体訴訟」制度は、実際の運用にはまだまだ困難も多い。さらに、2013 年には、集団的消費者被害回復制度の導入も実現した。そこで、本講義では、消費者被害の具体的な救済方法のあり方について検討する。</p>	<p>集中講義最終日の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。</p>

講義名:55270 国際法

[講義基本情報]

教員:	佐藤 一義	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	水 4
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	詳細は、LearningSyllabus をご覧ください。
到達目標	
教科書	
参考書・参考資料	
成績評価方法	
履修条件	
その他の注意	

講義名: 55213 国際私法

[講義基本情報]

教員:	青木 清	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>本講義は、国境をまたぐ形で発生する、取引や家族関係の形成等のいわゆる国際的な民事法上の問題を、準拠法の決定・適用という、いわば実体法的な側面から分析、検討するものです。</p> <p>具体的には、日米、日韓、日中等の事例を中心に判例を取り上げ、それに基づいて授業を進めていきます。従って、受講者は、当然、事前に指定された判例を読んで出席しなければなりません。本講義の対象としては、原則として、国際財産法の分野を除く(この分野は国際取引法で扱う)、国際私法総論と国際家族法上の問題を扱う予定です。なお、授業は、講義形式を基本とし、双方向形式も取り入れて行います。</p>
到達目標	<p>法律基本科目としてのいわゆる六法科目を学んだ学生たちに、国境を越えた形で発生する私法上の法律問題の解決方法ないし解決枠組みを学んでもらいます。</p> <p>具体的には、以下のような到達目標が設定されています。</p> <p>a) 国際私法についての基本構造を理解することができる。</p> <p>b) 準拠法の決定・適用構造を第三者にわかりやすく説明することができる。</p> <p>c) 具体的事例について準拠法を決定し、その法の適用関係を批判的に分析することができる。</p> <p>d) 同種事件に関する外国の紛争解決方法と比較しつつ、あるいは日本の戸籍制度や裁判制度に関連させながら、わが国際私法の解決枠組みとその問題点を分析・検討することができる。</p> <p>法は、基本的には、各国の主権の下に存在しており、従って、その主権を飛び越える形で生ずる法律問題には、国内問題とは異なる別個の解決方法ないし解決枠組みが準備されなければなりません。国際私法は、そうしたユニークな構造を持つ法律学の一つですが、これを学ぶとともに、外国法による解決についても理解を深め、複眼的な視点を有する幅の広い法律家としての素養を身につけさせることを本講義の最終的な目標としています。</p>
教科書	山田鏡一『国際私法[第3版]』(有斐閣、2004年)。
参考書・参考資料	櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選[第2版]』(有斐閣、2012年) 櫻田嘉章『国際私法[第6版]』(有斐閣、2012年)
成績評価方法	成績評価は、授業への参加度(発言の頻度およびその内容等)5%、アサイメントの準備度 5%、中間試験 20%、さらには、学期末の試験 70%によって行います。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	国際私法の基本構造	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 渉外事案の基本構造を理解する。</li> <li>2. 統一法などの形式による解決方法を理解する。</li> <li>3. 準拠法による解決方法を理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 横浜地判平成 10 年 5 月 29 日判タ 1002 号 294 頁を読み、国内事件との違いを考える。</li> </ol>
2	単位法律関係、法律関係性質決定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 準拠法を決定する単位となる単位法律関係を理解する。</li> <li>2. 個々の事案がいかなる単位法律関係に該当するかを決定する法律関係性質決定論の問題について、その理論構造と解決のための諸説を理解する。</li> <li>3. 法律関係性質決定論を具体的事案に適用する能力を身につける。時間があれば、第3回で扱う国籍の問題について一部言及する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東京地判平成 2 年 11 月 28 日判時 1384 号 71 頁を読み、事実、争点、その解決方法を理解しておく。</li> </ol>
3	国籍	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国籍立法の3大原則を理解する。</li> <li>2. わが国籍法の特質を理解する。</li> <li>3. 連結点たる国籍の役割について検討する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国籍法 14 条～16 条に定める国籍選択制度を理解しておく。</li> <li>2. 最判平成 20 年 6 月 4 日民集 62 卷 6 号 1367 頁の論点を事前に整理し、理解しておく。</li> </ol>

			く。
4	本国法の決定常居所	<ol style="list-style-type: none"> <li>以下のケースの本国法決定の問題を理解する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>重国籍者</li> <li>地域的不統一法国の国民</li> <li>人的不統一法国の国民</li> <li>分裂国家の国民</li> </ol> </li> <li>「常居所」を理解する</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>本国法決定の左記ケースの解決法を、教科書の該当箇所を読み、それぞれ理解しておく。</li> <li>属人法に関する本国法主義と住所地法主義の対立について理解する。</li> </ol>
5	分裂国家の国民に関する法律問題	<ol style="list-style-type: none"> <li>在日韓国・朝鮮人や在日中国人の国籍問題と平和条約の関係を理解する。</li> <li>在日韓国・朝鮮人や在日中国人の在留資格や外国人登録上の問題を解決する。</li> <li>共通法秩序と日本国籍取得の問題について理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>最判昭和 36 年 4 月 5 日民集 15 巻 4 号 657 頁</li> <li>最判平成 10 年 3 月 12 日民集 52 巻 2 号 342 頁</li> <li>最判平成 16 年 7 月 8 日民集 58 巻 5 号 1328 頁</li> </ol> <p>それぞれの論点を整理し、理解しておく。</p>
6	反致	<ol style="list-style-type: none"> <li>極めてユニークな構造を持つ「反致」を理解する。</li> <li>反致の理論的および実際の根拠を検討する。</li> <li>反致に対する批判意見を理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>各種の反致の基本構造を理解し、その目的を考えてみる。</li> </ol>
7	外国法の適用と公序	<ol style="list-style-type: none"> <li>国際私法上の公序の果たす役割を理解する。</li> <li>公序が発動される基準を理解する。</li> <li>外国法不明の場合の処理について考える。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>最判昭和 50 年 6 月 27 日家月 28 巻 4 号 83 頁</li> <li>最判昭和 52 年 3 月 31 日民集 31 巻 2 号 365 頁</li> <li>最判昭和 59 年 7 月 20 日民集 38 巻 8 号 1051 頁</li> </ol> <p>これら3事件を比べ、公序の適用基準を考えてくる。</p>
8	先決問題、法律の回避、適応問題	<ol style="list-style-type: none"> <li>先決問題という概念のねらい、目的を理解する。</li> <li>先決問題否定論の内容を理解する。</li> <li>適応問題を理解する。</li> <li>法律の回避という問題を理解する。</li> <li>送致範囲という考え方を理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>最判平成 12 年 1 月 27 日民集 54 巻 1 号 1 頁</li> <li>東京地判昭和 48 年 4 月 26 日判時 721 号 66 頁</li> </ol> <p>それぞれの事実、争点そしてその解決方法を理解しておく。</p>
9	婚姻の成立、涉外的身分関係と戸籍	<ol style="list-style-type: none"> <li>重婚事例を使い、婚姻の成立の問題を理解する。</li> <li>涉外的な婚姻が、わが国の戸籍上どのように扱われているかを理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>新潟地判昭和 62 年 9 月 2 日判タ 658 号 205 頁を例に、重婚事例の基本構造とその問題点を理解してくる。</li> </ol>
10	婚姻の効力、離婚	<ol style="list-style-type: none"> <li>3段階連結の構造を含め、離婚の準拠法を検討する。</li> <li>「同一本国法」の意義を理解する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>横浜地判平成 3 年 10 月 31 日判時 1418 号 113 頁</li> <li>水戸家審平成 3 年 3 月 4 日家月 45 巻 12 号 57 頁</li> </ol> <p>それぞれにつき、問題点を検討しておく。</p>
11	嫡出・非嫡出親子関係の成立	<ol style="list-style-type: none"> <li>嫡出親子関係の成立の問題を理解する。</li> <li>非嫡出親子関係の成立の問題を理解する。</li> <li>国境を越える生殖医療と国際私法の問題を考える。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>前出の最判平成 12 年 1 月 27 日民集 54 巻 1 号 1 頁を利用して、法例 17 条と 18 条の適用関係について考えてくる。</li> </ol>
12	養子縁組	<ol style="list-style-type: none"> <li>諸国の養子縁組制度の違いを理解する。</li> <li>特に米国の養子縁組制度を検討する。</li> <li>米国人が養親、日本人が養子となる養子縁組のケースを考える。</li> <li>隠れた反致につき考える。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>徳島家審昭和 60 年 8 月 5 日家月 38 巻 1 号 146 頁の問題点を検討する。</li> <li>わが民法の定める普通養子と特別養子の違いを考えてくる。</li> </ol>
13	相続・遺言	<ol style="list-style-type: none"> <li>相続準拠法の基本的考え方を理解する。</li> <li>近時主張されている当事者自治の妥当性を検討する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>相続統一主義と相続分割主義の違いを理解しておく。</li> <li>最判平成 6 年 3 月 8 日民集 48 巻 3 号</li> </ol>

		3. 相続の場面で問題となる「個別準拠法は総括準拠法を破る」というルールを検討する。	835 頁及び大阪地判昭和 62 年 2 月 27 日判時 1263 号 32 頁を検討する。
14	契約	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約準拠法に関する「当事者自治の原則」を理解する。</li> <li>2. 法適用通則法で採用された「客観的連結」を検討する。</li> <li>3. 弱者保護のための規定の特徴と問題点を検討する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東京地判昭和 52 年 4 月 22 日下民 28 卷 1-4 号 399 頁</li> <li>2. 東京地決昭和 40 年 4 月 26 日労民 16 卷 2 号 308 頁</li> </ol> <p>それぞれにつき、論点を整理し、検討しておく。</p>
15	不法行為	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不法行為の準拠法につき理解する。</li> <li>2. 日本に住む外国人の事故に関する損害賠償請求につき検討する。</li> <li>3. 生産物責任および名誉・信用毀損の準拠法につき検討する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最判平成 14 年 9 月 26 日民集 56 卷 7 号 1551 頁</li> <li>2. 最判平成 9 年 1 月 28 日民集 51 卷 1 号 78 頁</li> </ol> <p>それぞれにつき、論点を整理し、検討しておく。</p>

講義名: 55216 少年法

[講義基本情報]

教員:	丸山 雅夫	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	金 6
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	教科書を前提として、少年法について解説するとともに、少年事件における実務動向を明らかにします。前半は、少年法の基本的な考えかた、その歴史について検討します。特に、欧米および日本の少年法の特徴がどのような歴史に基づいて形成されてきたのかを中心に考察します。その後、少年法にもとづく具体的な調査や審判の手続き、さらには少年処遇について、理論的な論点をも含めて検討していきます。特に、実務をはじめとする判例の動向にも配慮して、理論と実務の架橋を図ります。そのうえで、少年法の将来的課題について一緒に考えます。なお、授業は、講義形式を基本とし、双方向形式も取り入れて行います。
到達目標	少年法の基礎理論を学んで理解します。わが国の現行少年法の構造と運用について、正確な智識を身につけます。また、少年法の動向や将来の課題についても、単なる印象や感想ではなしに、実務動向を踏まえたうえで適切に考えることを力を身につけます。
教科書	丸山雅夫『少年法講義[第2版]』(成文堂、2012年、3300円)。
参考書・参考資料	田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法[第3版]』(有斐閣、2009年)。
成績評価方法	ソクラティック・メソッドを前提とした授業参加度 20%と期末の筆記試験 80%
履修条件	刑事訴訟法の履修を終えていることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	欧米における少年司法システムの独立とその背景	欧米において、少年司法システムが刑事裁判システムから分離独立してきた経緯を明らかにするとともに、その背景事情について考察します。	教科書 1-12 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます。
2	日本における少年司法システムの独立とその背景	第 1 回目の授業を前提として、日本において、少年司法システムが刑事裁判システムから分離独立してきた経緯を明らかにするとともに、その背景事情について考察します。	教科書 1-24 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます。
3	日本における少年非行の現状と社会の反応	統計資料を用いて、日本の少年非行の現状を確認するとともに、少年非行に対する社会の否定的反応(いわゆる厳罰化論)とその背景について考察します。	教科書 35-56 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます。
4	少年司法システムの理念と特徴	世界諸国の少年非行システムに共通する理念を確認するとともに、その内容について検討します。	教科書 25-34 頁、57-65 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます。
5	日本の現行少年法の構造と基本原理	第 4 回の授業を前提として、日本の現行について、それを基礎づけている哲学・理念を確認したうえで、そこから具体化される諸原理について検討します。	教科書 66-84 頁、を熟読し、基礎知識を身につけておきます
6	少年法の対象	日本の現行少年が対象とする「非行少年」についての内容(年齢、犯罪・触法・虞犯)を具体的に検討します。	教科書 86-104 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
7	非行(少年)の発見	非行(少年)が発見される過程について、発見者、発見態様、その後の対応について、具体的に検討します。	教科書 105-132 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
8	家庭裁判所の受理と観護措置	発見された非行(少年)を家庭裁判所が受理する過程を明らかにしたうえで、少年の身柄拘束(観護措置)の具体的な内容を検討します。	教科書 133-160 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
9	調査過程	家庭裁判所における法的調査(裁判官)と社会調査(調査)の実際について明らかにするとともに、問題点等について検討します。	教科書 2161-198 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
10	少年審判(1)	少年保護事件の審判について、その意義と役割を明らかにするとともに、関係者等について検討します。	教科書 199-233 頁、254-260 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
11	少年審判(2)	少年保護事件の審判の実際について、刑事訴訟手続きと比較しながら検討します。また、事実上の処遇効果が高いとされている試験観察の意義と実情を検討します。	教科書 234-243 頁、246-253 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
12	社会内処遇	保護処分としての利用率の高い社会内処遇(保護観察)につい	教科書 282-297 頁を熟読し、基

		て、意義と実情を明らかにしたうえで、問題点等を検討します。	基礎知識を身につけておきます
13	施設内処遇	社会内処遇よりも厳しい少年院送致処分を中心として、施設収容処分の意義と実際を明らかにしたうえで、問題点等を検討します。	教科書 298—311 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
14	少年の刑事事件	逆送されて刑事事件手続きに継続する犯罪少年の扱いについてあ、刑事訴訟法と対比しながら検討します。	教科書 324—354 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます
15	少年法の将来	少年法改正を含めて、少年法の将来的な課題について検討します。	教科書 355—376 頁を熟読し、基礎知識を身につけておきます

講義名:55217 医療と法

[講義基本情報]

教員:	加藤 良夫	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	患者の人権、生命倫理、医事法制を授業の中心テーマとして適宜憲法や自由権規約・民法のほか、医師法・医療法・臓器移植法等の関係法規の概要についても解説します。 患者の人権の歴史と現状、生命倫理上の諸問題、医事法規等についてシラバスに沿ってテキスト等で予習をさせ、具体的なテーマについて、可能な限り双方向性、多方向性、参加型の授業の中で各自の学習成果を発表しやすくします。更には新しく生起する困難なテーマについても問題解決のためにどのような法的枠組みを構築すべきかを考えることのできる能力を養います。
到達目標	理論と実務を架橋する教育の場において、現代社会にとって重要性を増している「医事法」分野を展開・先端科目の一つとして位置付けます。すなわち「医事法」は人権論、契約論、衛生行政法規、生命倫理等にかかわる総合的かつ実践的テーマを対象としています。学生は、法律基本科目群で学んだ知識を用いて、社会で生起している医事法に関連する諸問題の解決のあり方にも関心を持つようになります。更には医療の分野で新しく生起する困難なテーマについても、どのような法的枠組みを構築すべきかを考えることのできる能力を養います。
教科書	加藤良夫編著『実務法律講義⑫ 実務 医事法講義』(民事法研究会、2005年)
参考書・参考資料	『資料集 生命倫理と法』(太陽出版、2003年) ケース・スタディ生命倫理と法(有斐閣、2004年) ジュリスト No.1339 特集医療と法(有斐閣、2007年)
成績評価方法	「医事法」分野にかかわる具体的な事例について、将来、実務能力の高い法曹の一員として、そこに含まれているいくつかの論点を的確に抽出し、「医事法」の視点から筋道をつけて検討していくことができるかどうかの評価の基準となります。評価の方法としては、授業における意見発表及び討議の状況(30%)、レポートの結果(70%)で評価します。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	医事法を学ぶ意義、医事法の範囲	医事法の概念、範囲について概要を学習するとともに、学習成果発表の分担を決めます。  法曹にとって医事法を学んでおく意義について具体的に話をします。	教科書の目次部分をみることが必要です。
2	患者の権利(総説)	患者の権利について総説的に学習します。  患者の権利宣言や、患者の権利法要綱案等も示しつつ検討します。	教科書の関連部分を予め読んで予習してくることが求められます。(以下同様です)
3	インフォームド・コンセント	インフォームド・コンセントの概念、要件等について学習します。  インフォームド・コンセントの実践上の諸問題についても考えることができるように工夫します。	予めパンフレット等を読んでおくことが必要です。
4	エホバの証人の輸血拒否	自己決定権と生命の尊重について、エホバの証人の輸血拒否の例を通して考えます。  最高裁判所第3小法廷平成12年2月29日判決を中心に検討します。	判例を予め調べておくことが必要です。
5	癌の告知	患者の知る権利について、癌の告知を通して考えます。  最高裁判所第3小法廷平成7年4月25日判決及び最高裁判所第3小法廷平成14年9月24日判決等について検討します。	判例を予め調べておくことが必要です。
6	問診義務	医師の問診義務について学習します。  最高裁判所第1小法廷昭和36年2月16日判決を中心に検討します。	判例を予め調べておくことが必要です。

7	転医のための情報提供義務	<p>医師の情報提供義務について、医療水準との関連で学習します。</p> <p>最高裁判所第3小法廷平成 13 年 11 月 27 日判決を中心に検討します。</p>	判例を予め調べておくことが必要です。
8	生殖補助医療	<p>生殖補助医療について学習します。</p> <p>生殖補助医療に関し、法律上、生命倫理上の問題点について検討します。</p>	生殖補助医療としてどのようなものがあるか考えておくことが必要です。
9	脳死・臓器移植	<p>脳死・臓器移植について学習します。</p> <p>脳死・臓器移植に関し、法律上、生命倫理上の問題点について検討します。</p>	脳死の概念等について予習しておくことが求められます。
10	安楽死、尊厳死	<p>安楽死、尊厳死について学習します。</p> <p>安楽死、尊厳死に関して、法律上、生命倫理上の問題点について検討します。横浜地方裁判所平成 7 年 3 月 28 日判決も検討します。</p>	判例を読んでおくことが求められます。
11	精神医療	<p>精神医療の概要について学習します。</p> <p>精神医療の今日的な問題点についても検討します。</p>	精神医療にどのような問題があるか予め考えておくことが求められます。
12	薬事法・臨床試験	<p>薬事法・臨床試験の概要について学習します。</p> <p>治験のあり方に関し、名古屋地方裁判所平成 12 年 3 月 24 日判決についても解説します。</p>	予め判例を調べておくことが必要です。
13	医師法	<p>医師法の概要について学習します。</p> <p>医師法に定められた医師の行政法上の義務についても理解を深めます。</p>	医師法の条文を読んでおくことが必要です。
14	死体検案、異状死の届出、死体解剖	<p>死体検案、異状死の届出、死体解剖に関する法制を学習します。</p> <p>異状死の届出に関する学会のガイドラインや、最高裁判所第 3 小法廷平成 16 年 4 月 13 日判決についても検討します。</p>	予め判例を調べておくことが必要です。
15	医療事故防止・被害救済システム	<p>医療事故を防止し、被害者を救済するシステムについて学習します。</p> <p>院内事故調査委員会、医療関連死に関するモデル事業、ニュージーランドの事故補償法等について紹介します。</p>	被害救済のシステムとしてどのようなものが考えられるかを検討しておくことが求められます。

講義名 : 55220 司法概論

[講義基本情報]

教員:	宮島 元子・吉野 彩子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	土 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	詳細は、LearningSyllabus をご覧ください。
到達目標	
教科書	
参考書・参考資料	
成績評価方法	
履修条件	
その他の注意	

講義名:55263 環境法

[講義基本情報]

教員:	下山 憲治	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	詳細は、LearningSyllabus をご覧ください。
到達目標	
教科書	
参考書・参考資料	
成績評価方法	
履修条件	
その他の注意	

講義名:55267 地方自治法

[講義基本情報]

教員:	豊島 明子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	地方公共団体の諸活動は、本来、住民の権利実現を目的として、全国統一的な国法秩序の枠内に位置しながらも、これらの法の自主的解釈・運用や当該地域の諸課題に有効に応えるための自主立法の取り組みによって、様々な創意工夫を試みつつ、繰り広げられるべきものである。この意味において、地方行政は、国のそれと比較して、しばしば応用的・実践的で創造的・先進的な活動を展開する点に、特徴がある。これらの点に留意しつつ、地方自治法の各項目について授業を行う。授業は、教員からの講義形式を基本とするが、とりあげる判例や制度についてあらかじめ提示する質問に解答してもらうことを中心に、双方向の質疑応答も盛り込みながら進める。
到達目標	(1)地方自治について、地方自治法を中心に、その仕組みが理解できる。 (2)判例をもとに、地方公共団体の諸活動の法的統制の現状を理解し、種々の法的紛争解決のあり方を考えることができる。 (3)地方公共団体では、近年、自らの法務能力を駆使して住民の権利実現と地域的課題の解決を図るため、「自治体法務」・「政策法務」の重要性が説かれている。法曹として、地方公共団体が独自の「法務」を展開できるよう、これらを支援するために必要な知識と思考枠組みが修得できる。 (4)地方分権政策の特徴と、これによる立法動向を理解し、今後の地方自治のあり方について批判的・発展的に考えることができる。
教科書	人見剛・須藤陽子編著『ホーンブック 地方自治法[第3版]』(北樹出版、2015年)
参考書・参考資料	宇賀克也『地方自治法概説[第6版]』(有斐閣、2015年) 『地方自治判例百選[第4版]』(有斐閣、2013年) なお、授業でとりあげる最新判例や先進的な条例等については、適宜、参照方法を指示したり、資料提供します。
成績評価方法	2回の小テスト(10%×2回=20%)、授業中の発言を含む授業態度(10%)、学期末試験(70%)によって評価します。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	地方自治の基本理念と地方公共団体	(1) 地方自治の基本理念を理解する。 (2) 地方自治の法源を理解する。 (3) 90年代以降の地方自治法の変遷を理解する。 (4) 地方公共団体の法的地位と広域行政の仕組みを理解する。	教科書第1・2章および第6章第1・2節を読んでおくこと。
2	住民の権利	(1) 住民の意義と、住民の権利の類型を理解する。 (2) 住民の参政権に関する諸制度を理解する。 (3) 外国人たる住民の法的地位を理解する。	教科書第4章第1節および第2節と、あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
3	直接民主主義の諸制度と行政手続	(1) 直接民主主義に関する諸制度の類型を理解する。 (2) 住民投票制度について、その仕組みと法的課題を理解する。 (3) 行政手続条例と行政手続法との関係を理解する。	教科書第4章第3節を読んでおくこと。
4	住民参加と情報公開の制度	(1) 住民参加制度について、その仕組みと法的課題を理解する。 (2) 情報公開条例の制定・普及の経緯を理解する。 (3) 情報公開条例の基本構造を理解する。 (4) 情報公開に関する政策法務を考える。	教科書第4章第5節を読んでおくこと。
5	情報公開条例の解釈・運用(1)	(1) 情報公開条例の判例を理解する。	あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。

		(2) 情報公開条例の解釈・運用のあり方を考える。	
6	情報公開条例の解釈・運用(2)	(1) 情報公開条例の判例を理解する。 (2) 情報公開条例の解釈・運用のあり方を考える。	あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
7	個人情報保護、および普通地方公共団体の事務と自治立法権(1)	(1) 個人情報保護条例の制定・普及の経緯を理解する。 (2) 条例の基本構造と解釈・運用のあり方を、判例とともに、理解する。 (3) 事務区分と事務配分について理解する。 (4) 条例制定権と憲法上の法律事項の関係を理解する。 (5) 条例制定権の限界について、その問題の所在を理解する。	教科書第4章第1節4と、あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。 教科書第5章第1節を読んでおくこと。
8	自治立法権(2)	(1) 条例制定権の限界に関する伝統的学説と、その克服過程を理解する。 (2) 様々な規制条例の類型を理解する。 (3) 条例制定権の限界に関する判例と、学説の展開を理解する。 (4) 規則と要綱をめぐる諸問題を理解する。	教科書第5章第2節および第3節と、あらかじめ提示された判例と条例を読んでおくこと。
9	議会と執行機関	(1) 議会の法的地位・権限・組織・運営について理解する。 (2) 執行機関について理解する。 (3) 議会と長の関係を理解する。	教科書第3章を読んでおくこと。
10	公の施設	(1) 公の施設の利用関係について理解する。 (2) 指定管理者制度について理解する。 (3) 民営化の法的統制可能性について、事例をもとに考える。	教科書第7章と、あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
11	住民監査請求と住民訴訟(1)	(1) 住民監査請求の対象・手続を理解する。 (2) 監査請求前置主義について理解する。	教科書第4章第4節と第8章を読んでおくこと。
12	住民訴訟(2)	(1) 住民訴訟制度の類型・対象・手続を理解する。 (2) 「財務会計行為」と、これと先行行為の関係について理解する。 (3) 「当該職員」について理解する。	あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
13	住民訴訟(3)	(1) 各号請求の論点を、判例とともに、理解する。 (2) 議会による債権放棄議決の違法性について、理解する。	あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
14	地方公共団体の契約	(1) 補助金交付について理解する。 (2) 調達契約のあり方について理解する。	あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
15	国と地方公共団体の関係	(1) 普通地方公共団体に対する国の関与の制度(関与類型・関与の基本原則・手続)を理解する。 (2) 国と地方の間の係争処理の仕組みを理解する。	教科書第6章第3節および第4節と、あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
16	定期試験	これまでの学習内容をしっかりと振り返り、自らの知識を確かなものにする。	15回分の授業内容をしっかりと復習する。

講義名:55222 企業法務(契約実務)

[講義基本情報]

教員:	宮島 元子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	水 7
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	詳細は、LearningSyllabus をご覧ください。
到達目標	
教科書	
参考書・参考資料	
成績評価方法	
履修条件	
その他の注意	

講義名:55223 企業法務(特許戦略)

[講義基本情報]

教員:	碓氷 裕彦	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	水 6
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	詳細は、LearningSyllabus をご覧ください。
到達目標	
教科書	
参考書・参考資料	
成績評価方法	
履修条件	
その他の注意	

講義名:55224 企業法務(意匠・商標および外国知的財産戦略)

[講義基本情報]

教員:	碓氷 裕彦	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 7
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	詳細は、LearningSyllabus をご覧ください。
到達目標	
教科書	
参考書・参考資料	
成績評価方法	
履修条件	
その他の注意	

講義名:55231 企業法務(会社法務)

[講義基本情報]

教員:	片山 典之	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	冬期集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	実際に企業で起こっているさまざまな具体例(例題)について検討することを通じて、会社法、財産法、倒産法などで定められる制度が、企業法務の実務においてどのように関係しているかを理解し、これらの法制度の基礎的な知識を確認しつつ、企業法務担当弁護士の役割について検討する。授業は、双方向のもので、教員が事前に示す設問を中心に教員と院生の間で質疑応答を行う。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業活動のグローバル化、取引の高度化に対応するために必要な専門分野としての企業法務の実際を理解する。</li> <li>・資本市場の成熟、規制緩和により、企業が取り組むべき M&amp;A、企業分割などの企業再編、組織変更の実際を理解する。</li> <li>・企業を取り巻くさまざまな関係者の利害を調整するための会社法などの諸規定について、企業法務担当弁護士としての実務的な観点から、理解を深める。</li> </ul>
教科書	
参考書・参考資料	
成績評価方法	毎回の授業への参加のあり方・発言の積極性や内容(30%) 期末試験(70%)
履修条件	特に無いが、財産法、会社法の基本的な知識について一通り学習済みであるのが望ましい。
その他の注意	授業計画は、随時変更され得る。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス	授業の進め方、企業法務弁護士とは？	特になし
2	例題1	株式会社の経営者(取締役、取締役会)と株主の関係、TOB	同上
3	同上	同上	同上
4	例題2	共同事業のパターン、共同事業体の企業形態、ジョイントベンチャー	同上
5	同上	同上	同上
6	例題3	同上	同上
7	例題4	株式会社の経営に関する意思決定権/MBO	同上
8	同上	同上	同上
9	例題5	買収防衛策	同上
10	同上	同上	同上
11	例題6	株式会社の資金調達	同上
12	同上	同上	同上
13	例題7	事業再生、倒産	同上
14	例題8	国際取引(販売代理店契約)	同上
15	その他、総括	その他、質疑応答	同上

講義名:55235 税法

[講義基本情報]

教員:	望月 爾	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	土 3 土 4
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋隔週	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	詳細は、LearningSyllabusをご覧ください。
到達目標	
教科書	
参考書・参考資料	
成績評価方法	
履修条件	
その他の注意	

講義名: 55237 倒産法務(破産)

[講義基本情報]

教員:	小原 将照	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 3
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式で行われる。 本講義は、倒産法制における清算型手続の基本法である破産法について、その手続的概要と実体規範について講義するものである。破産法の実体規範は、清算型手続だけでなく再建型手続においても準用されており、破産法を理解することが倒産法制全体を理解することにもつながる。それゆえ、本講義では、そのほとんどを破産法について講義することに充てる。
到達目標	①破産法の手続概要を理解し一般的な破産処理の手順を説明できる。 ②破産法の実体規範について理解している。
教科書	次の中から1冊 ①伊藤眞『破産法・民事再生法(第3版)』(有斐閣、2014) ②山本和彦ほか『倒産法概説(第2版)』(弘文堂、2010) ③山本克己ほか『破産法・民事再生法概論』(商事法務、2012)
参考書・参考資料	演習系の参考書を中心に挙げる。 ①山本和彦ほか『倒産法演習ノート』(弘文堂、2009) ②加藤哲夫・中島弘雅『ロースクール演習倒産法』(法学書院、2012) ③藤本利一・野村剛司『基礎トレーニング倒産法』(日本評論社、2013) ④小原将照ほか『事例で学ぶ倒産法』(法律文化社、2013)
成績評価方法	期末試験(90%) 中間試験(10%)
履修条件	本講義は、司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する学生に必要な知識を身に付けてもらうことを意図している。このことは、「倒産法」を選択しない学生を排除する趣旨ではないが、「倒産法」を選択しないことを理由に、講義内容や試験レベル・採点基準を下げるよう要求することは一切認めていない。履修する際には、このことを決して忘れないこと。
その他の注意	本講義は、秋学期に開講される倒産法務(民事再生)の基礎と位置づけている。それゆえ、履修の順序としては、倒産法務(破産)を受講した後、倒産法務(民事再生)を受講することを当然の前提としている。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	講義ガイダンス 倒産法の世界	本講義における基本的な内容の確認と受講上の注意をする。 倒産法制の世界と破産手続の概略を説明し、基本的な構造をイメージさせることを目指す。  講義形式、レジユメ配付	入門テキスト(アルマなど)を1冊でよいので読んでおくこと。
2	破産手続の開始	破産手続の開始段階における手続進行および開始要件などを説明し、概要を理解させることを目指す。  講義形式、レジユメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
3	手続機関と利害関係人	破産手続の機関と利害関係人を説明する。その中でも重要度の高い破産者と破産管財人については、様々な論点も含め紹介し理解を深めさせる。  講義形式、レジユメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
4	破産債権と財団債権	破産手続において登場する2つの債権について、その要件・取扱いなどを重要なポイントを押さえて説明できるよう理解させる。  講義形式、レジユメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。

5	破産財団①	<p>配当の原資となる破産財団の意義、範囲および管理・換価方式について説明する。また、取戻権の一部についても説明し、これらを十分に理解できるようにする。</p> <p>講義形式、レジュメ配付</p>	<p>講義予定内容を予習しておくこと。</p>
6	破産財団②	<p>取戻権についての説明と否認権についての説明を行う。特に、否認権については、その要件の理解に十分な時間を割き、理解できるようにする。</p> <p>講義形式、レジュメ配付</p>	<p>講義予定内容を予習しておくこと。</p>
7	未履行の契約関係の処理と係属中の手続関係の取扱い①	<p>手続開始時の双方が未履行状態にある契約関係の処理について、一般的処理通則と各種の契約に即した処理を説明し理解させる。</p> <p>講義形式、レジュメ配付</p>	<p>講義予定内容を予習しておくこと。</p>
8	未履行の契約関係の処理と係属中の手続関係の取扱い①	<p>手続開始時の双方が未履行状態にある契約関係の処理について、残りの契約類型について説明した後に、係属中の手続関係の取扱いについて説明し理解させる。</p> <p>講義形式、レジュメ配付</p>	<p>講義予定内容を予習しておくこと。</p>
9	担保権の取扱い①	<p>担保権と取扱いについての全体構造と破産法での取扱いにあわせた類型を説明する。その上で、物的担保の取扱いについて説明し理解を深めさせる。</p> <p>講義形式、レジュメ配付</p>	<p>講義予定内容を予習しておくこと。</p>
10	担保権の取扱い②	<p>物的担保の説明を前回に続いて行い、その後、人的担保の取扱いについて説明し理解を深めさせる。</p> <p>講義形式、レジュメ配付</p>	<p>講義予定内容を予習しておくこと。</p>
11	相殺の取扱い①	<p>実体法上の相殺の取扱いについて、まず、その範囲の拡張を中心に説明を進める。その後、相殺権の行使制限を理解させる</p> <p>講義形式、レジュメ配付</p>	<p>講義予定内容を予習しておくこと。</p>
12	相殺の取扱い②	<p>相殺権の行使制限の続きを紹介し、理解を深めさせる。</p> <p>講義形式、レジュメ配付</p>	<p>講義予定内容を予習しておくこと。</p>
13	手続の終了と破産犯罪	<p>破産手続は何時どのような形で終了するのかを紹介する。加えて、破産斬罪についても紹介する。</p> <p>講義形式、レジュメ配付</p>	<p>講義予定内容を予習しておくこと。</p>
14	免責と復権	<p>免責手続の概要と免責不許可事由について詳細に紹介するとともに、復権制度を合わせて債務者の経済的更生面の理解を深めさせる。</p> <p>講義形式、レジュメ配付</p>	<p>講義予定内容を予習しておくこと。</p>
15	手続間の一体化まとめ	<p>破産手続と他の手続間の移行制度について理解を深めさせる。時間的に可能であれば、破産法に関する事例について、演習形式での検討を行い、より深い考え方を学ばせる。</p> <p>講義形式＋演習形式 レジュメ配付＋必要資料配付</p>	<p>講義予定内容を予習しておくこと。</p>

講義名:55239 倒産法務(民事再生)

[講義基本情報]

教員:	小原 将照	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	金 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式で行われる。 再建型の倒産処理手続の一般法である民事再生手続は、施行以来、わが国の倒産実務において極めて重要な役割を果たしている。また、社会的にも企業再建方法の1つとして認知されており、実社会におけるニーズは少なくない。そこで、本講義では、民事再生法に関して、その基本的構造から説明し、その手続的理解を深めることを目的としている。 同時に、倒産法制に関する総合的な事例問題に取り組むことで、適確な論点を把握し、倒産法に基づく事案の解決方法を検討する力を養うことも目的としている。
到達目標	①民事再生法の基本的構造を理解している。 ②民事再生手続の手続進行を説明できる。 ③倒産法に関する事例問題について論点を指摘できる。
教科書	次の中から1冊 ①伊藤眞『破産法・民事再生法(第3版)』(有斐閣、2014) ②山本和彦ほか『倒産法概説(第2版)』(弘文堂、2010) ③松下淳一『民事再生法入門(第2版)』(有斐閣、2009) 倒産総合演習では次のテキストを利用する。 三木浩一・山本和彦『ロースクール倒産法(第3版)』(有斐閣、2014)
参考書・参考資料	演習系の参考書を中心に挙げる。 ①山本和彦ほか『倒産法演習ノート』(弘文堂、2009) ②加藤哲夫・中島弘雅『ロースクール演習倒産法』(法学書院、2012) ③藤本利一・野村剛司『基礎トレーニング倒産法』(日本評論社、2013) ④小原将照ほか『事例で学ぶ倒産法』(法律文化社、2013)
成績評価方法	期末試験(70%) 講義への参加度(30%)(以下を参照のこと) ①出席は評価の対象外とする。 ②総合演習での課題に関する質疑応答を評価する。ただし、ただ答えただけの場合、積極的な評価とはしない。 ③予習をしていない場合は、消極的な評価とする。
履修条件	本講義は、司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する学生に必要な知識を身に付けてもらうことを意図している。このことは、「倒産法」を選択しない学生を排除する趣旨ではないが、「倒産法」を選択しないことを理由に、講義内容や試験レベル・採点基準を下げるよう要求することは一切認めていない。履修する際には、このことを決して忘れないこと。
その他の注意	本講義は、春学期に開催される倒産法務(破産)の発展科目として位置づけている。それゆえ、履修の順序としては、倒産法務(破産)の受講の後に、倒産法務(民事再生)を受講することを、当然の前提としている。また、講義の内容的にも、倒産法務(破産)で説明した内容については本講義では扱わないし、総合演習においては、倒産法務(破産)の知識は、当然身に付いていることを前提として進める。このことを念頭に置いて科目登録をすること。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス・倒産の世界と民事再生	本講義における基本的な内容の確認と受講上の注意をする。 再建型倒産手続の概要・目的と民事再生手続の概要・目的を説明する。  講義形式、レジュメ配付	入門テキスト(アルマなど)を1冊でよいので読んでおくこと。
2	再生手続の開始	再生手続の開始手続の概要を説明すると共に、その要件・効果、開始前の保全処分などを理解させるようにする。	講義予定内容を予習しておくこと。

		講義形式、レジュメ配付	
3	手続機関・利害関係人	再生手続の機関と利害関係人を説明する。その中でも重要度の高い再生債務者については、様々な論点も含め紹介し理解を深めさせる。  講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
4	再生債権・共益債権と再生債務者財産	再生手続において登場する2つの債権について、その要件・取扱いなどを重要なポイントを押さえて説明できるよう理解させる。また、再生債務者財産の範囲と管理は重要である。この点に関する重要事項を、網羅的に説明し理解させる  講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
5	担保の取扱いと取戻権・相殺権	再生手続における担保権の取扱いを説明する。また、取戻権と相殺権も破産手続との違いを中心に説明する。  講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
6	再生債務者をめぐる法律関係等の整理	再生手続開始決定時に係属中の各種手続や未履行双務契約の処理について、破産手続との異同を踏まえて説明する。  講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
7	再生計画案の作成・提出	再生手続の中心の1つでもある再生計画案の作成・提出について、特に、実務上重要になる記載事項を中心に説明し理解させる。  講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
8	再生計画の認可と遂行・変更および再生手続の終了	再生計画案が、再生計画として成立・認可されるプロセスを説明し、そして、認可された再生計画の遂行段階と、再生手続の終了時点について説明する。  講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
9	再生手続の特則	通常再生手続以外に、その特則として定められた個人再生は、再生事の中でも重要な位置を占める。その概要について説明する。  講義形式、レジュメ配布	講義予定内容を予習しておくこと。
10	倒産総合演習①	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。  演習形式	事前に指定された説例について予習しておくこと。
11	倒産総合演習②	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。  演習形式	事前に指定された説例について予習しておくこと。
12	倒産総合演習③	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。  演習形式	事前に指定された説例について予習しておくこと。
13	倒産総合演習④	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。	事前に指定された説例について予習しておくこと。

		演習形式	
14	倒産総合演習⑤	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。  演習形式	事前に指定された説例について予習しておくこと。
15	倒産総合演習⑥	『ロースクール倒産法』の説例について、受講メンバーと検討する。検討の中で、不足している知識や、判例理論の検討なども行う。  演習形式	事前に指定された説例について予習しておくこと。

講義名:55241 民事執行・保全法

[講義基本情報]

教員:	久世 表士	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 3
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本講義では、民事執行手続と民事保全手続を学びます。民事執行手続は、権利実現の手続です。金銭に支払いや建物の明渡しについて判決を取得しても、訴訟で敗訴した被告が、任意に金銭の支払いや建物の明渡しをしない場合に、権利の強制的実現手段がなければ、その権利は絵に描いた餅にすぎません。また、不動産に抵当権などの担保権が設定されていても、それだけでは抵当権が把握した不動産の交換価値の実現はできません。そこで、国家権力を背景とした権利実現の手続としての民事執行手続が必要となる訳です。しかし、民事執行手続が完備していても、判決手続によって権利が確定するまでの間に、相手方の財産状態あるいは権利関係に変化が生じてしまうおそれがあります。そうすると、権利者がせっかく判決を取得したとしても権利実現が出来なくなってしまいます。そこで、このような事態を防止するために、暫定的に権利を保全したり、一定の法律的に地位を認める手続が必要となります。この手続が民事保全手続です。授業は双方向性を重視して行いますので、受講者の積極的な授業参加が求められます。
到達目標	民事執行手続と民事保全手続の基本構造と、実務で重要となる典型的事例を学ぶことによって、将来実務についたときに、戸惑うことがないようにするための基礎知識を習得します。 ①民事執行の申立書を作成することができる。 ②民事執行に対する救済が具体的にできる。 ③民事保全の申立書を作成することができる。
教科書	上原外著「民事執行・保全法(第4版)有斐閣アルマ
参考書・参考資料	司法研修所編「改定民事執行(補正版)」改定民事保全(補正版)日本弁護士連合会平成17年、民事執行・保全判例百選有斐閣2005年
成績評価方法	発言内容、討論内容などの授業参加度 10%、筆記試験(中間テスト 20%、期末テスト 70%)によって評価します。
履修条件	民法(特に担保物権法、債権総論)、民事訴訟法についての理解が必要である。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	民事執行手続の基本構造(1)	民事執行手続と民事保全手続について、その概要を説明します。民事訴訟手続や倒産手続との関係についても説明します。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
2	民事執行手続の基本構造(2)	強制執行手続について、主に申立人である債権者の立場からみた手続の流れを説明します。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
3	民事執行手続の基本構造(3)	強制執行を受けた債務者や利害関係人の救済方法について説明します。具体的には執行機関の処分に対する不服申立である執行異議、執行抗告と執行関係訴訟(請求異議、第三者異議等)について学びます。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
4	金銭執行(1)不動産に対する強制執行	債権者の金銭債権の権利実現をするために、執行裁判所が債務者の不動産を差押え、強制換価し、その代金を債権者に配当する強制競売手続について学びます。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
5	金銭執行(2)不動産担保執行	抵当権実行による不動産競売について学びます。実務では頻度の高い中心的な執行ですので、充分習熟しておくことが必要です。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
6	金銭執行(3)不動産収益執行	強制執行や担保権の実行による競売のように、不動産を差押・換価・配当することにより、債権者が満足を受けるのではなく、賃料など不動産の収益から満足を受ける収益執行について学びます。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
7	金銭執行(4)債権・動産に対する強制執行と担保権執行	執行官が債務者の占有する動産を差押え、強制換価し、その代金を債権者に配当する動産執行と債務者の第三債務者に対する債権(預金債権、給与債権等)を差押え、これを換価して債権者に満足を与える債権執行について学びます。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
8	非金銭執行(1)不動産、	建物収去土地明渡、建物明渡、動産引渡など、執行官が債務	予め配布するレジュメや教科書等

	動産の引渡執行	者の不動産等に対する占有を解いて債権者にその占有を取得させる強制執行について学びます。不動産の明渡執行は、言葉でいうほど簡単なものではありません。	読んで参加します。
9	非金銭執行(2)代替執行、間接強制、意思表示義務の強制など	代替執行、間接強制、意思表示義務の強制執行について学びます。形式競売や財産開示制度についても触れます。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
10	民事保全手続の基本構造	民事保全の申立から終了までの一連の手続の流れを説明したうえで、それに対する救済制度についても説明します。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
11	仮差押	不動産仮差押を中心に、動産の仮差押、債権の仮差押について学びます。将来の金銭執行に備える保全手続です。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
12	係争物に関する仮処分(1) 処分禁止の仮処分	処分禁止の仮処分について学びます。特定物の給付請求権を保全するための仮処分です。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
13	係争物に関する仮処分(2) 占有移転禁止の仮処分	占有移転禁止の仮処分について学びます。将来の建物明渡執行等に備える保全処分です。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
14	仮の地位を定める仮処分(1)	引渡断行の仮処分、意思表示を命ずる仮処分、競売手続停止の仮処分、通行妨害禁止の仮処分等について学びます。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。
15	仮の地位を定める仮処分(2)	日照妨害禁止の仮処分、街宣活動禁止の仮処分、金員支払いの仮処分、出版禁止の仮処分等について学びます。	予め配布するレジュメや教科書等を読んで参加します。

講義名:55243 不動産法務

[講義基本情報]

教員:	久志本 修一	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	月 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	不動産に関する法律問題の中で、不動産登記を理解した上で、民法を中心とする民事法系の法律に視点をおき、判例を踏まえて、具体的事例を通して実務的な考察を行います。具体的事例は、不動産売買(宅地建物取引業法・区分所有権法にも触れます)・不動産賃貸借(借地借家法を含みます)・建物建築・相隣関係等の各事例を扱います。講義は教員と受講者による双方向での討議を重ねる方法で行います。
到達目標	民法の「共通的な到達目標モデル」を踏まえて、不動産に関する法律関係及び法律実務を学び、以下を到達目標とします。 ①不動産に関する登記を理解できるようになる。 ②学んだ民法系の基礎知識のうち、不動産に関連する法律問題について、適用できるようになる。 ③不動産に関する法律問題について、具体的事例を通して、実務ではどのように現実的な解決をしているか理解できるようになる。
教科書	なし
参考書・参考資料	なし
成績評価方法	授業参加度を15%、レポートの評価を15%、学年末試験を70%として評価します。
履修条件	民法の基本的知識を習熟し、理解していることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション 不動産登記と不動産に 関する諸法令	不動産の登記を学び、不動産に関わる民法以外の諸法令を概括的に説明します。	事前に事例、資料を配布するので、事前に検討した上で講義に臨むこと。
2	不動産売買(1) 契約締結時の問題 その1	実務においてはある日突然不動産売買契約が成立するわけではありません。 －最低限何を確認すべきか・買付証明書、売渡証明書の意味・不動産売買契約は口頭で成立するのか・農地の売買について・契約締結上の過失の認定等について学びます。	同上
3	不動産売買(2) 契約締結時の問題 その2	実務においては契約締結時に所有名義人以外の人物が契約締結交渉に関与することがあります。 －代理人を通しての契約締結(表見代理)・仲介業者が介在する契約(媒介は無し契約と仲介報酬請求)等について学びます。	同上
4	不動産売買(3) 契約締結時の問題 その3	実務においては不動産売主の意思能力が問題となることがあります。 －高齢者・障がいのある人との土地取引についての問題点(成年後見制度)・不動産売買に必要な意思能力の程度とは・その判定方法等について学びます。	同上
5	不動産売買(4) 契約解消の問題 その1	実務においては不動産売買契約の締結後その契約が解消される場合に問題が生ずることがあります。 －申込証拠金の意味・手付けの認定・内金の認定・履行の着手の認定に関する問題点等について学びます。	同上
6	不動産売買(5) 契約解消の問題 その2	実務においては不動産売買契約の締結後、売主、買主の意向の相違により契約解消の問題が生ずることがあります。 －不動産売買と瑕疵担保責任(数量不足・物理的瑕疵・心理的瑕疵)・マンション販売時の固有の問題等について学びます。	同上
7	不動産売買(6)	実務においては賃借人が居住したままで、また担保権が設定され	同上

	賃借権や担保のついてい る土地の売買	ている不動産が売買・競売取得される場合があります。 －賃貸人の地位の交代・担保権が設定されている不動産の購入 時の問題・競売による不動産の取得に関しての問題点等につ いて学びます。	
8	不動産賃貸借(1) 不動産賃貸借契約の解 消にあたっての基本的問 題点 (貸主の立場から)	実務においては不動産賃貸借契約の解除についての相談があり ます。 －賃料不払者に対する催告書の書き方・催告解除と無催告解除 (特約)・合意解約と明け渡し期限・賃借人の連帯保証人に対する 請求と制限・賃借人が行方不明になった時の問題点等について 学びます。	同上
9	不動産賃貸借(2) 不動産賃貸借契約の解 消にあたっての基本的問 題点 (借主の立場から)	同上 －敷金返還請求権の問題・賃借人の義務について・原状回復義 務と敷金の相殺について(いわゆる継年変化の問題)等について 学びます。	同上
10	不動産賃貸借(3) 資産運用・投資のための 不動産賃貸借について	実務においては資産運用・投資のための賃貸経営に伴うトラブル が発生しています。 －賃料保証契約(サブリース契約)と賃料保証の危険性・賃貸人 の交代に伴うトラブル・投資型マンション購入に伴うトラブル(消費 者保護視点)等について学びます。	同上
11	不動産賃貸借(4) 対抗力ある不動産賃借 権について	実務においては、立退きを巡って種々の問題が発生しています。 －対抗力ある不動産賃借権とは・解約にあたっての「正当事由」と は(耐震強度不足は?)・定期借地権、定期借家権を巡る問題(更 新時の問題)等について学びます。	同上
12	建物建築(1) 注文主の立場から	実務においては建物建築を巡り、瑕疵の問題・工事遅延の問題 等が発生しています。 －着工の遅延と解除・建物瑕疵と残代金請求(同時履行?)・瑕 疵担保と建替請求について・設計者の責任・請負人の破産等につ いて学びます。	同上
13	建物建築(2) 請負人の立場から	同上 －契約に反した耐震上安全な建物の場合(契約違反と瑕疵の判 断)・追加工事、変更工事を巡るトラブルについて・注文主の破産 等について学びます。	同上
14	相隣関係(1) 境界紛争等	実務においては隣地との境界トラブルが発生することがありま す。 －境界紛争が生ずる理由・境界確定の要素は?・境界確定裁判 について(形成訴訟)・取得時効と登記等について学びます。	同上
15	高齢者の不動産管理及 び不動産処分 その他まとめ	増加する高齢者が関わる不動産の管理、不動産の処分について より注意が必要になってきています。 －賃料の收受・遺言の作成等について学びます。 不動産法務の講義を振り返ってまとめを行います。	同上

講義名: 55245 経済法

[講義基本情報]

教員:	山本 大輔	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	土 1 土 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春隔週	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	詳細は、LearningSyllabus をご覧ください。
到達目標	
教科書	
参考書・参考資料	
成績評価方法	
履修条件	
その他の注意	

講義名:55247 国際取引法

[講義基本情報]

教員:	金 祥洙・平田 大器	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	夏期後半	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>(概要)国際的な民商事法上の問題のうちの国際財産法上の問題と、その紛争解決手続としての国際民事手続法上の問題を扱います。 渉外弁護士と外国人教員の2名によるオムニバス形式で、それぞれケースメソッドやディベートなどを織り込みつつ授業を行います。</p> <p>(オムニバス形式) (平田兼任講師)国際取引を支配している米国法や英国法あるいはそれらの国の裁判制度と、わが国のそれらとを比較しつつ、国際取引の実務的な問題点を中心に検討していきます。 (金兼任講師)近時の民事訴訟法の改正(国際管轄権に関する規定の新設)、さらに裁判例を用いながら、国際民事事件に関する実務的な問題点ー国際管轄、外国判決の承認・執行、国際仲裁等ーにつき、ディベートを中心に検討していきます。</p>
到達目標	展開・先端科目の一つとして、国際取引に関して生ずる法律問題につき、その解決方法ないし解決枠組みを学ばせ、これにより学生たちに国際取引に関わる幅広い知識を習得させ、さらには紛争解決に関する複眼的な視点をも身につけさせます。
教科書	澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門(第6版)』(有斐閣双書) 本間靖規・中野俊一郎・酒井一『国際民事手続法[第2版]』(有斐閣アルマ、2012年) 櫻田嘉章、道垣内正人編『国際私法判例百選[第2版]』(別冊ジュリスト210号、2012年)
参考書・参考資料	高桑昭『国際商取引法』第3版(有斐閣、2011年) 高桑昭、道垣内正人編『国際民事訴訟法』(青林書院、2002年)
成績評価方法	成績評価は、授業への参加態度(10%)、適宜課アサシメントおよびレポート(10%)、さらには学期末の試験(80%)について合議の上総合的に判定します。
履修条件	民事訴訟法・国際私法を受講していることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	国際裁判管轄の基本概念 (金)	国際裁判管轄の問題を考える場合の基本的な立場といったことをまず考える回となります。これから民事訴訟法をならうための総論的な部分です。ここでは、国際法上の「裁判権」と手続法上の要請から生じた「管轄権」の違いを明確にしなが、国際民事訴訟法の意義と国家の裁判権の内容を明らかにします。	参考文献の関連部分を予習して下さい。また、国際裁判管轄の合意は国内の管轄の合意とどのような差異があるか考えてみましょう。
2	財産事件の国際裁判管轄 (金)	前回の理解をもとに、具体的に国際裁判管轄が問題となった判例を取り扱います。最判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁や最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁等を用いながら、わが国の判例法理(たとえば逆推知説)の変遷と現状を検討し、法廷地を定めるための様々な利益の考量のプロセスを考察します。	参考文献による予習の際には、前掲した判例を除くその他の判例をもいくつか調べてみて下さい。
3	人事・家事事件の国際裁判管轄 (金)	国際裁判管轄の問題のうち、前回でとりあげた財産事件の国際裁判管轄法理の内容をより明確し、さらにその残りの問題として、人事・家事事件(とくに離婚訴訟)の国際裁判管轄の法理を、最判昭和39年3月25日民集18巻3号486頁や最判平成8年6月24日民集50巻7号1451頁等を検討しながら明らかにします。財産事件の場合との差異にも目を配ります。	外国判決の承認・執行と密接に関連していることに注意しながら、参考文献により予習して下さい。
4	国際訴訟競合 (金)	内外で同時に訴訟が進行する国際訴訟競合につき、規制の必要性とその手法について検討します。関西鉄工事件や東京地判平成3年1月29日判時1390号98頁等を素材に、承認予測説による場合の具体的な利益考量について考えてみます。	参考文献による予習の際には、離婚事件以外に関する判例もいくつか調べて下さい。
5	外国判決の承認	国際民訴の領域としては例外的に明文規定のある問題であるが、その規定たる民事訴訟法118条および民事執行法24条等につき検討を加えます。	参考文献による予習のほか、アメリカ法上の懲罰的賠償について

	施行(金)	す。最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁や最判平成10年4月28日民集52巻3号853頁をとりあげ、実定法の要件がどのように適用されるか分析します。	でも一通り理解しておいて下さい。
6	国際仲裁(金)	国際取引紛争を解決する手段としてしばしば利用される「国際仲裁」につき、その内容、すなわち仲裁契約・仲裁手続・仲裁判断等を裁判制度との比較から検討するとともに、その問題点等を考えます。素材として新仲裁法のほか、最判平成9年9月4日民集51巻8号3654頁等をとりあげます。仲裁制度の活性化についても考えてみます。	参考文献による予習のほか、ADRについても一通り理解しておいて下さい。
7	国際倒産(金)	国際倒産の処理に関する問題について検討します。現行法のもとで、何がどこまで規定され、何が解釈に委ねられているのかを明らかにする。主に、日本の倒産手続の外国における効力、反対に外国倒産手続の日本での効力が重点的に取り上げられます。	参考文献による予習のほか、ADRについても一通り理解しておいて下さい。
8	まとめと討論(金)	毎回のディベートを中心とした授業の後、最終的にはいくつかの国際取引での手続上の問題に関する設例をあげ、それをもとに学生たちに紛争解決をめぐる議論をしてもらいます。ここでの議論は、評価の対象にもなりません。	予め決められたグループごとに打ち合わせをして下さい。
9	国際取引の特徴と課題(平田)	国際取引が異なる法域間における取引であることから生じる特色、国際私法と実質法の関係、国際民事訴訟法の問題、各国裁判制度、各国弁護士制度の違いを理解して貰う。	教材の該当部分を予習して下さい。
10	裁判管轄、抵触法及び国際的統一法(平田)	国際取引における紛争を解決する上で、実務家として検討すべき問題点を考えます。国際裁判管轄の選択の問題、抵触法の重要性を認識して貰います。	教材の該当部分を予習して下さい。
11	国際売買(平田)	英国法が準拠法として多く指定される理由と、それを支える英国弁護士制度及び裁判制度を学習して貰います。	教材の該当部分を予習して下さい。
12	国際海上物品運送法(平田)	国際海上物品運送法、国際航空運送法における問題点を考えます。統一条約、責任の根拠責任制限等の問題を講義し、これらの問題について、米国及び英国の裁判制度を利用して解決を図る場合の問題点を検討します。	教材の該当部分を予習して下さい。
13	貨物海上保険(平田)	英国法がこの分野において世界の標準法となっていること、英国法と日本法との違い、それがもたらす問題点を検討します。	教材の該当部分を予習して下さい。
14	製造物責任(平田)	製造物責任訴訟の問題点を検討します。  米国の司法制度と弁護士の役割、依頼者及び証人との関係を考えます。	教材の該当部分を予習して下さい。
15	まとめと検討(平田)	実務家としていかに国際取引及び国際紛争に対処するかとの観点から総括議論を行います。	教材の該当部分を予習して下さい。

講義名: 55249 知的財産権法 A

[講義基本情報]

教員:	鈴木 将文	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	月 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	詳細は、LearningSyllabus をご覧ください。
到達目標	
教科書	
参考書・参考資料	
成績評価方法	
履修条件	
その他の注意	

講義名:55251 知的財産権法 B

[講義基本情報]

教員:	川岸 弘樹・松井 隆	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 1
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	著作権法に関する重要知識の整理と、重要論点を取り上げた演習・講義を行う。 テーマ毎に講義を行った上で、設例に関する検討・討論・講評を行う。
到達目標	著作権法に関する知識の定着を図り、具体的事案に応じて適用・応用する能力を養う。 実務家に必要な紛争解決能力を身に付ける。 判例・学説を正確に理解することができる。
教科書	茶園成樹編『著作権法』(有斐閣, 2014)
参考書・参考資料	高部真規子『実務詳説 著作権訴訟』(一般社団法人金融財政事情研究会, 2012)中山信弘『著作権法 [第2版]』(有斐閣, 2014), 中山信弘ほか編『著作権法判例百選[第4版]』(有斐閣, 2009)。その他必要に応じて追って指示する。
成績評価方法	期末テスト 90%, 講義における発言・参加内容等 10%。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	著作権制度の概要	著作権法全体を概観し、我が国の著作権制度の骨子を理解する。	特になし
2	侵害に対する救済	1 総論 2 差止請求 3 損害賠償請求 4 名誉回復等の措置請求 5 不当利得返還請求 6 関税法による水際措置	事前に指定する範囲のテキスト・判例等を予習する。
3	侵害に対する救済	同上	同上
4	著作物	1 著作物性 2 著作物の種類 3 既存の著作物等を基礎とした著作物 4 保護を受ける著作物 5 権利の目的とならない著作物	同上
5	著作物	同上	同上
6	著作物	同上	同上
7	著作者	1 総論 2 著作者とは 3 共同著作 4 職務著作 5 映画の著作物の著作者・著作権者	同上
8	著作者	同上	同上
9	著作権	1 総論 2 依拠性 3 支分権 4 みなし侵害 5 保護期間	同上

		6 その他の著作権の消滅事由	
10	著作権	同上	同上
11	著作権の制限	1 総論 2 私的使用のための複製 3 付随対象著作物の利用 4 検討の過程における利用 5 技術の開発・実用化のための試験の用に供するための利用 6 図書館等における複製等 7 引用 8 教育のための利用 9 障害者福祉のための利用 10 営利を目的としない上演等 11 報道のための利用 12 裁判手続等における複製 13 情報公開法等に基づく利用 14 放送事業者等による一時的固定 15 所有権との調整等のための制限 16 情報機器の利用・情報通信の円滑化のための制限	同上
12	著作権の制限	同上	同上
13	著作権人格権	1 総論 2 公表権 3 氏名表示権 4 同一性保持権 5 名誉又は声望を害する取扱い 6 著作者の死後における人格的利益の保護について	同上
14	著作権人格権	同上	同上
15	権利の活用, 著作隣接権	権利の活用及び著作隣接権について概観する。	同上

講義名: 55253 保険法

[講義基本情報]

教員:	甘利 公人	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	夏期後半	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>一般に保険とは、将来の不測の損害をその可能性のある多数の者の出損によりてん補する制度です。広く保険法とは、社会保険や産業保険などの公保険に関する法や営利保険や相互保険などの私保険を含みます。</p> <p>本講義は、私保険の中でも営利保険に関する保険契約法を対象とします。保険契約法は、裁判例をとおしてはじめてよく理解できるので、特に重要な裁判例を選択して、その理論構成と理由付けを検討します。</p> <p>ケースメソッド方式により講義を行います。平成 21 年に制定された保険法の規定の立法趣旨や約款の制定趣旨を理解し、また実際の裁判ではどのような理論構成で結論が導かれているのかを検討します。本講義では、保険法の諸問題について論理的な考察ができる能力の習得を目的とします。</p>
到達目標	<p>本講義は、民事法の基本的な科目である民法の発展的科目として位置づけられる。</p> <p>保険契約も契約であるから、民法の契約法に関する一般原則に従うが、保険という特殊性(善意契約性、射倖契約性)からくる独特の制度や約款の規定があります。これらの制度や約款条項の解釈問題の検討により、紛争解決のための妥当な理論構成ができるようにします。</p>
教科書	甘利公人・福田弥夫『ポイントレクチャー保険法』(有斐閣、2011 年)
参考書・参考資料	山下友信・洲崎博史編『保険法判例百選』(有斐閣、2010 年)
成績評価方法	講義中の発言内容(30%)＋レポート(70%)の点数で評価を行います。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	保険法総論	保険契約の法源としての普通保険約款について、それに対する立法的、行政的および司法的規制に関する裁判例を検討する。また、保険約款の法的拘束力の根拠について学説・判例を検討する。保険契約の性質および当事者と関係者について、その特殊性を検討する。	講義で検討した判例についてその問題点を整理すること。以下、同様とする。
2	損害保険総論	損害保険契約の意義について、損害てん補の例外との関係を検討する。告知・通知義務についての裁判例を検討し、生命保険のそれとの比較のための基礎とする。	
3	被保険利益	「利益なければ保険無し」といわれているように、損害保険では被保険利益が重要な要素であるので、損害保険における被保険利益の意義とその機能について検討する。超過保険と重複保険について、保険法の規定を検討する。	
4	損害保険関係	保険契約者の主たる義務である保険料の支払いにおける諸問題を検討する。とくに無催告失効約款と消費者契約法 10 条が問題となる。	
5	損害保険関係の変更	契約締結の当初予定していた保険関係に変更が生じた場合、保険関係にどのような影響を及ぼすのかについて、保険価額の変更、危険の減少・消滅、危険の増加の項目につき検討する。また、保険の目的物の譲渡については、保険債権の譲渡と対抗要件の問題を検討する。	
6	損害保険と担保権者の保護	保険の目的物に抵当権が設定されている場合、保険事故が発生したときに被保険者が有する保険金請求権にどのような影響を及ぼすのかについて、保険金請求権の物上代位性、質権設定、抵当権者特約、債権保全火災保険の項目に分けて検討する。	
7	保険者の損害てん補	保険者は保険期間内に保険事故が発生した場合に損害をてん補する(保険金を支払う)。保険事故発生時の通知、因果関係、保険者の免責について検討する。とくに保険事故招致の免責については、主観的要件である故意免責と第三者による保険事故招致について検討する。	
8	保険代位	保険者が損害をてん補したときには、被保険者の有する権利を保険者に移転するものとしている。この保険者の代位について、残存物代位と請求権代位を検討する。また、保険利益享受約款や所得補償保険と代位の問題についても検討する。	

9	損害保険各則	損害保険のなかでもとくに重要な火災保険、運送保険、責任保険についての重要な論点を検討する。火災保険では地震免責条項、責任保険では被害者の先取特権がとくに問題となる。	
10	自動車保険①	自動車保険では、自賠責保険と任意自動車保険に分けて検討する。自賠責については、自賠法3条の他人性(妻は他人か、運転代行業の依頼者の他人性)、運行概念、直接請求権、任意保険との関係の項目を検討する。	
11	自動車保険②	任意自動車保険では、許諾被保険者、搭乗者傷害保険と損益相殺、他車運転特約、家族限定特約および免責条項にいう配偶者の項目について検討する。	
12	生命保険の意義	生命保険契約の定義、損害保険との異同、傷害保険との異同について検討する。また、他人の生命の保険契約と他人のためにする生命保険契約の問題点を検討する。	
13	保険金受取人の諸問題	生命保険契約では、とくに保険金受取人の権利が問題となる。保険金受取人の変更(指定の意味と効力発生要件)、保険金受取人の保険事故発生前の死亡、解約返戻金の差押えについて検討する。	
14	生命保険の免責事由	自殺免責とモラルリスク対策が問題となる。法人による被保険者故殺、犯罪行為による死亡、特別解約権、災害関係特約・傷害特約における重過失の意義について検討する。また、重大事由解除について説明する。	
15	傷害疾病保険	傷害疾病保険はこれから重要となる保険種目である。傷害保険と保険代位、保険金受取人の権利の割合、外来の事故の意義、偶然性の立証責任、闘争行為免責の意義について検討する。とくに最近では、外来性が問題となっている。	